

付録

1. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の概要

総合的なバリアフリー施策を推進するために、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）が制定された。（2006（平成18）年6月21日公布、12月20日施行）

1.1 法律の趣旨

バリアフリー法では、高齢者、障害者（身体障害者のみならず、知的・精神・発達障害者など、全ての障害者を対象）、妊産婦、けが人などの移動や施設利用の利便性や安全性の向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進することとしている。

1.2 法律の基本的な仕組み

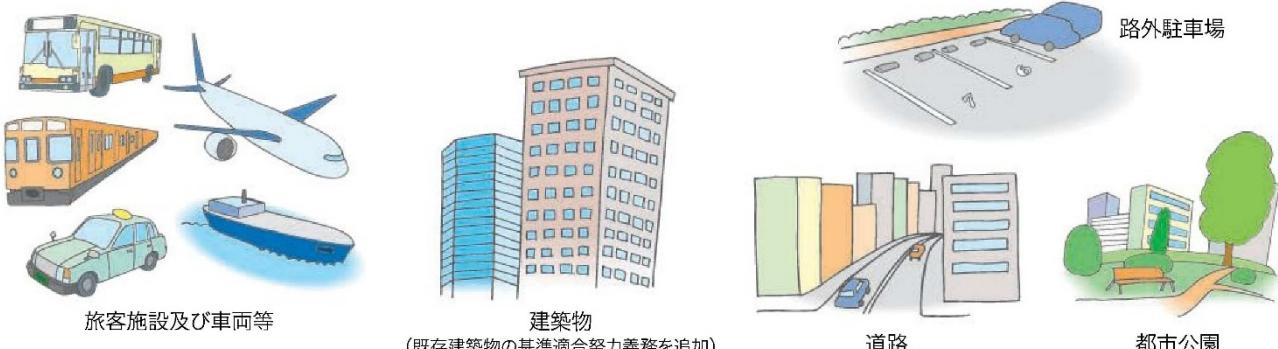
1.2.1 基本方針の制定

バリアフリー施策を総合的かつ計画的に推進するため、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（2006（平成18）年国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第1号）が制定されている。2006（平成18）年の制定後、2011（平成23）年、2018（平成30）年、2020（令和2）年に改正が行われ、移動等円滑化の新規目標の設定、施設設置管理者が講ずべき措置の充実、基本構想策定の促進等の改正が行われている。

1.2.2 バリアフリー化のために施設設置管理者等が講ずべき措置

公共交通機関（駅・バスターミナルなどの旅客施設、鉄道車両・バス等の車両等）、並びに特定の建築物、道路、路外駐車場及び都市公園を新しく建設・導入する場合、それぞれの事業者・建築主等の施設設置管理者に対して、施設等ごとに定めた「バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）」への適合が義務付けられている。

また、既存のこれらの施設等について、基準適合するように努力義務が課されている。



出典：バリアフリー新法の解説 パンフレット（国土交通省・警察庁・総務省）

1. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の概要

1.2.3 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）及びバリアフリー基本構想

1.2.3.1 市町村による移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の作成

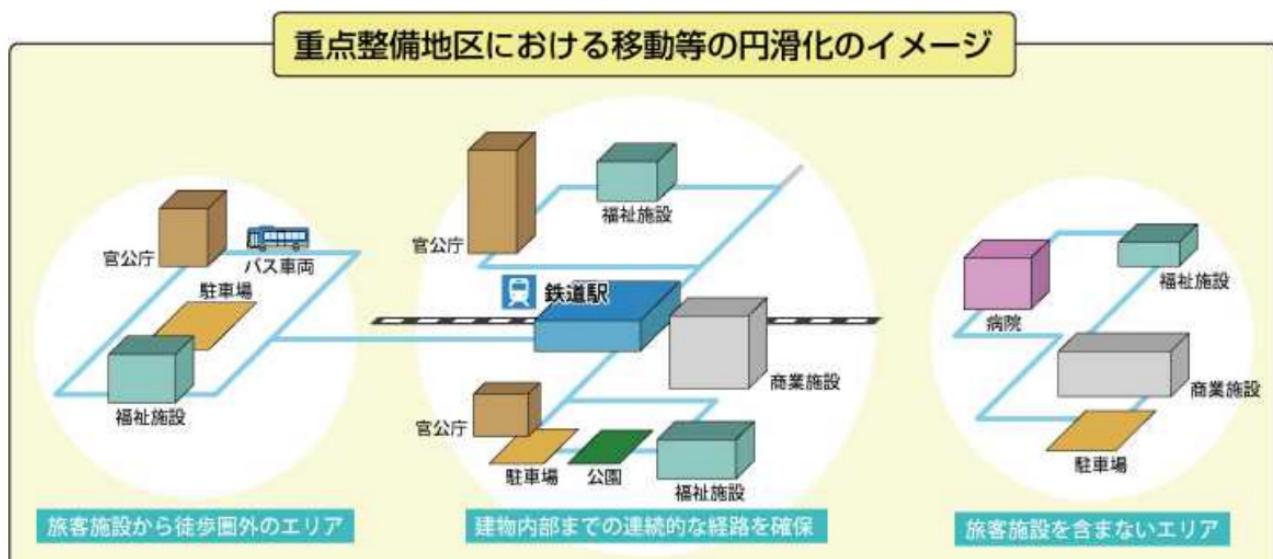
市町村は、国が定める基本方針に基づき、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（以下「移動等円滑化促進地区」という。）において、広くバリアフリーについて考え方を共有し、具体的な事業計画であるバリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）の作成につなげていくため、面的・一体的なバリアフリー化の方針を示す「移動等円滑化促進方針（以下「マスタープラン」という）」を作成することができる。現在、「マスタープラン」は50市町で作成されている。（2025（令和7）年3月31日時点）。

1.2.3.2 市町村によるバリアフリー基本構想の作成

市町村は、国が定める基本方針に基づき、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（以下「重点整備地区」という。）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、当該地区におけるバリアフリー化の方針、事業等を内容とする「基本構想」を作成することができる。現在、「基本構想」は334市町村で作成されている（2025（令和7）年3月31日時点）。

1.2.3.3 基本構想に基づく事業の実施

関係する事業者・建築主等の施設設置管理者及び都道府県公安委員会は、それぞれ具体的な事業計画を作成し、事業を実施することとしている。



出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン
(国土交通省総合政策局)

1.2.4 住民参加と意見の反映

マスター・プラン又は基本構想を作成しようとする市町村は、マスター・プラン又は基本構想の作成に関する協議や、マスター・プラン又は基本構想の実施に関する連携・調整を行うための協議会を組織することができる。また、市町村は協議会に参加しない利害関係者からも広く意見を聞くための措置を講ずることとされている。

また、住民等は、市町村に対してマスター・プラン又は基本構想の素案を提示することにより、マスター・プラン又は基本構想の作成等を提案することができる。

1.2.5 「スパイラルアップ」と「心のバリアフリー」の促進

1.2.5.1 「スパイラルアップ」の導入

具体的なバリアフリー施策等の内容について、高齢者、障害者等当事者の参加の下で検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じることによって、段階的・継続的な発展を図っていく「スパイラルアップ」が国（地方公共団体）の責務とされている。

1.2.5.2 「心のバリアフリー」の促進

バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力を求める「心のバリアフリー」が、国（地方公共団体）や国民の責務とされている。

1.2.6 移動等円滑化経路協定と移動等円滑化施設協定

移動等円滑化促進地区及び基本構想で定められた重点整備地区内において、駅～道路～建築物等の連続的なバリアフリー環境を安定的に維持するために、経路の整備や管理に関する事項を移動等円滑化経路協定として、また、案内所その他の移動等円滑化に資する施設のバリアフリー環境を安定的に維持するために、施設の整備や管理に関する事項を移動等円滑化施設協定として、その土地所有者等の全員の合意により締結することができる。

なお、協定は市町村長の認可を受けなければならない。これにより、継続的に協定内容が効力を発揮することができるようになっている。

■バリアフリー法制定までの経緯と法改正

① ハートビル法（1994（平成6）年）の制定

1994（平成6）年に、不特定多数の人たちや、主に高齢者や身体障害者などが使う建築物のバリアフリー*化を進めるため、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（以下「ハートビル法」という。）が制定された。

ハートビル法では、デパートやスーパーマーケット、ホテルなど、不特定多数の者が利用する建築物を特定建築物とし、その建築主は、建物の出入口や階段、トイレなどに、高齢者や身体障害者などが円滑に利用できるような措置を講じるよう努めなければならないとされた。

また、2002（平成14）年の改正では、高齢者や身体障害者などが円滑に利用できる特定建築物の建築を一層促進するため、不特定でなくとも多数の者が利用する学校や事務所、共同住宅などを特定建築物として範囲の拡大が行なわれた。

併せて、2000m²以上の特別特定建築物（不特定多数の者が利用し、又は主に高齢者や身体障害者等が利用する特定建築物）の新築等について利用円滑化基準（基礎的な基準）に適合することを義務付けるとともに、認定を受けた特定建築物について容積率の算定の特例、表示制度の導入等の支援措置の拡大を行う等の所要の措置が講じられた。

② 交通バリアフリー法（2000（平成12）年）の制定

2000（平成12）年には、駅・鉄道車両・バスなどの公共交通機関と、駅などの旅客施設周辺の歩行空間のバリアフリー*化を進めるための「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」という。）が制定された。

この交通バリアフリー法により、公共交通事業者による鉄道駅等の旅客施設及び車両のバリアフリー化と、市町村が作成するバリアフリー基本構想に基づいて、鉄道駅等を中心とした一定の地区における周辺の道路、駅前広場等の重点的・一体的なバリアフリー化が推進された。

このような立法措置と、補助・税制などの様々な助成措置を併せて講じることで、建築物や公共交通機関・公共施設などにおいて、段差の解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置など、バリアフリー化の整備は着実に進められてきた。

[キーワード] 本文で*をつけた言葉

● バリアフリー

高齢者、障害者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方

● ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方

③ バリアフリー法の制定

ハートビル法や交通バリアフリー法の制定後、我が国では、男性も女性も互いにその個性と能力を十分に発揮するための男女共同参画のための取組が推進され、一方、高齢化や国際化が進む中で、ビジネス・観光など様々な分野で、高齢者や外国人を含むすべての人が対等に社会参加のできるしくみづくりが重要になってきた。

これらの変化等を受けて、2005（平成17）年7月には、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザイン*の考え方を踏まえたバリアフリー施策の指針となる「ユニバーサルデザイン政策大綱」がとりまとめられた。

この「ユニバーサルデザイン政策大綱」をとりまとめた議論の過程で、「『公平』であること」「『選択可能性』があること」「当事者の『参加』が図されること」といったユニバーサルデザインの考え方によるバリアフリー化の取組の重要性が指摘された。

また、バリアフリー化を促進するための法律が別々につくられていることで、バリアフリー化が施設ごとに独立して進められ、連続的なバリアフリー化が図られていないといった問題や、バリアフリー化が駅などの旅客施設を中心とした地区にとどまっているなど、生活や利用者の視点に立ったバリアフリー化が十分ではないことが指摘された。

またハード面の整備だけでなく、国民一人ひとりが、高齢者、障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、高齢者、障害者等の円滑な移動や施設の利用に不可欠な

「心のバリアフリー」や情報提供など、ソフト面での対策が不十分であるなどの課題が挙げられた。

さらには、様々な観点から段階的・継続的に取組を進めるプロセスが必ずしも確立していないといった点も問題として指摘された。

国土交通省では、「ユニバーサルデザインの考え方に基づくバリアフリーのあり方を考える懇談会」を開催するほか、「ユニバーサルデザイン政策推進本部」を設置し、様々な課題について議論を進める中で、バリアフリーに関する法制度について検討を重ねてきた。

その結果、「ユニバーサルデザイン政策大綱」の施策の一つである「一体的・総合的なバリアフリー施策の推進」のためには、ハートビル法と交通バリアフリー法の一本化に向けた法制度の構築が必要という判断が下され、ユニバーサルデザイン政策の柱として、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が第164回通常国会において成立し、2006（平成18）年6月21日に公布、12月20日から施行されることになった。

その後、2013（平成25）年の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定等を契機に「共生社会」の実現に向けた取り組みが推進され、2018（平成30）年には基本方針の改正や車椅子使用者用客室の設置数に係る基準強化等が行われ、2020（令和2）年には、公立小中学校がバリアフリー基準適合義務の対象に追加された。さらに2024（令和6）年には、駐車場・便所の基準強化及び劇場等の客席の基準の新設が行われた。

1.3 建築物におけるバリアフリー法の概要

1.3.1 建築物に関するバリアフリー法の仕組み

バリアフリー法においては、不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物（特別特定建築物）で一定の規模以上（床面積2,000m²以上（公衆便所は50m²以上））のものの新築、増築、改築及び用途変更では、建築物移動等円滑化基準への適合を義務付けるとともに、多数の者が利用する建築物（特定建築物）に対しては同基準への適合に努めなければならないこととしている。

また、高齢者、障害者等がより円滑に建築物を利用できるようにするために、誘導すべき基準として、建築物移動等円滑化誘導基準を定めている。

○バリアフリー法（建築物分野に限る）の概要

特定建築物【令第4条】

多数の者が利用する建築物

（例）「学校」、「事務所」、「共同住宅」、「工場」、「老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの」など

特別特定建築物【令第5条】

不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物

（例）「公立小学校等又は特別支援学校」、「保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署」、「老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）」など

注：条例により、特別特定建築物に特定建築物の追加が可能

新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替えについて、建築物移動等円滑化基準への適合努力義務

①2,000m²以上（公衆便所については50m²以上）の新築、増築、改築^{*1}又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への適合義務
②2,000m²未満、及び既存建築物に対して建築物移動等円滑化基準への適合努力義務

※1：増改築部分のみが義務化の対象

注：条例により、面積要件の引下げが可能

建築物移動等円滑化基準【令第10条～第25条】 【最低限のレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準

（例）

- ・車椅子使用者と人がすれ違える廊下幅を1以上確保
- ・車椅子使用者用のトイレが原則、各階にあるなど

※2：出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ、ホテルまたは旅館の客室、劇場等の客席、敷地内通路、駐車場等を指す。

注：条例により、必要な事項の付加可。また、500m²未満の建築物に対する建築物移動等円滑化基準の一部を規模等に応じて設定可

建築物移動等円滑化誘導基準【省令】 【望ましいレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設^{*3}の構造及び配置に関する基準。（※3：義務づけの対象ではない）

（例）

- ・車椅子使用者同士がすれ違える廊下幅の確保
- ・車椅子使用者用のトイレが便所ごとにあるなど

計画の認定【法第17条】（建築物移動等円滑化誘導基準を満たし、所管行政庁の認定を受けると、「シンボルマークの表示制度」、「容積率の特例」などの支援措置を受けることができる。）

1. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の概要

○バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準（義務基準）、建築物移動等円滑化誘導基準（誘導基準）の例

出入口

○主な基準

	義務基準	誘導基準
出入口の幅	80cm以上※1	90cm以上※2

- ※1 高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準
 ※2 直接地上に通じる出入口は120cm以上



廊下等

○主な基準

	義務基準	誘導基準
廊下の幅	120cm以上※1	180cm以上※2

- ※1 高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準
 ※2 廊下の状況により緩和・適用除外あり



傾斜路

○主な基準

	義務基準	誘導基準
手すり	片側設置※1	両側設置※2
傾斜路の幅	120cm以上※1	150cm以上※2

- ※1 低位部分は適用除外
 ※2 傾斜路の状況により緩和・適用除外あり



エレベーター及びその乗降口ビー

○主な基準

	義務基準	誘導基準
出入口の幅	80cm以上※1	90cm以上※3
籠の幅	140cm以上※1・2	160cm以上※3
乗降口ビーの広さ	150cm角以上※1・2	180cm角以上※3

- ※1 高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準（適用除外あり）
 ※2 2000m²以上の建築物における不特定多数の者が利用するものに限る
 ※3 不特定多数の者が利用するもので必要階に停止する1以上のものに限る



便所

○主な基準

	義務基準	誘導基準
車椅子使用者用便房の数	各階に原則1以上	各便所に1以上
介助対応水洗器具を設けた便房の数	建物に1以上	各階に1以上



※その他以下の施設に係る基準がある。

- ・階段
- ・ホテル又は旅館の客室
- ・劇場等の客席
- ・敷地内の通路
- ・駐車場
- ・標識
- ・案内設備 等

1.3.2 バリアフリー法の対象となる建築物

バリアフリー法では、多数の者が利用する建築物を特定建築物、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物のうち、移動等円滑化が特に必要な建築物を特別特定建築物と定義している。

○バリアフリー法の対象となる建築物

特定建築物	特別特定建築物
1.学校	1.小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの又は特別支援学校
2.病院又は診療所	2.病院又は診療所
3.劇場、観覧場、映画館又は演芸場	3.劇場、観覧場、映画館又は演芸場
4.集会場又は公会堂	4.集会場又は公会堂
5.展示場	5.展示場
6.卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	6.百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
7.ホテル又は旅館	7.ホテル又は旅館
8.事務所	8.保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
9.共同住宅、寄宿舎又は下宿	
10.老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	9.老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
11.老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	10.老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
12.体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	11.体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボーリング場又は遊技場
13.博物館、美術館又は図書館	12.博物館、美術館又は図書館
14.公衆浴場	13.公衆浴場
15.飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	14.飲食店
16.理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	15.理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
17.自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
18.工場	
19.車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	16.車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
20.自動車の停留又は駐車のための施設	17.自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）
21.公衆便所	18.公衆便所
22.公共用歩廊	19.公共用歩廊

1. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の概要

1.3.3 認定のメリット

バリアフリー法第17条に基づく認定を受けると、以下のメリットがある。

1.3.3.1 表示制度

建築物を利用しようとする方々にとって、その建築物が利用しやすいか否かの情報はとても有用で便利なものであり、バリアフリー法では認定特定建築物やその利用に関する広告などに、認定を受けている旨をシンボルマークで表示することが可能である。



シンボルマーク

1.3.3.2 容積率の特例

高齢者、障害者等に利用しやすくするために、便所や廊下などの面積が増えることもある。バリアフリー法では延べ面積の1/10を限度に、容積率の算定に際して延べ面積に不算入とすることが可能である。

1.3.3.3 補助制度：バリアフリー環境整備促進事業

バリアフリー法に基づく基本構想等の策定及び基本構想等に従って行われる移動システム等（動く通路、スロープ、エレベーター等）の整備並びに認定特定建築物への移動システム等の整備に対し、助成を行う。

○バリアフリー環境整備促進事業の概要

交付対象事業者		・ 地方公共団体、民間事業者、協議会等
交付内容	移動システム等整備事業	・ 基本構想等の策定、屋外の移動システム整備（スロープ、エレベーター等）、建築物の新築・改修に伴う一定の屋内の移動システム整備（市街地空間における移動ネットワークを形成するものに限る。）、移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース（広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ等）等
	認定特定建築物建築事業	・ 屋外の移動システム整備（建築物敷地内の平面経路に限る。）、屋内の一定の移動システム整備（商業用以外の特別特定建築物の用途に至る経路に係るもの。）、移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース等
	既存建築物バリアフリー改修事業	・ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者・障害者等が利用する建築物（店舗等）、バリアフリー条例による規制対象の建築物におけるバリアフリー改修工事
交付率	地方公共団体 又は協議会等が施行者の場合	・ 国：1/3等
	民間事業者が施行者の場合	・ 国：1/3、地方：1/3、民間：1/3等

1.3.4 地方条例について

1.3.4.1 地方条例の概要

バリアフリー法第14条第3項に基づき、地方公共団体は、その地方の自然的・社会的条件の特殊性により、国の定めた措置のみでは、建築物のバリアフリー化が十分には達成できないと判断した場合は、条例により、以下の措置を講じることが可能である。

- ・義務付け対象用途に政令上、特別特定建築物に含まれていない特定建築物用途（共同住宅等）を追加すること
- ・義務付け対象規模を、政令の規模（原則2,000m²）未満に設定すること
- ・建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を付加すること※

※条例で義務付け対象規模を500m²未満に設定した場合、その規模に見合った「建築物移動等円滑化基準」となるよう、一部の規定を除き条例で定めることができる。

ただし、特定建築物用途以外の用途（倉庫、一戸建て住宅等）を義務付け対象とすることや、建築物特定施設以外の施設に係る制限等、建築物特定施設と無関係な制限の付加はできない。

なお、近年の待機児童問題という社会的背景から、当該規定に基づく条例を保育所等へ適用するにあたっては、児童の体格や年齢、保育所等の運営体制や定員数、建築物のバリアフリー化の状況を踏まえ、合理的な運用（多数の者の利用が想定されない設備等に関する規制を求めるなど）が必要とされている。

2025（令和7）年4月1日時点でバリアフリー法 第14条第3項に基づく条例を制定している都道府県は、岩手県、山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、石川県、長野県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、徳島県、大分県、熊本県の14都府県である。また、市区町村では、東京都世田谷区、東京都練馬区、神奈川県横浜市、神奈川県川崎市、岐阜県高山市、京都府京都市の6市区である。

次頁以降には、条例を制定している20地方公共団体の条例の概要を掲載している。また、条例に係る地方公共団体の取組（2023（令和5）年3月時点）については、「建築物のバリアフリー化のための地方公共団体の条例・取組事例集（2023（令和5）年3月 国土交通省住宅局 参事官（建築企画担当）付）」を参照されたい。

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001598542.pdf>

1. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の概要

1.3.4.2 各地方公共団体の地方条例の概要（2025（令和7）年4月1日現在）

1.3.4.2.1 特別特定建築物の義務付け対象規模の設定状況

	又は 公立 小学校等、 特別 支援 学校	病院又は診療所	映画館又は演芸場	劇場、観覧場、 集会場、又は公会堂	展示場	店舗 その他 物品販売業を當む	百貨店、マーケット その他 物品販売業を當む	ホテル又は旅館	利用する官公署 不特定かつ多数の者が他	保健所、税務署その他の に限る)	生施設 身体障害者福祉セ ンターその他これらに類 するもの	老人 ホーム、福祉ホー ムその他の 高齢者、障害者等が利 用するも に限る)	遊技場 老人 福祉センタ ー、児童厚 生施設 身体障害者福祉セ ンターその他これらに類 するもの	博物館、美術館 又は図書館	
政令	第5条 第一号	第5条 第二号	第5条 第三号	第5条 第四号	第5条 第五号	第5条 第六号	第5条 第七号	第5条 第八号	第5条 第九号	第5条 第十号	第5条 第十一号	第5条 第十二号			
岩手県	2,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上※1	2,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	体育館（一般公共の用に供され るものに限る）、水泳場（一般 公共の用に供されるものに限 る）若しくはボーリング場又は スケートリンク等						
山形県	1,000 m ² 以上※1	1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上※2	2,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	老人 福祉センタ ー、児童厚 生施設 身体障害者福祉セ ンターその他これらに類 するもの						
埼玉県	全ての 規模	全ての 規模※1	全ての 規模※2	全ての 規模	200 m ² 以上	200 m ² 以上※3	200 m ² 以上	全との 規模	全との 規模	全との 規模	500 m ² 以上	全との 規模	全との 規模		
東京都	全ての 規模	全ての 規模※1	1,000 m ² 以上	全ての 規模※2	1,000 m ² 以上	500 m ² 以上	1,000 m ² 以上	全との 規模	全との 規模	全との 規模	1,000 m ² 以上	全との 規模	全との 規模		
世田谷区	全ての 規模	全ての 規模※1	1,000 m ² 以上	全ての 規模※2	1,000 m ² 以上	200 m ² 以上	1,000 m ² 以上	全との 規模	全との 規模	全との 規模	1,000 m ² 以上	全との 規模	全との 規模		
練馬区	全ての 規模	全ての 規模※1	1,000 m ² 以上	全ての 規模※2	1,000 m ² 以上	200 m ² 以上	1,000 m ² 以上	全との 規模	全との 規模	全との 規模	1,000 m ² 以上	全との 規模	全との 規模		
神奈川県	500 m ² 以上	500 m ² 以上	1,000 m ² 以上	500 m ² 以上	1,000 m ² 以上	500 m ² 以上	1,000 m ² 以上	500 m ² 以上	500 m ² 以上	500 m ² 以上	1,000 m ² 以上	500 m ² 以上	500 m ² 以上		
横浜市	1,000 m ² 以上	全ての 規模※1	300 m ² 以上	全ての 規模※2	1,000 m ² 以上	300 m ² 以上	1,000 m ² 以上	全との 規模	全との 規模	全との 規模	300 m ² 以上※3	全との 規模	全との 規模		
川崎市	全ての 規模	全ての 規模※1	1,000 m ² 以上	500 m ² 以上	1,000 m ² 以上	500 m ² 以上	1,000 m ² 以上	全との 規模	全との 規模	全との 規模	1,000 m ² 以上	全との 規模	全との 規模		
石川県	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上		
長野県	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上※1	2,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上						
高山市	全ての 規模	全ての 規模※1	500 m ² 以上	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上	500 m ² 以上	1,000 m ² 以上	全との 規模	全との 規模	全との 規模	1,000 m ² 以上※2	全との 規模	全との 規模		
京都府	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上			
京都市	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上			
大阪府	全ての 規模	全ての 規模	500 m ² 以上	全ての 規模※1	500 m ² 以上	200 m ² 以上	1,000 m ² 以上	全との 規模	全との 規模	全との 規模	1,000 m ² 以上	全との 規模	全との 規模		
兵庫県	全ての 規模	全ての 規模	全ての 規模	全ての 規模	100 m ² 以上	100 m ² 以上	100 m ² 以上	全との 規模	全との 規模	全との 規模	全との 規模※1	全との 規模	全との 規模		
鳥取県	全ての 規模	全ての 規模※1	全ての 規模	全ての 規模	500 m ² 以上	100 m ² 以上	200 m ² かつ 10 室 以上	全との 規模	全との 規模	全との 規模	全との 規模	全との 規模	全との 規模		
徳島県	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上※1	1,000 m ² 以上※2	1,000 m ² 以上							
熊本県	1,000 m ² 以上※1	1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上※2	1,000 m ² 以上※3	1,000 m ² 以上							
大分県	1,000 m ² 以上	全ての 規模	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上	全との 規模	全との 規模	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上						

1. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の概要

公衆浴場	飲食店	理髪店、クリーニング取次店 質屋、貸衣装屋、銀行に おいては販売する その他これらに類する サービス業を営む店舗	車両の停車場又は船舶若しく は航空機の発着場を構成する 建築物で旅客の乗降又は駐車の ための施設(一般公共の用に供するものに限る)	自動車の停留又は船舶若しく は航空機の発着場を構成する 建築物で旅客の乗降又は駐車の ための施設(一般公共の用に供するものに限る)	公衆便所	公共用歩廊		備考欄
2,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	50 m ² 以上	2,000 m ² 以上	※1 児童厚生施設を除く。	
2,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	50 m ² 以上	2,000 m ² 以上	※1 公立小学校等を除く。 ※2 児童厚生施設その他これらに類するものを除く。	
200 m ² 以上	200 m ² 以上	200 m ² 以上※4	2,000 m ² 以上	500 m ² 以上	50 m ² 以上	2,000 m ² 以上	※1 患者の収容施設がない診療所においては 200 m ² 以上。 ※2 劇場、映画館又は演芸場においては 500 m ² 以上。 ※3 コンビニエンスストア及びマーケットを除く。 物品販売業を営む店舗(コンビニエンスストアで、直接地上へ通ずる出入口のある階に売場を有するものに限る。)においては 150 m ² 以上。マーケットにおいては 500 m ² 以上。 ※4 銀行又は郵便局においては全ての規模。	
1,000 m ² 以上	500 m ² 以上	500 m ² 以上	全ての規模	500 m ² 以上	全ての規模	2,000 m ² 以上	(共通) 当該特別特定建築物と同一敷地内の他の特別特定建築物の床面積の合計が 2,000 m ² 以上の場合、義務付け対象規模を満たしているとみなす。 ※1 患者の収容施設を有しない診療所においては 500 m ² 以上。 ※2 全ての集会室の床面積が 200 m ² 以下の集会場においては 1,000 m ² 以上	
1,000 m ² 以上	200 m ² 以上	200 m ² 以上	全ての規模	500 m ² 以上	全ての規模	2,000 m ² 以上	(共通) 当該特別特定建築物と同一敷地内の他の特別特定建築物の床面積の合計が 2,000 m ² 以上の場合、義務付け対象規模を満たしているとみなす。 ※1 患者の収容施設を有しない診療所においては 200 m ² 以上。 ※2 全ての集会室の床面積が 200 m ² 以下の集会場においては 1,000 m ² 以上。	
1,000 m ² 以上	200 m ² 以上	200 m ² 以上	全ての規模	500 m ² 以上	全ての規模	2,000 m ² 以上	(共通) 当該特別特定建築物と同一敷地内の他の特別特定建築物の床面積の合計が 2,000 m ² 以上の場合、義務付け対象規模を満たしているとみなす。 ※1 患者の収容施設を有しない診療所においては 200 m ² 以上。 ※2 全ての集会室の床面積が 200 m ² 以下の集会場においては 1,000 m ² 以上。	
500 m ² 以上	500 m ² 以上	500 m ² 以上	500 m ² 以上	2,000 m ² 以上	50 m ² 以上	2,000 m ² 以上		
1,000 m ² 以上	300 m ² 以上	300 m ² 以上	全ての規模	1,000 m ² 以上	全ての規模※4	2,000 m ² 以上	※1 患者の収容施設がない診療所においては 300 m ² 以上。 ※2 全ての集会室の床面積が 200 m ² 以下の集会場においては 1,000 m ² 。 ※3 体育館、水泳場、ボーリング場においては 1,000 m ² 以上。 ※4 地方公共団体以外が設置するものは 50 m ² 。(地方条例による対象規模の引下げ無し)	
500 m ² 以上	500 m ² 以上	500 m ² 以上	全ての規模	2,000 m ² 以上	50 m ² 以上	2,000 m ² 以上	※1 患者の収容施設がない診療所においては 500 m ² 以上。	
1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上	50 m ² 以上	1,000 m ² 以上		
2,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	50 m ² 以上	2,000 m ² 以上	※1 児童厚生施設を除く。	
500 m ² 以上	500 m ² 以上	全ての規模※3	全ての規模	500 m ² 以上	全ての規模	2,000 m ² 以上	※1 患者の収容施設がない診療所においては 500 m ² 以上。 ※2 遊技場においては 500 m ² 以上。 ※3 郵便局、銀行に限る。理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗においては 500 m ² 。	
1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	50 m ² 以上	2,000 m ² 以上	(共通) 当該特別特定建築物と同一敷地内の他の特別特定建築物の床面積の合計が 2,000 m ² 以上の場合、義務付け対象規模を満たしているとみなす。 (事務所・共同住宅、寄宿舎又は駐宿を除く。)	
1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	50 m ² 以上	1,000 m ² 以上	(共通) 当該特別特定建築物と同一敷地内の他の特別特定建築物の用途面積の合計が 2,000 m ² 以上の場合、義務付け対象規模を満たしているとみなす。 (事務所・共同住宅又は寄宿舎を除く。)	
1,000 m ² 以上	200 m ² 以上	200 m ² 以上	全ての規模	500 m ² 以上	全ての規模	2,000 m ² 以上	※1 集会場にあっては、床面積が 200 m ² 以上の集会室があるものに限る。	
100 m ² 以上	100 m ² 以上	全ての規模※2	全ての規模	500 m ² 以上※3	全ての規模	全ての規模	※1 遊技場は 100 m ² 以上 ※2 理髪店、クリーニング取次店、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗においては 100 m ² 以上。 ※3 自動車の停留又は駐車の用に供する部分の床面積の合計。	
500 m ² 以上	100 m ² 以上	50 m ² 以上※2	全ての規模	1,000 m ² 以上	全ての規模	1,000 m ² 以上	※1 診療所においては 100 m ² 以上。 ※2 理美容院・郵便局又は銀行においては 100 m ² 以上。 ※3 建築物の主たる出入口の構造に係る基準適用面積は 0 m ² であり、それ以外の建築物移動等円滑化基準は内容と用途により基準適用面積は、50、100、200、500、1,000、2,000、5,000 m ² となる。	
2,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	50 m ² 以上	2,000 m ² 以上	※1 児童厚生施設その他これらに類するものを除く。 ※2 ボーリング場及び遊技場を除く。	
2,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	50 m ² 以上	2,000 m ² 以上	※1 公立小学校等を除く。 ※2 児童厚生施設その他これらに類するものを除く。 ※3 ボーリング場及び遊技場を除く。	
1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	全ての規模	2,000 m ² 以上		

1. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の概要

1.3.4.2.2 特定建築物の義務付け対象の追加及び義務付け対象規模の設定状況

	学校 号の 用 途 を 除 く 第 5 条 第 5 条	卸 売 市 場	第 8 号 の 用 途 を 除 く 第 5 条	宿 同 住 宅 、 寄 宿 舍 、 下	社 ホ ー ム そ の 他 これ らに 類 す る もの の 用 途 を 除 く 第 5 条 第 9 号	老 人 ホ ー ム そ の 他 これ らに 類 す る もの の 用 途 を 除 く 第 5 条 第 1 0 号	技 場 （ 政 令 第 5 条 第 1 0 号 の 用 途 を 除 く ）	体 育 館 、 水 泳 場 、 ボ ー リ ング 場 そ の 他 これ らに 類 す る もの の 用 途 を 除 く 第 5 条 第 1 1 号	キ ャ バ レ ー 、 料 理 店 、 ナ イト ク ラ ブ 、 ダ ン ス ホ ー ル 、 そ の 他 これ らに 類 す る もの の 用 途 を 除 く 第 5 条 第 1 2 号	教 室 そ の 他 これ らに 類 す る もの の 用 途 を 除 く 第 5 条 第 1 3 号	
政令	第4条 第一号	第4条 第六号	第4条 第八号	第4条 第九号	第4条 第十号	第4条 第十二号	第4条 第十五号	第4条 第十七号			
岩手県	2,000 m ² 以上※1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
山形県	2,000 m ² 以上※1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
埼玉県	全ての 規模※1	—	—	2,000 m ² 以上※2	全ての 規模※3	500 m ² 以上	500 m ² 以上	—	—	—	
東京都	全ての規模	—	—	2,000 m ² 以上※1	全ての 規模	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上※2	—	—	—	
世田谷区	全ての 規模	—	—	1,000 m ² 以上※1	全ての 規模	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上※2	—	—	—	
練馬区	全ての 規模	—	—	1,000 m ² 以上※1	全ての 規模	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上※2	—	—	—	
神奈川県	500 m ² 以上	—	—	2,000 m ² 以上※1	500 m ² 以上※2	—	—	—	—	—	
横浜市	1,000 m ² 以上	—	—	2,000 m ² 以上※1	全ての 規模	1,000 m ² 以上※2	—	—	—	—	
川崎市	全ての 規模	—	—	2,000 m ² 以上※1	全ての 規模	1,000 m ² 以上	—	—	—	—	
石川県	1,000 m ² 以上※1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
長野県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
高山市	全ての 規模	—	—	2,000 m ² 以上※1	全ての 規模	—	—	—	—	—	
京都府	2,000 m ² 以上	—	3,000 m ² 以上	3,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	—	—	—	—	2,000 m ² 以上※1	
京都市	2,000 m ² 以上	—	3,000 m ² 以上	3,000 m ² 以上※1	2,000 m ² 以上	—	—	—	—	2,000 m ² 以上※2	
大阪府	全ての 規模	—	—	2,000 m ² 以上又は 20戸以上※1	全ての 規模	1,000 m ² 以上	—	—	—	1,000 m ² 以上	
兵庫県	全ての 規模	—	3,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上又は 21戸以上※1	全ての 規模	全ての 規模	—	—	—	全ての 規模※2	
鳥取県	全ての 規模※1	—	1,000 m ² 以上※2	階数が3 以上、かつ、床 面積の合計500 m ² 以上1,000 m ² 未満又は床面積 の合計1,000 m ² 以上	全ての 規模	500 m ² 以上※3	—	—	—	500 m ² 以上※4	
徳島県	1,000 m ² 以上※1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
熊本県	2,000 m ² 以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
大分県	1,000 m ² 以上	—	3,000 m ² 以上※1	50戸/室超	全ての 規模	1,000 m ² 以上	—	—	—	1,000 m ² 以上	

工場	用令車自動用途第5た車除く条めの第の停施設又は号(政駐)	備考欄
第4条 第十八号	第4条 第二十号	
—	—	※1 幼稚園を除く。
—	—	※1 小学校及び中学校で国立又は私立のもの、高等学校に限る。
—	—	※1 幼保連携型認定こども園を含む。 ※2 共同住宅、寄宿舎に限る。 ※3 保育所に限る。
—	—	(共通) 当該特別特定建築物と同一敷地内の他の特別特定建築物の床面積の合計が 2,000 m ² 以上の場合、義務付け対象規模を満たしているとみなす。 ※1 共同住宅に限る。 ※2 料理店に限る。
—	—	(共通) 当該特別特定建築物と同一敷地内の他の特別特定建築物の床面積の合計が 2,000 m ² 以上の場合、義務付け対象規模を満たしているとみなす。 ※1 共同住宅に限る。 ※2 料理店に限る。
—	—	(共通) 当該特別特定建築物と同一敷地内の他の特別特定建築物の床面積の合計が 2,000 m ² 以上の場合、義務付け対象規模を満たしているとみなす。 ※1 共同住宅に限る。 ※2 料理店に限る。
—	—	※1 共同住宅に限る。 ※2 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設を除く。
—	—	※1 共同住宅に限る。 ※2 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設のみ。(遊技場を除く)
—	—	※1 共同住宅に限る。
—	—	※1 幼稚園を除く。
—	—	
—	—	※1 共同住宅に限る。
—	—	(共通) 当該特別特定建築物と同一敷地内の他の特別特定建築物の床面積の合計が 2,000 m ² 以上の場合、義務付け対象規模を満たしているとみなす。(事務所、共同住宅、寄宿舎又は下宿を除く。) ※1 自動車教習所又は学習塾に限る。
—	—	(共通) 当該特別特定建築物と同一敷地内の他の特別特定建築物の用途面積の合計が 2,000 m ² 以上の場合、義務付け対象規模を満たしているとみなす。(事務所、共同住宅又は寄宿舎を除く。) ※1 共同住宅、寄宿舎に限る。 ※2 自動車教習所又は学習塾に限る。
200 m ² 以上※2	—	※1 共同住宅においては 2,000 m ² 以上又は住戸の数 20 以上、寄宿舎においては 2,000 m ² 以上又は住戸の数 50 以上に限る。下宿を除く。 ※2 自動車修理工場(不特定かつ多数の者が利用するもの)に限る。
3,000 m ² 以上	—	※1 共同住宅においては 2,000 m ² 以上又は 21 戸以上、寄宿舎については 2,000 m ² 以上又は 51 室以上に限る。 下宿を除く。 ※2 自動車教習所以外は 100 m ² 以上に限る
—	—	※1 幼稚園、小学校、中学校、高校、中等教育学校、大学、高等専門学校に限る。 各種学校・専修学校においては、500 m ² 以上に限る。 ※2 ガス、電気、電気通信の用に供する事務所に限る。 ※3 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設(企業の福利厚生用のものを除く)に限る。 ※4 自動車教習所又は職業訓練校に限る。 ※ 建築物の主たる出入口の構造に係る基準適用面積は 0 m ² であり、それ以外の建築物移動等円滑化基準は内容と用途により基準適用面積は、50、100、200、500、1,000、2,000、5,000 m ² となる。
—	—	※1 幼稚園を除く。
—	—	
3,000 m ² 以上	—	※1 官公庁舎を除く

1. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の概要

1.3.4.2.3 建築物特定施設の構造及び配置に関する基準の付加（強化・追加）状況

【令第10条に定める条例対象小規模特別特定建築物の基準付加を除く】

施行令	11	12	13	14	15	16	17	18	19				移動等円滑化経路 (傾斜路)	
	廊下等	階段	傾斜路	便所	劇場等の客席	ホテル又は旅館の客室			一般客室	車椅子使用者用客室の設置数引き上げ	敷地内の通路	駐車場	設置	1以上の移動等円滑化経路の設置（段の禁止）
	1	2	2	2	2	1			2	3	4	移動等円滑化経路 (出入口)	移動等円滑化経路 (廊下等)	
岩手県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山形県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
埼玉県	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
東京都	-	○	-	○	-	○	○	-	-	○ ※1	-	○	-	○ ○ ○
世田谷区	○	○	-	○	-	○	○	-	○	○ ※1	-	○	-	○ ○ ○
練馬区	○	○	-	○	-	○	○	-	○	○ ※1	-	○	-	○ ○ ○
神奈川県	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○ - -
横浜市	-	○	○	○	-	○	-	-	○	○	○	○	-	○ ○ ○
川崎市	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○ ○ ○
石川県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○ - -
長野県	-	○	○	○	-	○	-	-	○	-	-	-	-	○ - -
高山市	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	○ ○ ○
京都府	-	○	-	○	○	-	-	-	-	○	○	○	-	○ ○ ○
京都市	-	○	-	○	-	○	○	-	-	○	○ ※1	-	○	○ ○ ○
大阪府	○	○	○	○	-	○	○	-	○	-	-	○	-	○ - -
兵庫県	○	○	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	-	○ ○ ○
鳥取県	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○ ○ ○
徳島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
熊本県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大分県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

1. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の概要

凡例：「○」条例の規定あり 「-」条例の規定なし

20			20	21	22	-	-	-	-	備考欄
2	2	2								
(エレベーター)	移動等円滑化経路 (特殊な構造又は使用形態の工 レバーター等)	移動等円滑化経路 (敷地内の通路)	標識	案内設備	案内設備までの経路	浴室等	エスカレーター	出入口	条例で付加する規定の緩和	
			-	-	-	-	-	-	-	* 付加された基準強化及び、基準追加はなし
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	* 付加された基準強化及び、基準追加はなし
-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	
○	-	○	-	-	-	○	-	○	○	* 共同住宅について「特定経路」を定義し、基準を設けている * ホテル又は旅館について「宿泊者特定経路」を定義し、基準を設けている *1 車椅子使用者用駐車施設を設ける場合、誘導表示
○	-	○	-	-	-	○	-	-	○	* 共同住宅について「特定経路」を定義し、基準を設けている * ホテル又は旅館について「宿泊者特定経路」を定義し、基準を設けている *1 車椅子使用者用駐車施設を設ける場合、誘導表示
○	-	○	-	-	-	○	-	○	○	* 共同住宅について「特定経路」を定義し、基準を設けている * ホテル又は旅館について「宿泊者特定経路」を定義し、基準を設けている *1 車椅子使用者用駐車施設を設ける場合、誘導表示
-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	* 共同住宅に移動等円滑化経路の基準を適用
○	-	○	○	-	-	○	-	-	○	* 共同住宅に移動等円滑化経路の基準を適用
-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
○	-	○	-	-	-	-	-	-	○	
○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	
○	-	○	-	-	○	○	-	○	○	* 共同住宅及びホテル又は旅館について「特定経路」を定義し、基準を設けている
○	-	○	-	-	○	○	-	-	○	*1 共同住宅、寄宿舎、ホテル又は旅館について「特定経路」を定義し、基準を設けている
○	-	○	-	-	○	○	-	-	○	* 共同住宅に移動等円滑化経路の基準を適用 * 共同住宅にあっては、2,000 m未満かつ20~49戸の共同住宅においては、地上階にある住戸の出入口(地上階に住戸がなく、当該建築物にエレベーターが設置されている場合は、地上階にある当該エレベーターの出入口)までのバリアフリー化のみ求める * ホテル又は旅館について「一般客室経路」を定義し、基準を設けている
○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	* 共同住宅に移動等円滑化経路の基準を適用
○	-	○	-	○	○	○	-	-	○	* 共同住宅及び公益事業の事務所については、移動等円滑化経路に相当する基準を設けている
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	* 付加された基準強化及び、基準追加はなし
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	* 付加された基準強化及び、基準追加はなし
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	* 付加された基準強化及び、基準追加はなし

1. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の概要

1.3.5 チェックリスト

1.3.5.1 建築物移動等円滑化基準チェックリスト

※施設等の欄の「第〇条」はバリアフリー法施行令の該当条文

1.3.5.1.1 一般基準

施設等	チェック項目
廊下等 (政令第11条)	①表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか ②階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか ¹
階段 (政令第12条)	①踊場を除き、手すりを設けているか ②表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか ③踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとしているか ④段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造としているか ⑤段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか ² ⑥主たる階段を、回り階段としていないか（回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難な場合は除く）
	①勾配が1/12を超える部分には、手すりを設けているか ②表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか ③その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとしているか ④傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか ³
便所 (政令第14条、 R6告示 第1074号)	①階数 ⁴ に相当する数の便所を、特定の階に偏ることなく利用上の支障がない位置に設けているか

¹ 階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。（平成18年告示第1497号第一）

- ・ 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合

² 段がある部分の上端に近接する踊場の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。（平成18年告示第1497号第二）

- ・ 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合
- ・ 段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合

³ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。（平成18年告示第1497号第三）

- ・ 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合
- ・ 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合

⁴ 以下のいずれかに該当する階を除く。（令和6年告示第1074号第二）

- ・ 地上階であり、かつ、便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口付近に設けられている階
- ・ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上便所を設けないと認められる階

1.3.5.1.1 一般基準（つづき）

施設等	チェック項目
便所 (政令第14条、 R6告示 第1074号)	<p>②便所設置階には、原則車椅子使用者用便房を1以上（男子用及び女子用の区別を設ける場合にあってはそれぞれ1以上）、設けているか⁵ また以下のいずれかに該当する場合は、車椅子使用者用便房をそれぞれで定める数以上、設けているか</p> <p>(1) 不特定多数の者等の利用部分の床面積が1,000 m²未満の階（小規模階）を有する場合 小規模階の利用部分の床面積の合計が1,000 m²に達することに1以上 ※便所設置階の数がこの数より少ないと場合は、便所設置階の数以上</p> <p>(2) 不特定多数の者等の利用部分の床面積が10,000 m²超の階（大規模階）を有する場合 当該階の利用部分の床面積が10,000 m²超40,000 m²以下：2以上 当該階の利用部分の床面積が40,000 m²超：利用部分の床面積を20,000 m²で除した数（端数は切り上げ）以上 ※当該階の便所の箇所数がこの数より少ないと場合は、便所の箇所数以上</p> <p>③車椅子使用者用便房</p> <p>(1)腰掛便座、手すり等を適切に配置しているか</p> <p>(2)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保しているか</p> <p>④高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房（オストメイト対応）を1以上、設けているか</p> <p>⑤男子用小便器のある便所を設ける場合には、床置式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さ35cm以下）、その他これらに類する小便器を1以上、設けているか</p>
劇場等の客席 (政令第15条、 R6告示 第1073号)	<p>①客席に設ける座席の数が400以下の場合は2以上、400を超える場合は当該座席の数の1/200（端数は切り上げ）以上の車椅子使用者用部分を設けているか</p> <p>②車椅子使用者用部分</p> <p>(1)幅は90cm以上であるか</p> <p>(2)奥行きは135cm以上であるか</p> <p>(3)床は平坦であるか</p>
ホテル又は 旅館の客室 (政令第16条) ・ (H18告示 第1495号) R6告示 1074号)	<p>①客室総数が50以上の場合、車椅子使用者用客室を客室の総数の1/100（端数は切り上げ）以上設けているか</p> <p>②車椅子使用者用客室の便所（同じ階に共用の車椅子使用者用便房があれば代替可能）</p> <p>(1)便所内に車椅子使用者用便房を設けているか</p> <p>(ア)腰掛便座、手すり等を適切に配置しているか</p> <p>(イ)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保しているか</p> <p>(2)車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は80cm以上であるか</p> <p>(3)車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか</p> <p>③車椅子使用者用客室の浴室又はシャワー室（共用の車椅子使用者用浴室等があれば代替可能）</p> <p>(1)浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置しているか</p> <p>(2)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保しているか</p> <p>(3)出入口の幅は80cm以上であるか</p> <p>(4)出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか</p>
敷地内の 通路 (政令第17条)	<p>①表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか</p> <p>②段がある部分</p> <p>(1)手すりを設けているか</p> <p>(2)踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとしているか</p> <p>(3)段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造としているか</p>

⁵ 以下のいずれかに該当する場合を除く。（令和6年告示第1074号第五）

- ・ 地上階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合
- ・ 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、別の階に設ける場合
- ・ 男子用（女子用）の便所のみを設ける階で、男子用（女子用）の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合

1. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の概要

1.3.5.1.1 一般基準（つづき）

施設等	チェック項目
敷地内の通路 (政令第17条)	<p>③傾斜路</p> <p>(1)勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分に、手すりを設けているか</p> <p>(2)その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとしているか</p>
駐車場 (政令第18条)	<p>① 駐車施設の数が200以下の場合は駐車施設の数の2/100（端数は切り上げ）以上、200を超える場合は駐車施設の数の1/100+2以上の車椅子使用者用駐車施設を設けているか⁶</p> <p>②車椅子使用者用駐車施設</p> <p>(1)幅は350cm以上であるか</p> <p>(2)車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けているか</p>
標識 (政令第20条、省令第113号)	<p>①移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に設ける、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識</p> <p>(1)高齢者、障害者等の見やすい位置に設けているか</p> <p>(2)標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの）であるか</p>
案内設備 (政令第21条、H18告示第1491号)	<p>①建築物又はその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けているか（配置を容易に視認できる場合は除く）</p> <p>②建築物又はその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための設備を設けているか</p> <p>③案内所を設ける場合は①②は適用しない</p>

⁶ 駐車場が、次のいずれかに該当する場合を除く。（令和6年告示第1072号第一・第二）

- ・ 機械式駐車場であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられている場合
- ・ 機械式駐車場及び機械式駐車場以外の駐車場を設ける場合であって、次のイ及びロに適合する場合
 - イ 機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられていること
 - ロ 機械式駐車場の駐車施設（車椅子使用者が円滑に乗降することが可能なものに限る。）の数と機械式駐車場以外の駐車場の車椅子使用者用駐車施設の合計数が、駐車施設の総数に応じて算出される車椅子使用者用駐車施設の必要数以上であること

1.3.5.1.2 移動等円滑化経路の基準

施設等	チェック項目	
経路 (政令第19条 第1項)	<p>①次に定める経路のうちそれぞれ1以上 ((4) にあってはその全て) を、移動等円滑化経路としているか</p> <p>(1)道等から利用居室までの経路 ・当該利用居室が劇場等の客席である場合は、当該客席の出入口と車椅子使用者部分との間の経路（車椅子使用者用経路）を含む。 ・地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。</p> <p>(2)利用居室から車椅子使用者用便房までの経路</p> <p>(3)車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路</p> <p>(4)公用歩廊の一方の道から他方の道等までの経路</p>	-
階段 (政令第19条 第2項第一号)	①階段又は段を設けていないか (傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く)	
出入口 (政令第19条 第2項第二号)	<p>①幅は80cm以上であるか</p> <p>②戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか</p>	
廊下等 (政令第19条 第2項第三号)	<p>①幅は120cm以上であるか</p> <p>②50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けているか</p> <p>③戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか</p>	
傾斜路 (政令第19条 第2項第四号)	<p>①幅は、階段に代わるべきものは120cm以上、階段に併設するものは90cm以上であるか</p> <p>②勾配は1/12以下であるか（ただし、高さが16cm以下のものの場合は1/8以下）</p> <p>③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか</p>	
エレベーター及び その乗降口バー (政令第19条 第2項第五号、 H18告示 第1493号)	<p>①籠は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止するか</p> <p>②籠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか</p> <p>③籠の奥行きは135cm以上であるか</p> <p>④乗降口バーは高低差がなく、その幅及び奥行きは、150cm以上であるか</p> <p>⑤籠内及び乗降口バーに、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか</p> <p>⑥籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか</p> <p>⑦乗降口バーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか</p> <p>⑧不特定多数の者が利用する建築物（床面積の合計が2,000m²以上）の移動等円滑化経路を構成するエレベーター</p> <p>(1) 篓の幅は140cm以上であるか</p> <p>(2) 篓は、車椅子の転回に支障がない構造であるか</p> <p>⑨不特定多数の者、又は主に視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降口バー⁷</p> <p>(1) 篓内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けているか</p> <p>(2) 篓内及び乗降口バーに設ける制御装置は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類する方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造であるか</p> <p>(3) 篓内又は乗降口バーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けているか</p>	-

⁷ エレベーター及び乗降口バーが、主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合を除く。（平成18年告示第1494号）

1. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の概要

1.3.5.1.2 移動等円滑化経路の基準（つづき）

施設等	チェック項目	
特殊な構造又は 使用形態の エレベーター その他の昇降機 (政令第19条 第2項第六号、 H18告示 第1492号)	<p>①車椅子に座ったまま使用するエレベーターで以下のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・籠の定格速度15m/分以下、かつ、床面積2.25m²以下で、昇降行程4m以下のもの ・階段及び傾斜路に沿って昇降するもの <p>(1)平成12年建設省告示第1413号第一第九号に規定するものとしているか</p> <p>(2)籠の幅70cm以上、かつ、奥行き120cm以上であるか</p> <p>(3)車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合、籠の幅及び奥行きが十分に確保されているか</p> <p>②車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に2枚以上の階段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、運転時の階段の定格速度を30m/分以下、かつ、2枚以上の階段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの</p> <p>(1)平成12年建設省告示第1417号第一ただし書に規定するものであるか</p>	-
敷地内の通路 (政令第19条 第2項第七号、 政令第19条 第3項)	<p>①幅は120cm以上あるか</p> <p>②50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けているか</p> <p>③戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか</p> <p>④傾斜路</p> <p>(1)幅は、段に代わるものは120cm以上、段に併設するものは90cm以上あるか</p> <p>(2)勾配は、1/12分以下あるか（高さが16cm以下のものは1/8以下）</p> <p>(3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか（勾配1/20以下の場合は除く）</p> <p>⑤道等から建築物の出入口までの敷地内の通路が地形の特殊性により上記①～④の規定によることが困難な場合は、当該建築物の車寄せから建築物の出入口までの経路が上記①～④を満たしているか</p>	-

1.3.5.1.3 視覚障害者移動等円滑化経路の基準（道等から案内設備又は案内所までの1以上の経路に係る基準）

施設等	チェック項目	
案内設備 までの経路 (政令第22条)	<p>①道等から案内設備②に示す設備又は案内所までの経路の1以上を、視覚障害者移動等円滑化経路としているか⁸</p> <p>②当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けているか（進行方向を変更する必要がない風除室内は除く）</p> <p>③当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の車路に近接する部分、及び、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分⁹には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか</p>	

⁸ 道等から案内設備までの経路が、次のいずれかに該当する場合を除く。（平成18年告示第1497号第四）

- ・主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合
- ・建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が②及び③に適合するものである場合

⁹ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。（平成18年告示第1497号第五）

- ・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等である場合

1.3.5.2 条例対象小規模特別特定建築物※の建築物移動等円滑化基準チェックリスト

※地方公共団体が建築物移動等円滑化基準への適合義務を課す建築の規模を、条例で床面積の合計500m²未満で定めた場合における、床面積の合計が500m²未満の特別特定建築物（公衆便所を除く）

1.3.5.2.1 一般基準

施設等	チェック項目	
標識 (政令第20条、H18省令第113号)	①移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に設ける、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識 (1)高齢者、障害者等の見やすい位置に設けているか (2)標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの）であるか	—

1.3.5.2.2 移動等円滑化経路の基準

施設等	チェック項目	
経路 (政令第19条第1項)	①次に定める経路のうち、(1)は1以上を、(2)は全てを移動等円滑化経路としているか (1)道等から利用居室までの経路 ・当該利用居室が劇場等の客席である場合は、当該客席の出入口と車椅子使用者部分との間の経路（車椅子使用者用経路）を含む。 ・地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。 (2)公用歩廊の一方の道から他方の道等までの経路	—
階段 (政令第19条第2項第一号)	①階段又は段を設けていないか (傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く)	
出入口 (政令第19条第2項第二号)	①幅は80cm以上であるか ②戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
廊下等 (政令第19条第2項第三号)	①政令第11条に適合しているか ②幅は90cm以上であるか ③50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けているか ④戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
傾斜路 (政令第19条第2項第四号)	①政令第13条に適合しているか ②幅は、90cm以上であるか ③勾配は1/12以下であるか（ただし、高さが16cm以下のものは1/8以下） ④高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
エレベーター及びその乗降口バー (政令第19条第2項第五号、H18告示第1493号)	①籠は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止するか ②籠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか ③籠の奥行きは135cm以上であるか ④乗降口バーは高低差がなく、その幅及び奥行きは、150cm以上であるか ⑤籠内及び乗降口バーに、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか ⑥籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか ⑦乗降口バーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか ⑧不特定多数の者が利用する建築物（床面積の合計が2,000m ² 以上）の移動等円滑化経路を構成するエレベーター (1) 篠の幅は140cm以上であるか (2) 篠は、車椅子の転回に支障がない構造であるか	—

1. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の概要

1.3.5.2.2 移動等円滑化経路の基準（つづき）

施設等	チェック項目	
エレベーター及び その乗降口ビー (政令第19条 第2項第五号、 H18告示 第1493号)	<p>⑨不特定多数の者、又は主に視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降口ビー¹⁰</p> <p>(1) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けているか</p> <p>(2) 籠内及び乗降口ビーに設ける制御装置は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類する方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造であるか</p> <p>(3) 籠内又は乗降口ビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けているか</p>	-
特殊な構造 又は使用形態の エレベーター その他の昇降機 (政令第19条 第2項第六号、 H18告示 第1492号)	<p>①車椅子に座ったまま使用するエレベーターで以下のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・籠の定格速度15m/分以下、かつ、床面積2.25m²以下で、昇降行程4m以下のもの ・階段及び傾斜路に沿って昇降するもの <p>(1) 平成12年建設省告示第1413号第一第九号に規定するものとしているか</p> <p>(2) 籠の幅70cm以上、かつ、奥行き120cm以上であるか</p> <p>(3) 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合、籠の幅及び奥行きが十分に確保されているか</p> <p>②車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に2枚以上の階段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、運転時の階段の定格速度を30m/分以下、かつ、2枚以上の階段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの</p> <p>(1) 平成12年建設省告示第1417号第一ただし書に規定するものであるか</p>	-
敷地内の通路 (政令第19条 第2項第七号、 政令第19条 第3項)	<p>①政令第17条に適合しているか</p> <p>②幅は90cm以上であるか</p> <p>③50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けているか</p> <p>④戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか</p> <p>⑤傾斜路</p> <p>(1) 幅は、90cm以上であるか</p> <p>(2) 勾配は、1/12分以下であるか（高さが16cm以下のものは勾配1/8以下）</p> <p>(3) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか（勾配1/20以下の場合は除く）</p> <p>⑥道等から建築物の出入口までの敷地内の通路が地形の特殊性により上記②～⑤の規定によることが困難な場合は、当該建築物の車寄せから建築物の出入口までの経路が上記②～⑤を満たしているか。</p>	-

¹⁰ エレベーター及び乗降口ビーが、主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合を除く。（告示第1494号）

1.3.5.3 建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト

※施設等の欄の「第〇条」はバリアフリー法誘導基準省令の該当条文

1.3.5.3.1 一般基準

施設等	チェック項目
出入口 (省令第2条)	①出入口 (②並びに籠・昇降路・便所・浴室等に設けられるものを除く。複数ある場合はそのうち1以上の出入口。) (1) 幅は90cm以上であるか (2) 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか
	②直接地上へ通ずる1以上の出入口 (1) 幅は120cm以上であるか (2) 戸は、自動的に開閉する構造で、かつ、その前後に高低差がないか
	①幅は180cm以上であるか (50m以内ごとに車椅子のすれ違いに支障がない場所を設ける場合は140cm以上)
	②表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか
	③階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分に、点状ブロック等を敷設しているか ¹²
	④戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか
	⑤側面に廊下等に向かって開く戸に、開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障がないよう必要な措置を講じているか
	⑥突出物を設けていないか (視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合は除く)
	⑦高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を適切な位置に設けているか
	⑧①及び④は、車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分は除く。
階段 ¹¹ (省令第4条、 H18告示 第1489号)	①幅は140cm以上であるか (手すりが設けられた場合は、手すりの幅10cmまでは、ないものとみなして算定することができる)
	②蹴上げの寸法は、16cm以下であるか
	③踏面の寸法は、30cm以上であるか
	④踊場を除き、両側に手すりを設けているか
	⑤表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか
	⑥踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとしているか
	⑦段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造としているか
	⑧段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設しているか ¹³
	⑨主たる階段を回り階段としていないか
傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置 ¹¹ (省令第5条)	①多数の者が利用する階段を設ける場合、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機（2以上の階にわたるときには、省令第7条に定めるエレベーターに限る）を設けているか ¹⁴

¹¹ 客席の出入口と車椅子使用者用部分との間の一以上の経路（車椅子使用者用経路）を構成する部分を含む。

¹² 階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。（平成18年告示第1489号第一）

- ・ 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合

¹³ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。（平成18年告示第1489号第二）

- ・ 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合
- ・ 段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合

¹⁴ 階段が、車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通するものである場合を除く。（平成18年告示第1488号第二）

1. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の概要

1.3.5.3.1 一般基準（つづき）

施設等	チェック項目
傾斜路 (省令第6条、 H18告示 第1488号)	<p>①幅は、階段に代わるものは150cm以上、階段に併設するものは120cm以上であるか</p> <p>②勾配は1/12以下であるか</p> <p>③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか</p> <p>④高さが16cmを超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けているか</p> <p>⑤表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか</p> <p>⑥その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとしているか</p> <p>⑦傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設しているか¹⁵</p> <p>⑧①～③は、車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路の部分は除く。この場合、勾配が1/12を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けているか</p>
エレベーター (省令第7条、 H18告示 第1487号)	<p>①多数の者が利用する居室、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設、車椅子使用者用客室、車椅子使用者用部分又は車椅子使用者用浴室等がある階、及び直接地上へ通ずる出入口のある階に停止する、籠を備えたエレベーターを、当該階ごとに1以上設けているか</p> <p>②多数の者が利用する全てのエレベーター及びその乗降口ビー</p> <p>(1) 篠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか</p> <p>(2) 篠の奥行きは135cm以上であるか</p> <p>(3) 乗降口ビーは高低差がなく、その幅及び奥行きは、150cm以上であるか</p> <p>(4) 篠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか</p> <p>(5) 乗降口ビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか</p> <p>③多数の者が利用するエレベーター及びその乗降口ビーで、①に該当するもの</p> <p>(1) 篠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか</p> <p>(2) 篠の奥行きは135cm以上であるか</p> <p>(3) 乗降口ビーは高低差がなく、その幅及び奥行きは、150cm以上であるか</p> <p>(4) 篠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか</p> <p>(5) 乗降口ビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか</p> <p>(6) 篠の幅は140cm以上であるか</p> <p>(7) 篠は、車椅子の転回に支障がない構造であるか</p> <p>(8) 篠内及び乗降口ビーに、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか</p> <p>④不特定多数の者が利用する全てのエレベーター</p> <p>(1) 篠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか</p> <p>(2) 篠の奥行きは135cm以上であるか</p> <p>(3) 篠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか</p> <p>(4) 篠の幅は140cm以上であるか</p> <p>(5) 篠は、車椅子の転回に支障がない構造であるか</p> <p>⑤不特定多数の者が利用するエレベーター及びその乗降口ビーで、①に該当するもの</p> <p>(1) 篠の奥行きは135cm以上であるか</p> <p>(2) 篠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか</p> <p>(3) 乗降口ビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか</p> <p>(4) 篠は、車椅子の転回に支障がない構造であるか</p> <p>(5) 篠内及び乗降口ビーに、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか</p> <p>(6) 篠の幅は160cm以上であるか</p> <p>(7) 篠及び昇降路の出入口の幅は90cm以上であるか</p> <p>(8) 乗降口ビーは高低差がなく、その幅及び奥行きは、180cm以上であるか</p>

¹⁵ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。（平成18年告示第1489号第三）

- ・ 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合
- ・ 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合

1.3.5.3.1 一般基準（つづき）

施設等	チェック項目	
エレベーター (省令第7条、 H18告示 第1487号)	<p>⑥不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及びその乗降口ビーで、①に該当するもの¹⁶</p> <p>(1) ③のすべて又は⑤のすべてを満たしているか</p> <p>(2) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けているか</p> <p>(3) 籠内及び乗降口ビーに設ける制御装置は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造であるか</p> <p>(4) 籠内又は乗降口ビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けているか</p>	-
特殊な構造 又は使用形態の エレベーター その他の昇降機 (省令第8条、 H18告示 第1485号)	<p>①車椅子に座ったまま使用するエレベーターで、以下のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・籠の定格速度が15m/分以下、かつ、床面積2.25m²以下で、昇降行程4m以下のもの ・階段及び傾斜路に沿って昇降するもの <p>(1) 平成12年建設省告示第1413号第一第九号に規定するものであるか</p> <p>(2) 籠の幅70cm以上、かつ、奥行き120cm以上であるか</p> <p>(3) 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合、籠の幅及び奥行きが十分に確保されているか</p> <p>②車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に2枚以上の階段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、運転時の階段の定格速度を30m/分以下、かつ、2枚以上の階段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの</p> <p>(1) 平成12年建設省告示第1417号第一ただし書に規定するものであるか</p>	-
便所 (省令第9条)	<p>①便所内に、車椅子使用者用便房を1以上（男子用及び女子用の区別を設ける場合は、それぞれ1以上）設けているか¹⁷</p> <p>②車椅子使用者用便房</p> <p>(1)腰掛便座、手すり等を適切に配置しているか</p> <p>(2)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保しているか</p> <p>③車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、80cm以上であるか</p> <p>④車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか</p> <p>⑤各階の便所のうち1以上に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水栓器具を設けた便房（オストメイト対応）を設けているか</p> <p>⑥男子用小便器のある便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち1以上に、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さ35cm以下）、その他これらに類する小便器を1以上、設けているか</p>	-
劇場等の客席 (省令第9条の2、 R6告示 第1295号)	<p>①客席に設ける座席の数が100以下の場合は2、100を超える場合は座席の数の1/50以上（端数は切り上げ。以下同様）、200を超える場合は座席の数の1/100+2以上、2,000を超えるときは座席の数の75/10,000+7以上の誘導基準適合車椅子使用者用部分を設けているか</p> <p>②誘導基準適合車椅子使用者用部分</p> <p>(1)幅は90cm以上であるか</p> <p>(2)奥行きは135cm以上であるか</p> <p>(3)床は平坦であるか</p> <p>(4)車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造であるか</p> <p>(5)同伴者用の客席又はスペースを当該車椅子使用者用部分に隣接して設けているか</p> <p>③客席に設ける座席の数が200を超える場合、誘導基準適合車椅子使用者用部分を2箇所以上に分散して設けているか</p>	-

¹⁶ エレベーター及び乗降口ビーが、主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合を除く。（平成18年告示第1486号）¹⁷ 次のいずれかに該当する場合を除く。（令和6年告示第1294号）

- ・車椅子使用者用便房を1以上（男子用及び女子用の区別を設ける場合は、それぞれ1以上）設ける便所が、便所に近接する位置にある場合
- ・男子用（又は女子用）便房のみを設ける便所内に、男子用（又は女子用）の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合、又は男子用（又は女子用）の車椅子使用者用便房を1以上設ける便所が便所に近接する位置にある場合

1. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の概要

1.3.5.3.1 一般基準（つづき）

施設等	チェック項目
ホテル又は 旅館の客室 (省令第10条、 H18告示 第1484号)	①客室総数が200以下の場合は客室総数の1/50以上、200を超える場合は客室総数の1/100+2以上の車椅子使用者用客室を設けているか
	② 車椅子使用者用客室の出入口 (1)幅は80cm以上であるか
	(2)戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか
	③ 車椅子使用者用客室の便所（同じ階に共用の車椅子使用者用便房があれば代替可能） (1)便所内に車椅子使用者用便房を設けているか (ア)腰掛便座、手すり等を適切に配置しているか (イ)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保しているか
	(2)車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は80cm以上であるか
	(3)車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか
	④ 車椅子使用者用客室の浴室等（同じ建築物に共用の車椅子使用者用浴室等があれば代替可能） (1) 車椅子使用者用浴室等 (ア)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか (イ)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されているか
	(2) 出入口 (ア)幅は80cm以上であるか (イ)戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか
	⑤幅は180cm以上であるか（段がある部分及び傾斜路を除く）
	⑥表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか
敷地内の 通路 (省令第11条、 H18告示 第1480号)	⑦戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか
	⑧段がある部分 (1)幅は140cm以上であるか (手すりが設けられた場合は、手すりの幅10cmまでは、ないものとみなして算定することができる) (2)蹴上げの寸法は16cm以下であるか (3)踏面の寸法は30cm以上であるか (4)両側に手すりを設けているか (5)踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとしているか (6)段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造としているか
	⑨段を設ける場合、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けているか
	⑩傾斜路 (1)幅は、段に代わるものは150cm以上、段に併設するものは120cm以上であるか (2)勾配は1/15以下であるか (3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか (勾配が1/20を超えるものに限る。) (4)高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けているか (5)その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとしているか
	⑪敷地内の通路（道等から直接地上へ通ずる出入口までの経路を構成するものに限る。）が地形の特殊性により上記①～⑩の規定を満たせない場合は、①、③、⑤、⑥(1)～(3)は、建築物の車寄せから直接地上へ通ずる出入口までの敷地内の通路の部分に限り適用する

1.3.5.3.1 一般基準（つづき）

施設等	チェック項目
敷地内の 通路 (省令第11条、 H18告示 第1488号)	⑧①、③、⑤、⑥ (1) ~ (3) の規定は、車椅子使用者の利用上支障がないものとして車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分は除く。この場合、勾配が1/12を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けているか
駐車場 (省令第12条)	①駐車施設の数の2/100（端数は切り上げ）以上の車椅子使用者用駐車施設を設けているか ¹⁸ ②車椅子使用者用駐車施設 (1)幅は350cm以上であるか (2)車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けているか
浴室等 (省令第13条)	①1以上の浴室等 (1) 車椅子使用者用浴室等 (ア)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか (イ)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されているか (2)出入口 (ア)幅は80cm以上であるか (イ)戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか
標識 (省令第14条)	①移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近の、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識 (1)高齢者、障害者等の見やすい位置に設けているか (2)標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの）であるか
案内設備 (省令第15条、 H18告示 第1483号)	①建築物又はその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けているか（配置を容易に視認できる場合は除く） ②建築物又はその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための設備を設けているか ③案内所を設ける場合は①②は適用しない

¹⁸ 駐車場が、次のいずれかに該当する場合を除く。（令和6年告示第1072号）

- ・ 機械式駐車場であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合
- ・ 機械式駐車場及び機械式駐車場以外の駐車場を設ける場合であって、次のイ及びロに適合する場合
 - イ 機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられていること。
 - ロ 機械式駐車場の駐車施設（車椅子使用者が円滑に乗降することが可能なものに限る。）の数と機械式駐車場以外の駐車場の車椅子使用者用駐車施設の数の合計数が、駐車施設の総数に応じて算出される車椅子使用者用駐車施設の必要数以上であること。

1. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の概要

1.3.5.3.2 視覚障害者移動等円滑化経路の基準（道等から案内設備又は案内所までの主な経路に係る基準）

施設等	チェック項目
案内設備までの経路 (省令第16条)	①道等から案内設備②に示す設備又は③に示す案内所までの主たる経路を、視覚障害者移動等円滑化経路としているか ¹⁹
	②当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けているか（進行方向を変更する必要がない風除室内は除く）
	③当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の車路に近接する部分、及び、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分 ²⁰ には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか

¹⁹ 道等から案内設備までの経路が、次のいずれかに該当する場合を除く。（平成18年告示第1489号第四）

- ・ 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合
- ・ 建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が政令第21条第2項の基準に適合するものである場合

²⁰ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。（平成18年告示第1497号第五）

- ・ 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等である場合

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

2.1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

平成十八年六月二十一日

法律第九十一号

最終改正 令和六年六月十九日

法律第五十三号

目次

第一章 総則（第一条—第二条）

第二章 基本方針等（第三条—第七条）

第三章 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置（第八条—第二十四条）

第三章の二 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する措置（第二十四条の二—第二十四条の八）

第四章 重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施（第二十五条—第四十条の二）

第五章 移動等円滑化経路協定（第四十一条—第五十一条）

第五章の二 移動等円滑化施設協定（第五十一条の二）

第六章 雜則（第五十二条—第五十八条）

第七章 罰則（第五十九条—第六十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性に鑑み、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置、移動等円滑化に関する国民の理解の増進及び協力の確保を図るために他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（基本理念）

第一条の二 この法律に基づく措置は、高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること及び全ての国民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを旨として、行われなければならない。

（定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 高齢者、障害者等 高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。
- 二 移動等円滑化 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。
- 三 施設設置管理者 公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等をいう。
- 四 高齢者障害者等用施設等 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる施設又は設備であって、主としてこれらの者の利用のために設けられたものであることその他の理由により、これらの者の円滑な利用が確保されるために適正な配慮が必要となるものとして主務省令で定めるものをいう。
- 五 公共交通事業者等 次に掲げる者をいう。

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

- イ 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。）
- ロ 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。第二十六号ハにおいて同じ。）
- ハ 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による一般乗合旅客自動車運送事業者（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。以下この条において同じ。）、一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者
- ニ 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）によるバスターミナル事業を営む者
- ホ 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）による一般旅客定期航路事業、対外旅客定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするもの並びに日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営むものを除く。次号ニにおいて同じ。）及び旅客不定期航路事業を営む者
- ヘ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による本邦航空運送事業者（旅客の運送を行うものに限る。）
- ト イからヘまでに掲げる者以外の者で次号イ、ニ又はホに掲げる旅客施設を設置し、又は管理するもの
- 六 旅客施設 次に掲げる施設であって、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。
- イ 鉄道事業法による鉄道施設
- ロ 軌道法による軌道施設
- ハ 自動車ターミナル法によるバスターミナル
- ニ 海上運送法による輸送施設（船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業、対外旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業の用に供するものに限る。）
- ホ 航空旅客ターミナル施設
- 七 特定旅客施設 旅客施設のうち、利用者が相当数であること又は相当数であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。
- 八 車両等 公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両、自動車（一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車にあっては道路運送法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するもの、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためこれらの事業の用に供する自動車にあっては高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なものその他主務省令で定めるものに限る。）、船舶及び航空機をいう。
- 九 道路管理者 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。
- 十 特定道路 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める道路法による道路をいう。
- 十一 路外駐車場管理者等 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第十二条に規定する路外駐車場管理者又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項の都市計画区域外において特定路外駐車場を設置する者をいう。
- 十二 旅客特定車両停留施設 道路法第二条第二項第八号に規定する特定車両停留施設であって、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。
- 十三 特定路外駐車場 駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場（道路法第二条第二項第七号に規定する自動車駐車場、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第二項に規定する公園施設（以下「公園施設」という。）、建築物又は建築物特定施設であるものを除く。）であって、自動車の駐車の用に供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するものをいう。
- 十四 公園管理者等 都市公園法第五条第一項に規定する公園管理者（以下「公園管理者」という。）又は同項の規定による許可を受けて公園施設（特定公園施設に限る。）を設け若しくは管理し、若しくは

設け若しくは管理しようとする者をいう。

十五 特定公園施設 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める公園施設をいう。

十六 建築主等 建築物の建築をしようとする者又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。

十七 建築物 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。

十八 特定建築物 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。

十九 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物その他の特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

二十 建築物特定施設 出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるものをいう。

二十一 建築 建築物を新築し、増築し、又は改築することをいう。

二十二 所管行政庁 建築基準法の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、同法第九十七条の二第一項若しくは第二項又は第九十七条の三第一項若しくは第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

二十三 移動等円滑化促進地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。

イ 生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。

ロ 生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。）を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。）について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区であること。

ハ 当該地区において移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

二十四 重点整備地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。

イ 前号イに掲げる要件

ロ 生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。

ハ 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

二十五 特定事業 公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業及び教育啓発特定事業をいう。

二十六 公共交通特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ 特定旅客施設内において実施するエレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業

ロ イに掲げる事業に伴う特定旅客施設の構造の変更に関する事業

ハ 特定車両（軌道経営者、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うために使用する車両等をいう。以下同じ。）を床面の低いものとすることその他の特定車両に関する移動等円滑化のために必要な事業

二十七 道路特定事業 次に掲げる道路法による道路の新設又は改築に関する事業（これと併せて実施する必要がある移動等円滑化のための施設又は設備の整備に関する事業を含む。）をいう。

イ 歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識その他の移動等円滑化のために必要な施設又は工作物の設置に関する事業

ロ 歩道の拡幅又は路面の構造の改善その他の移動等円滑化のために必要な道路の構造の改良に関する

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

事業

二十八 路外駐車場特定事業 特定路外駐車場において実施する車椅子を使用している者が円滑に利用することができる駐車施設その他の移動等円滑化のために必要な施設の整備に関する事業をいう。

二十九 都市公園特定事業 都市公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の整備に関する事業をいう。

三十 建築物特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ 特別特定建築物（第十四条第三項の条例で定める特定建築物を含む。口において同じ。）の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業

ロ 特定建築物（特別特定建築物を除き、その全部又は一部が生活関連経路であるものに限る。）における生活関連経路の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業

三十一 交通安全特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ 高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九条の歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示その他の移動等円滑化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示（第三十六条第二項において「信号機等」という。）の同法第四条第一項の規定による設置に関する事業

ロ 違法駐車行為（道路交通法第五十一条の四第一項の違法駐車行為をいう。以下この号において同じ。）に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動その他の移動等円滑化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止のための事業

三十二 教育啓発特定事業 市町村又は施設設置管理者（第三十六条の二において「市町村等」という。）が実施する次に掲げる事業をいう。

イ 移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業

ロ 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業（イに掲げる事業を除く。）

第二章 基本方針等

（基本方針）

第三条 主務大臣は、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、移動等円滑化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 移動等円滑化の意義及び目標に関する事項

二 移動等円滑化のために施設設置管理者が講すべき措置に関する基本的な事項

三 第二十四条の二第一項の移動等円滑化促進方針の指針となるべき次に掲げる事項

イ 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進の意義に関する事項

ロ 移動等円滑化促進地区の位置及び区域に関する基本的な事項

ハ 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する基本的な事項

ニ 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する基本的な事項

ホ イからニまでに掲げるもののほか、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項

四 第二十五条第一項の基本構想の指針となるべき次に掲げる事項

イ 重点整備地区における移動等円滑化の意義に関する事項

ロ 重点整備地区の位置及び区域に関する基本的な事項

ハ 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する基本的な事項

ニ 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する基本的な事項

ホ ニに規定する事業と併せて実施する土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

九号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）、市街地再開発事業（都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業をいう。以下同じ。）その他の市街地開発事業（都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業をいう。以下同じ。）に関し移動等円滑化のために考慮すべき基本的な事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する基本的な事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

五 移動等円滑化の促進に関する国民の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関する国民の協力の確保に関する基本的な事項

六 移動等円滑化に関する情報提供に関する基本的な事項

七 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項

3 主務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、関係行政機関及びこれらの者で構成する会議における定期的な評価その他これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する国民の理解を深めるとともに、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援、これらの者の高齢者障害者等用施設等の円滑な利用を確保する上で必要となる適正な配慮その他の移動等円滑化の実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（施設設置管理者等の責務）

第六条 施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（国民の責務）

第七条 国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援、これらの者の高齢者障害者等用施設等の円滑な利用を確保する上で必要となる適正な配慮その他のこれらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために必要な協力をするよう努めなければならない。

第三章 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置

（公共交通事業者等の基準適合義務等）

第八条 公共交通事業者等は、旅客施設を新たに建設し、若しくは旅客施設について主務省令で定める大規模な改良を行うとき又は車両等を新たにその事業の用に供するときは、当該旅客施設又は車両等（以下「新設旅客施設等」という。）を、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する主務省令で定める基準（以下「公共交通移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 公共交通事業者等は、その事業の用に供する新設旅客施設等を公共交通移動等円滑化基準に適合するように維持するとともに、当該新設旅客施設等を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要なものとして主務省令で定める基準を遵守しなければならない。

3 公共交通事業者等は、その事業の用に供する旅客施設及び車両等（新設旅客施設等を除く。）について、公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該旅客施

2.高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要なものとして主務省令で定める基準を遵守するよう努めなければならない。

- 4 公共交通事業者等は、高齢者、障害者等に対し、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。
- 5 公共交通事業者等は、高齢者、障害者等に対し、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。
- 6 公共交通事業者等は、その職員に対し、移動等円滑化を図るために必要な教育訓練を行うよう努めなければならない。
- 7 公共交通事業者等は、その事業の用に供する新設旅客施設等の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新設旅客施設等における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。
- 8 公共交通事業者等は、高齢者、障害者等である旅客の乗継ぎを円滑に行うため、他の公共交通事業者等その他の関係者と相互に協力して、前各項の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 9 公共交通事業者等又は道路管理者（旅客特定車両停留施設を管理する道路管理者に限る。第十条第十項において同じ。）が他の公共交通事業者等に対し前項又は同条第九項の措置に関する協議を求めたときは、当該他の公共交通事業者等は、当該措置により旅客施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあるときその他の正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。

（旅客施設及び車両等に係る基準適合性審査等）

第九条 主務大臣は、新設旅客施設等について鉄道事業法その他の法令の規定で政令で定めるものによる許可、認可その他の処分の申請があった場合には、当該処分に係る法令に定める基準のほか、公共交通移動等円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、主務大臣は、当該新設旅客施設等が公共交通移動等円滑化基準に適合しないと認めるときは、これらの規定による許可、認可その他の処分をしてはならない。

- 2 公共交通事業者等は、前項の申請又は鉄道事業法その他の法令の規定で政令で定めるものによる届出をしなければならない場合を除くほか、旅客施設の建設又は前条第一項の主務省令で定める大規模な改良を行おうとするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 主務大臣は、新設旅客施設等のうち車両等（第一項の規定により審査を行うものを除く。）若しくは前項の政令で定める法令の規定若しくは同項の規定による届出に係る旅客施設について前条第一項の規定に違反している事実があり、又は新設旅客施設等若しくは当該新設旅客施設等を使用した役務の提供の方法について同条第二項の規定に違反している事実があると認めるときは、公共交通事業者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（公共交通事業者等の判断の基準となるべき事項）

第九条の二 主務大臣は、旅客施設及び車両等の移動等円滑化を促進するため、次に掲げる事項並びに移動等円滑化のために公共交通事業者等が講ずる措置によって達成すべき目標及び当該目標を達成するために当該事項と併せて講すべき措置に関し、公共交通事業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

- 一 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置
- 二 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置
- 三 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援
- 四 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供
- 五 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練
- 六 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮について

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

の旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

- 2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、移動等円滑化の進展の状況、旅客施設及び車両等の移動等円滑化に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

(指導及び助言)

第九条の三 主務大臣は、旅客施設及び車両等の移動等円滑化を促進するため必要があると認めるときは、公共交通事業者等に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、同項各号に掲げる事項の実施について必要な指導及び助言をすることができる。

(計画の作成)

第九条の四 公共交通事業者等（旅客が相当数であることその他の主務省令で定める要件に該当する者に限る。次条から第九条の七までにおいて同じ。）は、毎年度、主務省令で定めるところにより、第九条の二第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた同項の目標に関し、その達成のための計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(定期の報告)

第九条の五 公共交通事業者等は、毎年度、主務省令で定めるところにより、前条の計画に基づく措置の実施の状況その他主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

(公表)

第九条の六 公共交通事業者等は、毎年度、主務省令で定めるところにより、第九条の四の計画の内容、当該計画に基づく措置の実施の状況その他主務省令で定める移動等円滑化に関する情報を公表しなければならない。

(勧告等)

第九条の七 主務大臣は、公共交通事業者等の事業の用に供する旅客施設及び車両等の移動等円滑化の状況が第九条の二第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該公共交通事業者等に対し、当該旅客施設及び車両等の移動等円滑化に関する技術水準その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、当該旅客施設及び車両等に係る移動等円滑化に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

- 2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた公共交通事業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(道路管理者の基準適合義務等)

第十条 道路管理者は、特定道路又は旅客特定車両停留施設の新設又は改築を行うときは、当該特定道路（以下この条において「新設特定道路」という。）又は当該旅客特定車両停留施設（第三項において「新設旅客特定車両停留施設」という。）を、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例（国道（道路法第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）にあっては、主務省令）で定める基準（以下この条において「道路移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

- 2 前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参照して定めるものとする。
- 3 道路管理者は、その管理する新設特定道路及び新設旅客特定車両停留施設（以下この条において「新設特定道路等」という。）を道路移動等円滑化基準に適合するように維持するとともに、当該新設旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要なものとして主務省令で定める基準を遵守しなければならない。
- 4 道路管理者は、その管理する道路（新設特定道路等を除く。）について、道路移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該道路のうち旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要なものとして主務省令で定める基準を遵守するよう努めなければならない。
- 5 道路管理者は、高齢者、障害者等に対し、その管理する旅客特定車両停留施設における誘導その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。
- 6 道路管理者は、高齢者、障害者等に対し、その管理する新設特定道路についてこれらの者が当該新設特

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

定道路を円滑に利用するために必要となる情報を、その管理する旅客特定車両停留施設についてこれらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報を、それぞれ適切に提供するよう努めなければならない。

- 7 道路管理者は、その職員に対し、その管理する旅客特定車両停留施設における移動等円滑化を図るために必要な教育訓練を行うよう努めなければならない。
- 8 道路管理者は、その管理する新設特定道路等の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新設特定道路等における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。
- 9 道路管理者は、その管理する旅客特定車両停留施設に係る高齢者、障害者等である旅客の乗継ぎを円滑に行うため、公共交通事業者等その他の関係者と相互に協力して、前各項（第二項を除く。）の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 10 公共交通事業者等又は道路管理者が他の道路管理者に対し第八条第八項又は前項の措置に関する協議を求めたときは、当該他の道路管理者は、当該措置により旅客特定車両停留施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあるときその他の正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。
- 11 新設特定道路等についての道路法第三十三条第一項及び第三十六条第二項の規定の適用については、これらの規定中「政令で定める基準」とあるのは「政令で定める基準及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第二号に規定する移動等円滑化のために必要なものとして国土交通省令で定める基準」と、同法第三十三条第一項中「同条第一項」とあるのは「前条第一項」とする。

（路外駐車場管理者等の基準適合義務等）

第十二条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、当該特定路外駐車場（以下この条において「新設特定路外駐車場」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する主務省令で定める基準（以下「路外駐車場移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

- 2 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場を路外駐車場移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地方の自然的・社会的条件の特殊性により、前二項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定路外駐車場を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、路外駐車場移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。
- 4 路外駐車場管理者等は、その管理する特定路外駐車場（新設特定路外駐車場を除く。）を路外駐車場移動等円滑化基準（前項の条例で付加した事項を含む。第五十三条第二項において同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新設特定路外駐車場を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。
- 6 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新設特定路外駐車場における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。

（特定路外駐車場に係る基準適合命令等）

第十二条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。以下「知事等」という。）に届け出なければならない。ただし、駐車場法第十二条の規定による届出をしなければならない場合にあっては、同条の規定により知事等に提出すべき届出書に主務省令で定める書面を添付して届け出たときは、この限りでない。

- 2 前項本文の規定により届け出た事項を変更しようとするときも、同項と同様とする。
- 3 知事等は、前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、路外駐車場管

理者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(公園管理者等の基準適合義務等)

第十三条 公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設（以下この条において「新設特定公園施設」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例（国の設置に係る都市公園にあっては、主務省令）で定める基準（以下この条において「都市公園移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

- 2 前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参照して定めるものとする。
- 3 公園管理者は、新設特定公園施設について都市公園法第五条第一項の規定による許可の申請があった場合には、同法第四条に定める基準のほか、都市公園移動等円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、公園管理者は、当該新設特定公園施設が都市公園移動等円滑化基準に適合しないと認めるときは、同項の規定による許可をしてはならない。
- 4 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設を都市公園移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 5 公園管理者等は、その管理する特定公園施設（新設特定公園施設を除く。）を都市公園移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 6 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新設特定公園施設を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。
- 7 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新設特定公園施設における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。

(特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等)

第十四条 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該特別特定建築物（以下この条において「新築特別特定建築物」という。）を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

- 2 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地方の自然的・社会的条件の特殊性により、前二項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加し、第一項の建築の規模を条例で同項の政令で定める規模未満で別に定め、又は建築物移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。
- 4 前三項の規定は、建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定とみなす。
- 5 建築主等（第一項から第三項までの規定が適用される者を除く。）は、その建築をしようとしたし、又は所有し、管理し、若しくは占有する特別特定建築物（同項の条例で定める特定建築物を含む。以下同じ。）を建築物移動等円滑化基準（同項の条例で付加した事項を含む。第十七条第三項第一号を除き、以下同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 6 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新築特別特定建築物を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。
- 7 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新築特別特定建築物における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。

(特別特定建築物に係る基準適合命令等)

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

第十五条 所管行政庁は、前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、建築主等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 国、都道府県又は建築主事若しくは建築副本事を置く市町村の特別特定建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、所管行政庁は、国、都道府県又は建築主事若しくは建築副本事を置く市町村の特別特定建築物が前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、直ちに、その旨を当該特別特定建築物を管理する機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべきことを要請しなければならない。

3 所管行政庁は、前条第五項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特別特定建築物の設計及び施工に係る事項その他の移動等円滑化に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

（特定建築物の建築主等の努力義務等）

第十六条 建築主等は、特定建築物（特別特定建築物を除く。以下この条において同じ。）の建築（用途の変更をして特定建築物にすることを含む。次条第一項において同じ。）をしようとするときは、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 建築主等は、特定建築物の建築物特定施設の修繕又は模様替をしようとするときは、当該建築物特定施設を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 所管行政庁は、特定建築物について前二項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特定建築物又はその建築物特定施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定）

第十七条 建築主等は、特定建築物の建築、修繕又は模様替（修繕又は模様替にあっては、建築物特定施設に係るものに限る。以下「建築等」という。）をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、特定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定建築物の位置
- 二 特定建築物の延べ面積、構造方法及び用途並びに敷地面積
- 三 計画に係る建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項
- 四 特定建築物の建築等の事業に関する資金計画
- 五 その他主務省令で定める事項

3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、当該申請に係る特定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。

- 一 前項第三号に掲げる事項が、建築物移動等円滑化基準を超えるか、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合すること。
- 二 前項第四号に掲げる資金計画が、特定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

4 前項の認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該申請に併せて、建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第七項において同じ。）の規定による確認の申請書を提出して、当該申請に係る特定建築物の建築等の計画が同法第六条第一項の建築基準関係規定に適合する旨の建築主事又は建築副本事の通知（以下この条において「適合通知」という。）を受けるよう申し出ることができる。

5 前項の申出を受けた所管行政庁は、速やかに当該申出に係る特定建築物の建築等の計画を建築主事又は建築副本事に通知しなければならない。

6 建築基準法第十八条第三項及び第十五項の規定は、建築主事又は建築副本事が前項の通知を受けた場合について準用する。この場合においては、建築主事又は建築副本事は、申請に係る特定建築物の建築等の計画が第十四条第一項の規定に適合するかどうかを審査することを要しないものとする。

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

7 所管行政庁が、適合通知を受けて第三項の認定をしたときは、当該認定に係る特定建築物の建築等の計画は、建築基準法第六条第一項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。

8 建築基準法第十二条第八項、第九十三条及び第九十三条の二の規定は、建築主事又は建築副主事が適合通知をする場合について準用する。

（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更）

第十八条 前条第三項の認定を受けた者（以下「認定建築主等」という。）は、当該認定を受けた計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

（認定特定建築物の容積率の特例）

第十九条 建築基準法第五十二条第一項、第二項、第七項、第十二項及び第十四項、第五十七条の二第三項第二号、第五十七条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五（第二号イを除く。）、第六十八条の五の二（第二号イを除く。）、第六十八条の五の三第一項（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の四（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の五第一項第一号ロ、第六十八条の八、第六十八条の九第一項、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率（同法第五十九条第一項、第六十条の二第一項及び第六十八条の九第一項に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。）の算定の基礎となる延べ面積には、同法第五十二条第三項及び第六項に定めるもののほか、第十七条第三項の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。第二十一条において同じ。）に係る特定建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設の床面積のうち、移動等円滑化の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は、算入しないものとする。

（認定特定建築物の表示等）

第二十条 認定建築主等は、認定特定建築物の建築等をしたときは、当該認定特定建築物、その敷地又はその利用に関する広告その他の主務省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、主務省令で定めるところにより、当該認定特定建築物が第十七条第三項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定建築主等に対する改善命令）

第二十一条 所管行政庁は、認定建築主等が第十七条第三項の認定を受けた計画に従って認定特定建築物の建築等又は維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定建築主等に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し）

第二十二条 所管行政庁は、認定建築主等が前条の規定による処分に違反したときは、第十七条第三項の認定を取り消すことができる。

（協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定等）

第二十二条の二 建築主等は、次の各号のいずれかに該当する建築物特定施設（以下この条において「協定建築物特定施設」という。）と一体的に利用に供しなければ公共交通移動等円滑化基準に適合させることができが構造上その他の理由により著しく困難であると主務省令で定めるところにより主務大臣が認める旅客施設（次の各号の公共交通事業者等の事業の用に供するものに限る。次項において「移動等円滑化困難旅客施設」という。）の敷地に隣接し、又は近接する土地において協定建築物特定施設を有する建築物（以下「協定建築物」という。）の建築等をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、協定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

一 建築主等が公共交通事業者等と締結する第四十一条第一項に規定する移動等円滑化経路協定の目的と

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

- なる経路を構成する建築物特定施設
- 二 建築主等が公共交通事業者等と締結する第五十一条の二第一項に規定する移動等円滑化施設協定の目的となる建築物特定施設
- 2 前項の申請に係る協定建築物特定施設（協定建築物特定施設と移動等円滑化困難旅客施設との間に同項第一号の経路がある場合にあっては、協定建築物特定施設及び当該経路を構成する一般交通用施設（以下この項において「特定経路施設」という。））は、協定建築物特定施設等維持保全基準（移動等円滑化困難旅客施設の公共交通移動等円滑化基準への継続的な適合の確保のために必要な協定建築物特定施設及び特定経路施設の維持保全に関する主務省令で定める基準をいう。）に適合するものとして、主務省令で定めるところにより主務大臣の認定を受けたものでなければならない。
- 3 第一項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 協定建築物の位置
 - 二 協定建築物の延べ面積、構造方法及び用途並びに敷地面積
 - 三 計画に係る協定建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項
 - 四 協定建築物の建築等の事業に関する資金計画
 - 五 その他主務省令で定める事項
- 4 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、当該申請に係る協定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。
- 一 前項第三号に掲げる事項が、建築物移動等円滑化基準を超えるか、かつ、第十七条第三項第一号に規定する主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合すること。
 - 二 前項第四号に掲げる資金計画が、協定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 5 第十八条、第十九条、第二十一条及び前条の規定は、前項の認定を受けた者（第五十三条第五項において「認定協定建築主等」という。）に係る当該認定を受けた計画について準用する。この場合において、第十八条第二項中「前条」とあるのは「第二十二条の二第一項から第四項まで」と、第十九条中「特定建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設」とあるのは「第二十二条の二第一項に規定する協定建築物（第二十一条において「認定協定建築物」という。）の同項に規定する協定建築物特定施設」と、第二十一条中「認定特定建築物」とあるのは「認定協定建築物」と読み替えるものとする。
- （既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例）
- 第二十三条 この法律の施行の際現に存する特定建築物に専ら車椅子を使用している者の利用に供するエレベーターを設置する場合において、当該エレベーターが次に掲げる基準に適合し、所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認めたときは、当該特定建築物に対する建築基準法第二十七条第二項の規定の適用については、当該エレベーターの構造は耐火構造（同法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。）とみなす。
- 一 エレベーター及び当該エレベーターの設置に係る特定建築物の主要構造部の部分の構造が主務省令で定める安全上及び防火上の基準に適合していること。
 - 二 エレベーターの制御方法及びその作動状態の監視方法が主務省令で定める安全上の基準に適合していること。
- 2 建築基準法第九十三条第一項本文及び第二項の規定は、前項の規定により所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認める場合について準用する。
- （高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の容積率の特例）
- 第二十四条 建築物特定施設（建築基準法第五十二条第六項第一号に規定する昇降機並びに同項第二号に規定する共同住宅及び老人ホーム等の共用の廊下及び階段を除く。）の床面積が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保するため通常の床面積よりも著しく大きい建築物で、主務大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準に適合するものについては、当該建築物を同条第十四項第一号に規定する建築物とみなして、同項の規定を適用する。
- 第三章の二 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する措置

(移動等円滑化促進方針)

第二十四条の二 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の移動等円滑化促進地区について、移動等円滑化の促進に関する方針（以下「移動等円滑化促進方針」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 移動等円滑化促進方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 移動等円滑化促進地区の位置及び区域
- 二 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する事項
- 三 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項
- 3 前項各号に掲げるもののほか、移動等円滑化促進方針には、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する基本的な方針について定めるよう努めるものとする。
- 4 移動等円滑化促進方針には、市町村が行う移動等円滑化促進地区に所在する旅客施設の構造及び配置その他の移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項を定めることができる。
- 5 移動等円滑化促進方針は、都市計画、都市計画法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第五条第一項に規定する地域公共交通計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 6 市町村は、移動等円滑化促進方針を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他利害関係者、関係する施設設置管理者及び都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 7 市町村は、移動等円滑化促進方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県並びに関係する施設設置管理者及び公安委員会に送付しなければならない。
- 8 主務大臣は、前項の規定により移動等円滑化促進方針の送付を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。
- 9 都道府県は、市町村に対し、その求めに応じ、移動等円滑化促進方針の作成及びその円滑かつ確実な実施に関し、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。
- 10 第六項から前項までの規定は、移動等円滑化促進方針の変更について準用する。

(移動等円滑化促進方針の評価等)

第二十四条の三 市町村は、移動等円滑化促進方針を作成した場合においては、おおむね五年ごとに、当該移動等円滑化促進方針において定められた移動等円滑化促進地区における移動等円滑化に関する措置の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、移動等円滑化促進方針を変更するものとする。

(協議会)

第二十四条の四 移動等円滑化促進方針を作成しようとする市町村は、移動等円滑化促進方針の作成に関する協議及び移動等円滑化促進方針の実施（実施の状況についての調査、分析及び評価を含む。）に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 移動等円滑化促進方針を作成しようとする市町村
- 二 関係する施設設置管理者、公安委員会その他移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関し密接な関係を有する者
- 三 高齢者、障害者等、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者
- 3 第一項の規定により協議会を組織する市町村は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知するものとする。
- 4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

2.高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

- 5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(移動等円滑化促進方針の作成等の提案)

第二十四条の五 次に掲げる者は、市町村に対して、移動等円滑化促進方針の作成又は変更をする 것을 提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る移動等円滑化促進方針の 素案を作成して、これを提示しなければならない。

- 一 施設設置管理者その他の生活関連施設又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の管理者
 - 二 高齢者、障害者等その他の生活関連施設又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の利用に関し利 害関係を有する者
- 2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき移動等円滑化促進方針の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、移動等 円滑化促進方針の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

(行為の届出等)

第二十四条の六 移動等円滑化促進方針において定められた移動等円滑化促進地区の区域において、旅客施 設の建設、道路の新設その他の行為であって当該区域における移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそれ のあるものとして政令で定めるものをしようとする公共交通事業者等又は道路管理者は、当該行為に着手 する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手 予定期日その他主務省令で定める事項を市町村に届け出なければならない。ただし、非常災害のため必要な 応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち主務省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、 その旨を市町村に届け出なければならない。
- 3 市町村は、前二項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が移動等円滑化促進地 区における移動等円滑化の促進を図る上で支障があると認めるときは、その届出をした者に対し、その届 出に係る行為に関し旅客施設又は道路の構造の変更その他の必要な措置の実施を要請することができる。
- 4 市町村は、前項の規定による要請を受けた者が当該要請に応じないときは、その旨を主務大臣に通知す ることができる。
- 5 主務大臣は、前項の規定による通知があった場合において、第三項の規定による要請を受けた者が正当 な理由がなくて同項の措置を実施していないと認めるときは、当該要請を受けた者に対し、当該措置を実 施すべきことを勧告することができる。

(市町村による情報の収集、整理及び提供)

第二十四条の七 第二十四条の二第四項の規定により移動等円滑化促進方針において市町村が行う移動等円 滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項が定められたときは、市町村は、当該移動等円滑化 促進方針に基づき移動等円滑化に関する事項についての情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(施設設置管理者による市町村に対する情報の提供)

第二十四条の八 公共交通事業者等及び道路管理者は、前条の規定により情報の収集、整理及び提供を行 う市町村の求めがあったときは、主務省令で定めるところにより、高齢者、障害者等が旅客施設及び特定道 路を利用するため必要となる情報を当該市町村に提供しなければならない。

- 2 路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等は、前条の規定により情報の収集、整理及び提供を行 う市町村の求めがあったときは、主務省令で定めるところにより、高齢者、障害者等が特定路外駐車場、 特定公園施設及び特別特定建築物を利用するため必要となる情報を当該市町村に提供するよう努めな ければならない。

第四章 重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施

(移動等円滑化基本構想)

第二十五条 市町村は、基本方針（移動等円滑化促進方針が作成されているときは、基本方針及び移動等円

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

滑化促進方針。以下同じ。）に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 基本構想には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 重点整備地区の位置及び区域
二 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項
三 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項（旅客施設の所在地を含まない重点整備地区にあっては、当該重点整備地区と同一の市町村の区域内に所在する特定旅客施設との間の円滑な移動のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項を含む。）

四 前号に掲げる事業と併せて実施する土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に關し移動等円滑化のために考慮すべき事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

3 前項各号に掲げるもののほか、基本構想には、重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針について定めるよう努めるものとする。

4 市町村は、特定旅客施設の所在地を含む重点整備地区について基本構想を作成する場合には、当該基本構想に当該特定旅客施設を第二項第二号及び第三号の生活関連施設として定めなければならない。

5 基本構想には、道路法第十二条ただし書及び第十五条並びに道路法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百六十三号。以下「昭和三十九年道路法改正法」という。）附則第三項の規定にかかわらず、国道又は都道府県道（道路法第三条第三号の都道府県道をいう。第三十二条第一項において同じ。）（道路法第十二条ただし書及び第十五条並びに昭和三十九年道路法改正法附則第三項の規定により都道府県が新設又は改築を行うこととされているもの（道路法第十七条第一項から第四項までの規定により同条第一項の指定市、同条第二項の指定市以外の市、同条第三項の町村又は同条第四項の指定市以外の市町村が行うこととされているものを除く。）に限る。以下同じ。）に係る道路特定事業を実施する者として、市町村（他の市町村又は道路管理者と共同して実施する場合にあっては、市町村及び他の市町村又は道路管理者。第三十二条において同じ。）を定めることができる。

6 市町村は、基本構想を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

7 市町村は、基本構想を作成しようとする場合において、第二十六条第一項の協議会が組織されていないときは、これに定めようとする特定事業に関する事項について、関係する施設設置管理者及び公安委員会と協議をしなければならない。

8 市町村は、第二十六条第一項の協議会が組織されていない場合には、基本構想を作成するに当たり、あらかじめ、関係する施設設置管理者及び公安委員会に対し、特定事業に関する事項について基本構想の案を作成し、当該市町村に提出するよう求めることができる。

9 前項の案の提出を受けた市町村は、基本構想を作成するに当たっては、当該案の内容が十分に反映されるよう努めるものとする。

10 第二十四条の二第四項、第五項及び第七項から第九項までの規定は、基本構想の作成について準用する。この場合において、同条第四項中「移動等円滑化促進地区」とあるのは、「重点整備地区」と読み替えるものとする。

11 第二十四条の二第七項から第九項まで及びこの条第六項から第九項までの規定は、基本構想の変更について準用する。

（基本構想の評価等）

第二十五条の二 市町村は、基本構想を作成した場合においては、おおむね五年ごとに、当該基本構想において定められた重点整備地区における特定事業その他の事業の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、基本構想を変更するものとする。

2.高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

(協議会)

第二十六条 基本構想を作成しようとする市町村は、基本構想の作成に関する協議及び基本構想の実施（実施の状況についての調査、分析及び評価を含む。）に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 基本構想を作成しようとする市町村
- 二 関係する施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施すると見込まれる者
- 三 高齢者、障害者等、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者

3 第一項の規定により協議会を組織する市町村は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(基本構想の作成等の提案)

第二十七条 次に掲げる者は、市町村に対して、基本構想の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る基本構想の素案を作成して、これを提示しなければならない。

- 一 施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施しようとする者
 - 二 高齢者、障害者等その他の生活関連施設又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の利用に関し利害関係を有する者
- 2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき基本構想の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、基本構想の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

(公共交通特定事業の実施)

第二十八条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公共交通事業者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して公共交通特定事業を実施するための計画（以下「公共交通特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該公共交通特定事業を実施するものとする。

2 公共交通特定事業計画においては、実施しようとする公共交通特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 公共交通特定事業を実施する特定旅客施設又は特定車両
- 二 公共交通特定事業の内容
- 三 公共交通特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 四 その他公共交通特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

3 公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。

4 公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。

5 前二項の規定は、公共交通特定事業計画の変更について準用する。

(公共交通特定事業計画の認定)

第二十九条 公共交通事業者等は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、公共交通特定事業計画が重点整備地区における移動等円滑化を適切かつ確実に推進するために適當なものである旨の認定を申請することができる。

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

- 2 主務大臣は、前項の規定による認定の申請があった場合において、前条第二項第二号に掲げる事項が基本方針及び公共交通移動等円滑化基準に照らして適切なものであり、かつ、同号及び同項第三号に掲げる事項が当該公共交通特定事業を確実に遂行するために技術上及び資金上適切なものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 3 前項の認定を受けた者は、当該認定に係る公共交通特定事業計画を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。
- 4 第二項の規定は、前項の認定について準用する。
- 5 主務大臣は、第二項の認定を受けた者が当該認定に係る公共交通特定事業計画（第三項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に従って公共交通特定事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

（公共交通特定事業計画に係る地方債の特例）

第三十条 地方公共団体が、前条第二項の認定に係る公共交通特定事業計画に基づく公共交通特定事業で主務省令で定めるものに関する助成を行おうとする場合においては、当該助成に要する経費であって地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条各号に規定する経費のいずれにも該当しないものは、同条第五号に規定する経費とみなす。

（道路特定事業の実施）

第三十一条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する道路管理者は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して道路特定事業を実施するための計画（以下「道路特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該道路特定事業を実施するものとする。

- 2 道路特定事業計画においては、基本構想において定められた道路特定事業について定めるほか、当該重点整備地区内の道路において実施するその他の道路特定事業について定めることができる。
- 3 道路特定事業計画においては、実施しようとする道路特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 道路特定事業を実施する道路の区間
 - 二 前号の道路の区間ごとに実施すべき道路特定事業の内容及び実施予定期間
 - 三 その他道路特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 4 道路管理者は、道路特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村、施設設置管理者及び公安委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 道路管理者は、道路特定事業計画において、道路法第二十条第一項に規定する他の工作物について実施し、又は同法第二十三条第一項の規定に基づき実施する道路特定事業について定めるときは、あらかじめ、当該道路特定事業を実施する工作物又は施設の管理者と協議しなければならない。この場合において、当該道路特定事業の費用の負担を当該工作物又は施設の管理者に求めるときは、当該道路特定事業計画に当該道路特定事業の実施に要する費用の概算及び道路管理者と当該工作物又は施設の管理者との分担割合を定めるものとする。
- 6 道路管理者は、道路特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係する市町村、施設設置管理者及び公安委員会並びに前項に規定する工作物又は施設の管理者に送付しなければならない。
- 7 前三項の規定は、道路特定事業計画の変更について準用する。

（市町村による国道等に係る道路特定事業の実施）

第三十二条 第二十五条第五項の規定により基本構想において道路特定事業を実施する者として市町村（道路法第十七条第一項の指定市を除く。以下この条及び第五十五条から第五十七条までにおいて同じ。）が定められたときは、前条第一項、同法第十二条ただし書及び第十五条並びに昭和三十九年道路法改正法附則第三項の規定にかかわらず、市町村は、単独で又は他の市町村若しくは道路管理者と共同して、国道又は都道府県道に係る道路特定事業計画を作成し、これに基づき、当該道路特定事業を実施するものとする。

- 2 前条第二項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項か

2.高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

ら第六項までの規定中「道路管理者」とあるのは、「次条第一項の規定により道路特定事業を実施する市町村（他の市町村又は道路管理者と共同して実施する場合にあっては、市町村及び他の市町村又は道路管理者）」と読み替えるものとする。

- 3 市町村は、第一項の規定により国道に係る道路特定事業を実施しようとする場合においては、主務省令で定めるところにより、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。ただし、主務省令で定める軽易なものについては、この限りでない。
- 4 市町村は、第一項の規定により道路特定事業に関する工事を行おうとするとき、及び当該道路特定事業に関する工事の全部又は一部を完了したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
- 5 市町村は、第一項の規定により道路特定事業を実施する場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わってその権限を行うものとする。
- 6 市町村が第一項の規定により道路特定事業を実施する場合には、その実施に要する費用の負担並びにその費用に関する国の補助及び交付金の交付については、都道府県が自ら当該道路特定事業を実施するものとみなす。
- 7 前項の規定により国が当該都道府県に対し交付すべき負担金、補助金及び交付金は、市町村に交付するものとする。
- 8 前項の場合には、市町村は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の規定の適用については、同法第二条第三項に規定する補助事業者等とみなす。

（路外駐車場特定事業の実施）

第三十三条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する路外駐車場管理者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して路外駐車場特定事業を実施するための計画（以下この条において「路外駐車場特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該路外駐車場特定事業を実施するものとする。

- 2 路外駐車場特定事業計画においては、実施しようとする路外駐車場特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 路外駐車場特定事業を実施する特定路外駐車場
 - 二 路外駐車場特定事業の内容及び実施予定期間
 - 三 その他路外駐車場特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 3 路外駐車場管理者等は、路外駐車場特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。
- 4 路外駐車場管理者等は、路外駐車場特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。
- 5 前二項の規定は、路外駐車場特定事業計画の変更について準用する。

（都市公園特定事業の実施）

第三十四条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公園管理者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して都市公園特定事業を実施するための計画（以下この条において「都市公園特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該都市公園特定事業を実施するものとする。ただし、都市公園法第五条第一項の規定による許可を受けて公園施設（特定公園施設に限る。）を設け若しくは管理し、又は設け若しくは管理しようとする者が都市公園特定事業計画を作成する場合にあっては、公園管理者と共同して作成するものとする。

- 2 都市公園特定事業計画においては、実施しようとする都市公園特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 都市公園特定事業を実施する都市公園
 - 二 都市公園特定事業の内容及び実施予定期間
 - 三 その他都市公園特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 3 公園管理者等は、都市公園特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施

設設置管理者の意見を聴かなければならない。

- 4 公園管理者は、都市公園特定事業計画において、都市公園法第五条の十第一項に規定する他の工作物について実施する都市公園特定事業について定めるときは、あらかじめ、当該他の工作物の管理者と協議しなければならない。この場合において、当該都市公園特定事業の費用の負担を当該他の工作物の管理者に求めるときは、当該都市公園特定事業計画に当該都市公園特定事業の実施に要する費用の概算及び公園管理者と当該他の工作物の管理者との分担割合を定めるものとする。
- 5 公園管理者等は、都市公園特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係する市町村及び施設設置管理者並びに前項に規定する他の工作物の管理者に送付しなければならない。
- 6 前三項の規定は、都市公園特定事業計画の変更について準用する。
(建築物特定事業の実施)

第三十五条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する建築主等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して建築物特定事業を実施するための計画（以下この条において「建築物特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該建築物特定事業を実施するものとする。

- 2 建築物特定事業計画においては、実施しようとする建築物特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 建築物特定事業を実施する特定建築物
 - 二 建築物特定事業の内容
 - 三 建築物特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法
 - 四 その他建築物特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 3 建築主等は、建築物特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。
- 4 建築主等は、建築物特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。
- 5 前二項の規定は、建築物特定事業計画の変更について準用する。

(交通安全特定事業の実施)

第三十六条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公安委員会は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して交通安全特定事業を実施するための計画（以下「交通安全特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該交通安全特定事業を実施するものとする。

- 2 前項の交通安全特定事業（第二条第三十一号イに掲げる事業に限る。）は、当該交通安全特定事業により設置される信号機等が、重点整備地区における移動等円滑化のために必要な信号機等に関する主務省令で定める基準を参照して都道府県の条例で定める基準に適合するよう実施されなければならない。
- 3 交通安全特定事業計画においては、実施しようとする交通安全特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 交通安全特定事業を実施する道路の区間
 - 二 前号の道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間
 - 三 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 4 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び道路管理者の意見を聴かなければならない。
- 5 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係する市町村及び道路管理者に送付しなければならない。
- 6 前二項の規定は、交通安全特定事業計画の変更について準用する。

(教育啓発特定事業の実施)

第三十六条の二 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する市町村等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して教育啓発特定事業を実施するための計画（以下この条において「教育啓発特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該教育啓発特定事業を実施するものと

2.高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

する。

- 2 教育啓発特定事業計画においては、実施しようとする教育啓発特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 教育啓発特定事業の内容及び実施予定期間
 - 二 その他教育啓発特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 3 市町村等は、教育啓発特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者（第二条第三十二号イに掲げる事業について定めようとする場合にあっては、関係する市町村、施設設置管理者及び学校）の意見を聴かなければならない。
- 4 市町村等は、教育啓発特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者（第二条第三十二号イに掲げる事業について定めた場合にあっては、関係する市町村、施設設置管理者及び学校）に送付しなければならない。
- 5 前二項の規定は、教育啓発特定事業計画の変更について準用する。

（生活関連施設又は一般交通用施設の整備等）

第三十七条 国及び地方公共団体は、基本構想において定められた生活関連施設又は一般交通用施設の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業の施行その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 基本構想において定められた生活関連施設又は一般交通用施設の管理者（国又は地方公共団体を除く。）は、当該基本構想の達成に資するよう、その管理する施設について移動等円滑化のための事業の実施に努めなければならない。

（基本構想に基づく事業の実施に係る命令等）

第三十八条 市町村は、第二十八条第一項の公共交通特定事業、第三十三条第一項の路外駐車場特定事業、第三十四条第一項の都市公園特定事業（公園管理者が実施すべきものを除く。）又は第三十五条第一項の建築物特定事業若しくは第三十六条の二第一項の教育啓発特定事業（いずれも国又は地方公共団体が実施すべきものを除く。）（以下この条において「公共交通特定事業等」と総称する。）が実施されていないと認めるときは、当該公共交通特定事業等を実施すべき者に対し、その実施を要請することができる。

- 2 市町村は、前項の規定による要請を受けた者が当該要請に応じないときは、その旨を主務大臣等（公共交通特定事業又は教育啓発特定事業にあっては主務大臣、路外駐車場特定事業にあっては知事等、都市公園特定事業にあっては公園管理者、建築物特定事業にあっては所管行政庁。以下この条において同じ。）に通知することができる。
- 3 主務大臣等は、前項の規定による通知があった場合において、第一項の規定による要請を受けた者が正当な理由がなくて公共交通特定事業等を実施していないと認めるときは、当該要請を受けた者に対し、当該公共交通特定事業等を実施すべきことを勧告することができる。
- 4 主務大臣等は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置を講じない場合において、当該勧告を受けた者の事業について移動等円滑化を阻害している事実があると認めるときは、第九条第三項、第十二条第三項及び第十五条第一項の規定により違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる場合を除くほか、当該勧告を受けた者に対し、移動等円滑化のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例）

第三十九条 基本構想において定められた土地区画整理事業であって土地区画整理事業第三条第四項、三条の二又は三条の三の規定により施行するものの換地計画（基本構想において定められた重点整備地区的区域内の宅地について定められたものに限る。）においては、重点整備地区的区域内の住民その他の者の共同の福祉又は利便のために必要な生活関連施設又は一般交通用施設で国、地方公共団体、公共交通事業者等その他政令で定める者が設置するもの（同法第二条第五項に規定する公共施設を除き、基本構想において第二十五条第二項第四号に掲げる事項として土地区画整理事業の実施に関しその整備を考慮すべきものと定められたものに限る。）の用に供するため、一定の土地を換地として定めないで、その土地を保留地として定めることができる。この場合においては、当該保留地の地積について、当該土地区画整理事業

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

を施行する土地の区域内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する全ての者の同意を得なければならない。

2 土地区画整理法第百四条第十一項及び第百八条第一項の規定は、前項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する。この場合において、同条第一項中「第三条第四項若しくは第五項」とあるのは、「第三条第四項」と読み替えるものとする。

3 施行者は、第一項の規定により換地計画において定められた保留地を処分したときは、土地区画整理法第百三条第四項の規定による公告があった日における従前の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者に対して、政令で定める基準に従い、当該保留地の対価に相当する金額を交付しなければならない。同法第百九条第二項の規定は、この場合について準用する。

4 土地区画整理法第八十五条第五項の規定は、この条の規定による処分及び決定について準用する。

5 第一項に規定する土地区画整理事業に関する土地区画整理法第百二十三条、第百二十六条、第百二十七条の二及び第百二十九条の規定の適用については、同項から第三項までの規定は、同法の規定とみなす。

(地方債についての配慮)

第四十条 地方公共団体が、基本構想を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政事情が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(市町村による情報の収集、整理及び提供等)

第四十条の二 第二十五条第十項において読み替えて準用する第二十四条の二第四項の規定により基本構想において市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項が定められたときは、市町村は、当該基本構想に基づき移動等円滑化に関する事項についての情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 第二十四条の八の規定は、前項の規定により情報の収集、整理及び提供を行う市町村の求めがあった場合について準用する。

第五章 移動等円滑化経路協定

(移動等円滑化経路協定の締結等)

第四十一条 移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする借地権その他の当該土地を使用する権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権等」という。）を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号。第四十五条第二項において「大都市住宅等供給法」という。）第八十三条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者。以下「土地所有者等」と総称する。）は、その全員の合意により、当該土地の区域における移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定（以下「移動等円滑化経路協定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権等の目的となっている土地がある場合（当該借地権等が地下又は空間について上下の範囲を定めて設定されたもので、当該土地の所有者が当該土地を使用している場合を除く。）においては、当該借地権等の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

2 移動等円滑化経路協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 移動等円滑化経路協定の目的となる土地の区域（以下「移動等円滑化経路協定区域」という。）及び経路の位置
- 二 次に掲げる移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの
 - イ 前号の経路における移動等円滑化に関する基準
 - ロ 前号の経路を構成する施設（エレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備を含む。）の整備又は管理に関する事項

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

ハ その他移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項

三 移動等円滑化経路協定の有効期間

四 移動等円滑化経路協定に違反した場合の措置

3 移動等円滑化経路協定は、市町村長の認可を受けなければならない。

(認可の申請に係る移動等円滑化経路協定の縦覧等)

第四十二条 市町村長は、前条第三項の認可の申請があったときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該移動等円滑化経路協定を公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があったときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該移動等円滑化経路協定について、市町村長に意見書を提出することができる。

(移動等円滑化経路協定の認可)

第四十三条 市町村長は、第四十一条第三項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

一 申請手続が法令に違反しないこと。

二 土地又は建築物その他の工作物の利用を不当に制限するものでないこと。

三 第四十一条第二項各号に掲げる事項について主務省令で定める基準に適合するものであること。

2 市町村長は、第四十一条第三項の認可をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該移動等円滑化経路協定を当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、移動等円滑化経路協定区域である旨を当該移動等円滑化経路協定区域内に明示しなければならない。

(移動等円滑化経路協定の変更)

第四十四条 移動等円滑化経路協定区域内における土地所有者等（当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、移動等円滑化経路協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

(移動等円滑化経路協定区域からの除外)

第四十五条 移動等円滑化経路協定区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）で当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者の所有するものの全部又は一部について借地権等が消滅した場合においては、当該借地権等の目的となっていた土地（同項の規定により仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあっては、当該土地についての仮換地として指定された土地）は、当該移動等円滑化経路協定区域から除外されるものとする。

2 移動等円滑化経路協定区域内の土地で土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定されたものが、同法第八十六条第一項の換地計画又は大都市住宅等供給法第七十二条第一項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第九十九条第三項（大都市住宅等供給法第八十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかったときは、当該土地は、土地区画整理法第百三条第四項（大都市住宅等供給法第八十三条において準用する場合を含む。）の公告があった日が終了した時において当該移動等円滑化経路協定区域から除外されるものとする。

3 前二項の規定により移動等円滑化経路協定区域内の土地が当該移動等円滑化経路協定区域から除外された場合においては、当該借地権等を有していた者又は当該仮換地として指定されていた土地に対応する従前の土地に係る土地所有者等（当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 第四十三条第二項の規定は、前項の規定による届出があった場合その他市町村長が第一項又は第二項の規定により移動等円滑化経路協定区域内の土地が当該移動等円滑化経路協定区域から除外されたことを知った場合について準用する。

(移動等円滑化経路協定の効力)

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

第四十六条 第四十三条第二項（第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路協定は、その公告のあった後において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等となった者（当該移動等円滑化経路協定について第四十一条第一項又は第四十四条第一項の規定による合意をしなかった者の有する土地の所有権を承継した者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（移動等円滑化経路協定の認可の公告のあった後移動等円滑化経路協定に加わる手続等）

第四十七条 移動等円滑化経路協定区域内の土地の所有者（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者）で当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばないものは、第四十三条第二項（第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告があった後いつでも、市町村長に対して書面でその意思を表示することによって、当該移動等円滑化経路協定に加わることができる。

- 2 第四十三条第二項の規定は、前項の規定による意思の表示があった場合について準用する。
- 3 移動等円滑化経路協定は、第一項の規定により当該移動等円滑化経路協定に加わった者がその時において所有し、又は借地権等を有していた当該移動等円滑化経路協定区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）について、前項において準用する第四十三条第二項の規定による公告のあった後において土地所有者等となった者（前条の規定の適用がある者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（移動等円滑化経路協定の廃止）

第四十八条 移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等（当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、第四十一条第三項又は第四十四条第一項の認可を受けた移動等円滑化経路協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

- 2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

（土地の共有者等の取扱い）

第四十九条 土地又は借地権等が数人の共有に属するときは、第四十一条第一項、第四十四条第一項、第四十七条第一項及び前条第一項の規定の適用については、合わせて一の所有者又は借地権等を有する者とみなす。

（一の所有者による移動等円滑化経路協定の設定）

第五十条 移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、移動等円滑化のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を移動等円滑化経路協定区域とする移動等円滑化経路協定を定めることができる。

- 2 市町村長は、前項の認可の申請が第四十三条第一項各号のいずれにも該当し、かつ、当該移動等円滑化経路協定が移動等円滑化のため必要であると認める場合に限り、前項の認可をするものとする。
- 3 第四十三条第二項の規定は、第一項の認可について準用する。
- 4 第一項の認可を受けた移動等円滑化経路協定は、認可の日から起算して三年以内において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することになった時から、第四十三条第二項の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路協定と同一の効力を有する移動等円滑化経路協定となる。

（借主の地位）

第五十一条 移動等円滑化経路協定に定める事項が建築物その他の工作物の借主の権限に係る場合においては、その移動等円滑化経路協定については、当該建築物その他の工作物の借主を土地所有者等とみなして、この章の規定を適用する。

第五章の二 移動等円滑化施設協定

第五十二条 移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地の土地所有者等は、その全員の合意により、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる案内所その他の当該土地の区域における移動等円滑化に資する施設（移動等円滑化経路協定の目的となる経路を構成するものを除き、高齢者、障害者等の利用に供しない施設であって移動等円滑化のための事業の実施に伴い移転が必要となるものを含

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

む。次項において同じ。) の整備又は管理に関する協定(以下この条において「移動等円滑化施設協定」という。)を締結することができる。ただし、当該土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地)の区域内に借地権等の目的となっている土地がある場合(当該借地権等が地下又は空間について上下の範囲を定めて設定されたもので、当該土地の所有者が当該土地を使用している場合を除く。)においては、当該借地権等の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

2 移動等円滑化施設協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 移動等円滑化施設協定の目的となる土地の区域及び施設の位置
- 二 次に掲げる移動等円滑化に資する施設の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの
 - イ 前号の施設の移動等円滑化に関する基準
 - ロ 前号の施設の整備又は管理に関する事項
- 三 移動等円滑化施設協定の有効期間
- 四 移動等円滑化施設協定に違反した場合の措置

3 前章(第四十一条第一項及び第二項を除く。)の規定は、移動等円滑化施設協定について準用する。この場合において、第四十三条第一項第三号中「第四十一条第二項各号」とあるのは「第五十一条の二第二項各号」と、同条第二項中「、移動等円滑化経路協定区域」とあるのは「、第五十一条の二第二項第一号の区域(以下この章において「移動等円滑化施設協定区域」という。)」と、「移動等円滑化経路協定区域内」とあるのは「移動等円滑化施設協定区域内」と、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条、第四十七条第一項及び第三項、第四十八条第一項並びに第五十条第一項及び第四項中「移動等円滑化経路協定区域」とあるのは「移動等円滑化施設協定区域」と、第四十六条及び第四十九条中「第四十一条第一項」とあるのは「第五十一条の二第一項」と読み替えるものとする。

第六章 雜則

(国の援助)

第五十二条 国は、地方公共団体が移動等円滑化の促進に関する施策を円滑に実施することができるよう、地方公共団体に対し、助言、指導その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

(資金の確保等)

第五十二条の二 国は、移動等円滑化を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、移動等円滑化に関する研究開発の推進及びその成果の普及に努めなければならない。

(情報提供の確保)

第五十二条の三 国は、移動等円滑化に関する情報提供の確保に努めなければならない。

2 国は、前項の情報提供の確保を行うに当たっては、生活の本拠の周辺地域以外の場所における移動等円滑化が高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保する上で重要な役割を果たすことに鑑み、これらの者による観光施設その他の施設の円滑な利用のために必要と認める用具の備付けその他のこれらの施設における移動等円滑化に関する措置に係る情報が適切に提供されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(移動等円滑化の進展の状況に関する評価)

第五十二条の四 国は、移動等円滑化を促進するため、関係行政機関及び高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者で構成する会議を設け、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握し、及び評価するよう努めなければならない。

(報告及び立入検査)

第五十三条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、主務省令で定めるところにより、公共交通事業者等に対し、移動等円滑化のための事業に関し報告をさせ、又はその職員に、公共交通事業者等の事務所その他の事業場若しくは車両等に立ち入り、旅客施設、車両等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 知事等は、この法律の施行に必要な限度において、路外駐車場管理者等に対し、特定路外駐車場の路外

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

駐車場移動等円滑化基準への適合に関する事項に關し報告をさせ、又はその職員に、特定路外駐車場若しくはその業務に關係のある場所に立ち入り、特定路外駐車場の施設若しくは業務に關し検査させ、若しくは關係者に質問させることができる。

- 3 所管行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に關し報告をさせ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させ、若しくは關係者に質問させることができる。
- 4 所管行政庁は、認定建築主等に対し、認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告をさせることができる。
- 5 所管行政庁は、認定協定建築主等に対し、第二十二条の二第四項の認定を受けた計画（同条第五項において準用する第十八条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る協定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告をさせることができる。
- 6 第一項から第三項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、關係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 7 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（主務大臣等）

第五十四条 第三条第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、同条第二項第二号に掲げる事項については国土交通大臣とし、その他の事項については国土交通大臣、国家公安委員会、総務大臣及び文部科学大臣とする。

- 2 第九条、第九条の二第一項、第九条の三から第九条の五まで、第九条の七、第二十二条の二第一項及び第二項（これらの規定を同条第五項において読み替えて準用する第十八条第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条、第二十四条の六第四項及び第五項、第二十九条第一項、第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三項及び第五項、第三十二条第三項、第三十八条第二項、前条第一項並びに次条における主務大臣は国土交通大臣とし、第二十四条の二第七項及び第八項（これらの規定を同条第十項並びに第二十五条第十項及び第十一項において準用する場合を含む。）における主務大臣は国土交通大臣、国家公安委員会、総務大臣及び文部科学大臣とする。
- 3 この法律における主務省令は、国土交通省令とする。ただし、第三十条における主務省令は、総務省令とし、第三十六条第二項における主務省令は、国家公安委員会規則とする。
- 4 この法律による国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

（不服申立て）

第五十五条 市町村が第三十二条第五項の規定により道路管理者に代わってした処分に不服がある者は、当該市町村の長に対して審査請求をし、その裁決に不服がある者は、主務大臣に対して再審査請求をすることができる。

（事務の区分）

第五十六条 第三十二条の規定により国道に關して市町村が処理することとされている事務（費用の負担及び徴収に関するものを除く。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（道路法の適用）

第五十七条 第三十二条第五項の規定により道路管理者に代わってその権限を行う市町村は、道路法第八章の規定の適用については、道路管理者とみなす。

（経過措置）

第五十八条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

第七章 罰則

第五十九条 第九条第三項、第十二条第三項又は第十五条第一項の規定による命令に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第三十八条第四項の規定による命令に違反した者
- 三 第五十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条の四の規定による提出をしなかった者
- 二 第九条の五の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十条第二項の規定に違反して、表示を付した者
- 二 第二十四条の六第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をして、同条第一項本文又は第二項に規定する行為をした者
- 三 第五十三条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五十三条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 二 第五十三条第四項又は第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第六十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十九条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

第六十五条 第九条の六の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者は、五十万円以下の過料に処する。

第六十六条 第二十四条の八第一項（第四十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則（略）

2.2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（抄）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（抄）

平成十八年十二月八日

政令第三百七十九号

最終改正 令和六年六月二十一日

政令第二百二十一号

内閣は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第六号、第九号、第十三号、第十六号から第十八号まで及び第二十号ただし書、第九条第一項及び第二項、第十四条第一項、第十九条、第三十二条第五項、第三十九条第一項及び第三項、第五十三条第三項並びに附則第四条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定旅客施設の要件）

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第七号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 当該旅客施設の一日当たりの平均的な利用者の人数（当該旅客施設が新たに建設される場合にあっては、当該旅客施設の一日当たりの平均的な利用者の人数の見込み）が五千人以上であること。
- 二 次のいずれかに該当することにより当該旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数（当該旅客施設が新たに建設される場合にあっては、当該旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数の見込み）が前号の要件に該当する旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数と同程度以上であると認められること。
 - イ 当該旅客施設が所在する市町村の区域における人口及び高齢者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した当該旅客施設を利用する高齢者の人数が、全国の区域における人口及び高齢者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した前号の要件に該当する旅客施設を利用する高齢者の人数以上であること。
 - ロ 当該旅客施設が所在する市町村の区域における人口及び障害者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した当該旅客施設を利用する障害者の人数が、全国の区域における人口及び障害者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した前号の要件に該当する旅客施設を利用する障害者の人数以上であること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該旅客施設及びその周辺に所在する官公庁施設、福祉施設その他の施設の利用の状況並びに当該旅客施設の周辺における移動等円滑化の状況からみて、当該旅客施設について移動等円滑化のための事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められるものであること。

（特定道路）

第二条 法第二条第十号の政令で定める道路は、生活関連経路を構成する道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路のうち多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであって国土交通大臣がその路線及び区間を指定したものとする。

（特定公園施設）

第三条 法第二条第十五号の政令で定める公園施設は、公園施設のうち次に掲げるもの（法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置がとられていることその他の事由により法第十三条の都市公園移動等円滑化基準に適合させることができないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）とする。

- 一 都市公園の出入口と次号から第十二号までに掲げる公園施設その他国土交通省令で定める主要な公園施設（以下この号において「屋根付広場等」という。）との間の経路及び第六号に掲げる駐車場と屋根付広場等（当該駐車場を除く。）との間の経路を構成する園路及び広場
- 二 屋根付広場
- 三 休憩所
- 四 野外劇場

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

五 野外音楽堂

六 駐車場

七 便所

八 水飲み場

九 手洗場

十 管理事務所

十一 掲示板

十二 標識

(特定建築物)

第四条 法第二条第十八号の政令で定める建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三条第一項に規定する建築物及び文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第百四十三条第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第一項第六号の伝統的建造物群を構成している建築物を除く。）とする。

一 学校

二 病院又は診療所

三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

四 集会場又は公会堂

五 展示場

六 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

七 ホテル又は旅館

八 事務所

九 共同住宅、寄宿舎又は下宿

十 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

十一 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

十二 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場

十三 博物館、美術館又は図書館

十四 公衆浴場

十五 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

十六 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十七 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの

十八 工場

十九 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

二十 自動車の停留又は駐車のための施設

二十一 公衆便所

二十二 公共用歩廊

(特別特定建築物)

第五条 法第二条第十九号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

一 小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの（第二十四条及び第二十六条第三項第一号において「公立小学校等」という。）又は特別支援学校

二 病院又は診療所

三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

四 集会場又は公会堂

五 展示場

六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

七 ホテル又は旅館

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

- 八 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
- 九 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
- 十 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボーリング場又は遊技場
- 十二 博物館、美術館又は図書館
- 十三 公衆浴場
- 十四 飲食店
- 十五 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）
- 十八 公衆便所
- 十九 公共用歩廊
(建築物特定施設)

第六条 法第二条第二十号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 出入口
- 二 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）
- 三 階段（その踊場を含む。以下同じ。）
- 四 傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）
- 五 エレベーターその他の昇降機
- 六 便所
- 七 劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂（第十五条において「劇場等」という。）の客席
- 八 ホテル又は旅館の客室
- 九 敷地内の通路
- 十 駐車場
- 十一 その他国土交通省令で定める施設
(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第七条 法第二条第二十二号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の二第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内のものは、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百四十八条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第二十二号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

- 一 延べ面積（建築基準法施行令第二条第一項第四号の延べ面積をいう。第二十七条において同じ。）が一万平方メートルを超える建築物
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含み、市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場に係る部分に限る。）の規定又は同法以外の法律若しくはこれに基づく命令若しくは条例の規定により都道府県知事が許可を必要とする建築物

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

(基準適合性審査を行うべき許可、認可その他の処分に係る法令の規定等)

第八条 法第九条第一項の法令の規定で政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。

- 一 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項、第九条第一項（同法第十二条第四項において準用する場合を含む。）、第十条第一項、第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項及び第二項並びに全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第九条第一項
 - 二 軌道法（大正十年法律第七十六号）第五条第一項及び第十条
 - 三 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第三条及び第十二条第一項
- 2 法第九条第二項の法令の規定で政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。
- 一 鉄道事業法第九条第三項（同法第十二条第四項において準用する場合を含む。）及び第十二条第二項
 - 二 軌道法施行令（昭和二十八年政令第二百五十八号）第六条第二項及び軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令（昭和二十八年政令第二百五十七号）第一条第十項
 - 三 自動車ターミナル法第十二条第三項

(基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模)

第九条 法第十四条第一項の政令で定める規模は、床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積。次条第二項において同じ。）の合計二千平方メートル（第五条第十八条に掲げる公衆便所（次条第二項において「公衆便所」という。）にあっては、五十平方メートル）とする。

(建築物移動等円滑化基準)

第十条 法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（次項に規定する特別特定建築物に係るものと除く。）は、次条から第二十五条までに定めるところによる。

- 2 法第十四条第三項の規定により地方公共団体が条例で同条第一項の建築の規模を床面積の合計五百平方メートル未満で定めた場合における床面積の合計が五百平方メートル未満の当該建築に係る特別特定建築物（公衆便所を除き、同条第三項の条例で定める特定建築物を含む。第二十六条において「条例対象小規模特別特定建築物」という。）についての法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、第二十条及び第二十六条に定めるところによる。

(廊下等)

第十二条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 二 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(階段)

第十二条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 踊場を除き、手すりを設けること。
- 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 三 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できることとすること。
- 四 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- 五 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること

と。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

六 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

(階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路)

第十三条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。

一 勾配が十二分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

三 その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。

四 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(便所)

第十四条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、これらの者が当該便所を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める配置の基準に従い、これらの者が利用する階（当該階においてこれらの者が利用する部分の床面積、当該部分の利用方法その他の事情を勘案して国土交通大臣が定める階を除く。）の階数に相当する数（床面積が一万平方メートルを超える階がある場合にあっては、当該数に当該階の床面積に応じて国土交通大臣が定める数を加えた数）以上設けるものでなければならない。

2 前項の規定により便所を設ける階においては、当該便所のうち一以上（当該階の床面積が一万平方メートルを超える場合にあっては、当該床面積に応じて国土交通大臣が定める数以上）に、車椅子使用者用便房（車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房をいう。以下同じ。）を一以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上。以下この項において同じ。）設けなければならない。ただし、当該階が直接地上へ通ずる出入口のある階（第十九条第一項第一号及び第二項第五号イにおいて「地上階」という。）であり、かつ、車椅子使用者用便房を一以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合その他の車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定により設ける便所のうち一以上には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上）設けなければならない。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定により設ける便所であって男子用小便器を設けるもののうち一以上には、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。

(劇場等の客席)

第十五条 劇場等の客席には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の車椅子使用者用部分（車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める基準に適合する場所をいう。第十九条第一項第一号において同じ。）を設けなければならない。

一 当該客席に設ける座席の数が四百以下の場合 二

二 当該客席に設ける座席の数が四百を超える場合 当該座席の数に二百分の一を乗じて得た数（その数

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)

(ホテル又は旅館の客室)

第十六条 ホテル又は旅館には、客室の総数が五十以上の場合は、車椅子使用者が円滑に利用できる客室（以下「車椅子使用者用客室」という。）を客室の総数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上設けなければならない。

2 車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。

一 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所（車椅子使用者用便房が設けられたものに限る。）が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。

イ 便所内に車椅子使用者用便房を設けること。

ロ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。

（1） 幅は、八十センチメートル以上とすること。

（2） 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

二 浴室又はシャワー室（以下この号において「浴室等」という。）は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等（次に掲げるものに限る。）が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。

イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造であること。

ロ 出入口は、前号口に掲げるものであること。

(敷地内の通路)

第十七条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

二 段がある部分は、次に掲げるものであること。

イ 手すりを設けること。

ロ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。

ハ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

三 傾斜路は、次に掲げるものであること。

イ 勾配が十二分の一を超える、又は高さが十六センチメートルを超える、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

ロ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。

(駐車場)

第十八条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設（車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設をいう。以下同じ。）を設けなければならない。ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられている場合その他の車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

一 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この号及び次号において同じ。）が二百以下の場合 当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

二 当該駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超える場合 当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数

2 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。
- 二 次条第一項第三号に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

(移動等円滑化経路)

第十九条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める経路のうち一以上（第四号に掲げる場合にあっては、その全て）を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下この条及び第二十六条第一項において「移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。

- 一 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては当該客席の出入口と車椅子使用者用部分との間の経路（以下この項及び第二十三条において「車椅子使用者用経路」という。）を含み、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）
- 二 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）
- 三 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）
- 四 建築物が公用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）

2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
- 二 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。
 - ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- 三 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、第十一条の規定によるほか、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。
 - ロ 五十メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。
 - ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- 四 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、第十三条の規定によるほか、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、階段に代わるものにあっては百二十センチメートル以上、階段に併設するものにあっては九十センチメートル以上とすること。
 - ロ 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあっては、八分の一を超えないこと。
 - ハ 高さが七十五センチメートルを超えるものにあっては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。
- 五 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター（次号に規定するものを除く。以下この号において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。
 - イ 籠（人を乗せ昇降する部分をいう。以下この号において同じ。）は、利用居室、車椅子使用者用便

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

- 房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。
- 口 籠及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。
- ハ 籠の奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。
- ニ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百五十センチメートル以上とすること。
- ホ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
- ヘ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
- ト 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。
- チ 不特定かつ多数の者が利用する建築物（床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物に限る。）の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、イからハまで、ホ及びヘに定めるものほか、次に掲げることであること。
- （1） 籠の幅は、百四十四センチメートル以上とすること。
- （2） 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。
- リ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあっては、イからチまでに定めるものほか、次に掲げることであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
- （1） 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- （2） 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
- （3） 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
- 六 当該移動等円滑化経路を構成する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造とすること。
- 七 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、第十七条の規定によるほか、次に掲げるものであること。
- イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。
- ロ 五十メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。
- ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- ニ 傾斜路は、次に掲げるものであること。
- （1） 幅は、段に代わるものにあっては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあっては九十センチメートル以上とすること。
- （2） 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあっては、八分の一を超えないこと。
- （3） 高さが七十五センチメートルを超えるもの（勾配が二十分の一を超えるものに限る。）にあっては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。
- 3 第一項第一号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第七号の規定によることが困難である場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

（標識）

第二十条 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。

(案内設備)

第二十一条 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならぬ。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

2 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。

3 案内所を設ける場合には、前二項の規定は適用しない。

(案内設備までの経路)

第二十二条 道等から前条第二項の規定による設備又は同条第三項の規定による案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち一以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下この条において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

2 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

二 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。

イ 車路に近接する部分

ロ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。）

(増築等に関する適用範囲)

第二十三条 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。第一号において「増築等」という。）をする場合には、第十一条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分（第二号、第四号又は第六号の経路が二以上ある場合にあっては、いずれか一の経路に係る部分）に限り、適用する。

一 当該増築等に係る部分

二 道等から前号に掲げる部分にある利用居室までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

三 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所

四 第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から車椅子使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

五 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場

六 車椅子使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

(公立小学校等に関する読み替え)

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

第二十四条 公立小学校等についての第十一条から第十三条まで、第十四条第一項、第十七条、第十八条第一項、第十九条第一項及び前条の規定（次条において「読み替え対象規定」という。）の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、前条中「特別特定建築物」とあるのは「第五条第一号に規定する公立小学校等」とする。

（条例で定める特定建築物に関する読み替え）

第二十五条 法第十四条第三項の規定により特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加した場合における読み替え対象規定の適用については、読み替え対象規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、第二十三条中「特別特定建築物」とあるのは「法第十四条第三項の条例で定める特定建築物」とする。

（条例対象小規模特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準）

第二十六条 条例対象小規模特別特定建築物の移動等円滑化経路については、第十九条の規定を準用する。

この場合において、同条第一項中「次の各号に」とあるのは「第一号又は第四号に」と、同項第一号中「経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては当該客席の出入口と車椅子使用者用部分との間の経路（以下この項及び第二十三条において「車椅子使用者用経路」という。）を含み、」とあるのは「経路（）と、同条第二項第三号中「第十一条の規定によるほか、」とあるのは「第十一条各号及び」と、同号イ及び第七号イ中「百二十センチメートル」とあり、同項第四号イ中「階段に代わるものにあっては百二十センチメートル以上、階段に併設するものにあっては九十センチメートル」とあり、並びに同項第七号ニ（1）中「段に代わるものにあっては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあっては九十センチメートル」とあるのは「九十センチメートル」と、同項第四号中「第十三条の規定によるほか、」とあるのは「第十三条各号及び」と、同項第七号中「第十七条の規定によるほか、」とあるのは「第十七条各号及び」と読み替えるものとする。

2 建築物の増築又は改築（用途の変更をして条例対象小規模特別特定建築物にすることを含む。以下この項において「増築等」という。）をする場合には、第二十条及び前項の規定は、当該増築等に係る部分（当該部分に道等に接する出入口がある場合に限る。）に限り、適用する。

3 条例対象小規模特別特定建築物のうち次に掲げるものについての第一項において読み替えて準用する第十九条の規定の適用については、同条第一項第一号中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

一 公立小学校等

二 法第十四条第三項の条例で定める特定建築物

（認定特定建築物等の容積率の特例）

第二十七条 法第十九条（法第二十二条の二第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める床面積は、認定特定建築物又は認定協定建築物の延べ面積の十分の一を限度として、当該認定特定建築物の建築物特定施設又は当該認定協定建築物の協定建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものとする。

（移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのある行為）

第二十八条 法第二十四条の六第一項の政令で定める行為は、次に掲げるもの（法第二十八条第一項の公共交通特定事業又は法第三十一条第一項の道路特定事業の施行として行うものを除く。）とする。

一 生活関連施設である旅客施設（以下この条において「生活関連旅客施設」という。）の建設又は改良であって、当該生活関連旅客施設における車両等の乗降口と次のイ若しくはロに掲げる施設で当該生活関連旅客施設に隣接するものとの間の経路又は高齢者、障害者等の円滑な利用に適するものとして国土交通省令で定める経路を構成する出入口の新設又は構造若しくは配置の変更を伴うもの

イ 他の生活関連旅客施設

ロ 生活関連経路を構成する一般交通用施設（移動等円滑化の促進の必要性その他の事情を勘案して国土交通省令で定めるものに限る。）

二 生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、次のイ又はロに掲げる施設で当該道路に接するも

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

の高齢者、障害者等による円滑な利用を確保するため必要があると認めて市町村が国土交通省令で定めるところにより指定する部分の新設、改築又は修繕

イ 生活関連旅客施設

ロ 生活関連経路を構成する一般交通用施設（移動等円滑化の促進の必要性その他の事情を勘案して国土交通省令で定めるものに限る。）

（道路管理者の権限の代行）

第二十九条 法第三十二条第五項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限（第四項において「市町村が代行する権限」という。）は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項第四号、第二十号、第二十一号（道路法第四十六条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による通行の禁止又は制限に係る部分に限る。第三項において同じ。）、第三十八号、第三十九号、第四十一号、第四十二号及び第四十七号（道路法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）に掲げるもののうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。

2 市町村は、前項の規定による協議が成立したときは、遅滞なく、その内容を公示しなければならない。

3 市町村は、法第三十二条第五項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第二十号又は第二十一号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

4 市町村が代行する権限は、法第三十二条第四項の規定に基づき公示された工事の開始の日から同項の規定に基づき公示された当該工事の完了の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第四十一号及び第四十二号に掲げる権限については、当該完了の日後においても行うことができる。

（保留地において生活関連施設等を設置する者）

第三十条 法第三十九条第一項の政令で定める者は、国（国の全額出資に係る法人を含む。）又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものとの二分の一以上を出資している法人とする。

（生活関連施設等の用地として処分された保留地の対価に相当する金額の交付基準）

第三十一条 法第三十九条第三項の規定により交付すべき額は、処分された保留地の対価に相当する金額を土地区画整理事業の施行前の宅地の価額の総額で除して得た数値を土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項の規定による公告があった日における従前の宅地又はその宅地について存した地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、若しくは収益することができる権利の土地区画整理事業の施行前の価額に乗じて得た額とする。

（報告及び立入検査）

第三十二条 所管行政庁は、法第五十三条第三項の規定により、法第十四条第一項の政令で定める規模（同条第三項の条例で別に定める規模があるときは、当該別に定める規模。以下この項において同じ。）以上の特別特定建築物（同条第三項の条例で定める特定建築物を含む。以下この項において同じ。）の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。）若しくは維持保全をする建築主等に対し、当該特別特定建築物につき、当該特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準（同条第三項の条例で付加した事項を含む。次項において同じ。）への適合に関する事項に關し報告をさせ、又はその職員に、同条第一項の政令で定める規模以上の特別特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、当該特別特定建築物の建築物特定施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 所管行政庁は、法第五十三条第三項の規定により、法第三十五条第一項の規定に基づき建築物特定事業を実施すべき建築主等に対し、当該建築物特定事業が実施されるべき特定建築物につき、当該特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に關し報告をさせ、又はその職員に、当該特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、当該特定建築物の建築物特定施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

附 則（略）

2.3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（抄）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（抄）

平成十八年十二月十五日

国土交通省令第百十号

最終改正 令和六年十二月二十七日

国土交通省令第百九号

（建築物特定施設）

第三条 令第六条第十一号の国土交通省令で定める施設は、浴室又はシャワー室（以下「浴室等」という。）とする。

（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請）

第八条 法第十七条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、第三号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、特定建築物及びその出入口の位置、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機の位置、敷地内の通路の位置及び幅（当該通路が段又は傾斜路若しくはその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）、敷地内の通路に設けられる手すり並びに令第十一条第二号に規定する点状ブロック等（以下単に「点状ブロック等」という。）及び令第二十二条第二項第一号に規定する線状ブロック等（以下単に「線状ブロック等」という。）の位置、敷地内の車路及び車寄せの位置、駐車場の位置、車椅子使用者用駐車施設の位置及び幅並びに案内設備の位置
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、床の高低、特定建築物の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、廊下等の位置及び幅、廊下等に設けられる点状ブロック等及び線状ブロック等、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備並びに突出物の位置、階段の位置、幅及び形状（当該階段が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。）、階段に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、傾斜路の位置及び幅（当該傾斜路が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。）、傾斜路に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、エレベーターその他の昇降機の位置、車椅子使用者用便房のある便所、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）第九条第二項に規定する便房（以下この条及び第十二条の三第一項において「水洗器具を設けた便房」という。）のある便所及び床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器のある便所並びにこれ

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

		ら以外の便所の位置、劇場等の客席の名称及び位置、当該客席に設ける座席の位置、誘導基準適合車椅子使用者用部分（同令第九条の二第一項に規定する誘導基準適合車椅子使用者用部分をいう。以下この条において同じ。）の位置、幅及び奥行き、誘導基準適合車椅子使用者用部分に隣接して設けられる同伴者用の座席又はスペースの位置、同令第三条第一項に規定する車椅子使用者用経路の位置、車椅子使用者用客室の位置、駐車場の位置、車椅子使用者用駐車施設の位置及び幅、車椅子使用者用浴室等（同令第十三条第一号の車椅子使用者用浴室等をいう。以下この条において同じ。）の位置並びに案内設備の位置
縦断面図	階段又は段	縮尺並びに蹴上げ及び踏面の構造及び寸法
	傾斜路	縮尺、高さ、長さ及び踊場の踏幅
	客席	誘導基準適合車椅子使用者用部分から舞台等まで引いた可視線
構造詳細図	エレベーターその他の昇降機	縮尺並びにかご（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）、昇降路及び乗降ロビーの構造（かご内に設けられるかごの停止する予定の階を表示する装置、かごの現在位置を表示する装置及び乗降ロビーに設けられる到着するかごの昇降方向を表示する装置の位置並びにかご内及び乗降ロビーに設けられる制御装置の位置及び構造を含む。）
	便所	縮尺、車椅子使用者用便房のある便所の構造、車椅子使用者用便房及び水洗器具を設けた便房の構造並びに床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器の構造
	浴室等	縮尺及び車椅子使用者用浴室等の構造

（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の記載事項）

第九条 法第十七条第二項第五号の主務省令で定める事項は、特定建築物の建築等の事業の実施時期とする。

（認定通知書の様式）

第十条 所管行政庁は、法第十七条第三項の認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、第四号様式による通知書に第八条の申請書の副本（法第十七条第七項の規定により適合通知を受けて同条第三項の認定をした場合にあっては、第八条の申請書の副本及び当該適合通知に添えられた建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項の申請書の副本）及びその添付図書を添えて行うものとする。

（法第十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更）

第十二条 法第十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、特定建築物の建築等の事業の実施時期の変更のうち、事業の着手又は完了の予定年月日の三月以内の変更とする。

（表示等）

第十二条 法第二十条第一項の主務省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 広告
- 二 契約に係る書類

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

三 その他国土交通大臣が定めるもの

2 法第二十条第一項の規定による表示は、第五号様式により行うものとする。

(移動等円滑化困難旅客施設の認定の申請等)

第十二条の二 法第二十二条の二第一項の規定により移動等円滑化困難旅客施設の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 当該旅客施設の法第二条第六号イからホまでに掲げる施設の区分

三 当該旅客施設の名称及び位置

四 当該旅客施設が協定建築物特定施設と一体的に利用に供しなければ公共交通移動等円滑化基準に適合させることができ構造上その他の理由により著しく困難であると認められる理由

2 前項の申請書には、同項第四号に係る事項として申請書に記載された内容の根拠となる当該旅客施設の構造及び設備に関する書類及び図面を添付しなければならない。

3 国土交通大臣は、法第二十二条の二第一項の移動等円滑化困難旅客施設の認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

(協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請)

第十二条の三 法第二十二条の二第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、第五号の四様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ協定建築物特定施設に係る協定の写し、前条第三項及び第十二条の五第三項の規定による通知の写し並びに次の表に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び移動等円滑化困難旅客施設
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、協定建築物及びその出入口の位置、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機の位置、敷地内の通路の位置及び幅（当該通路が段又は傾斜路若しくはその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）、敷地内の通路に設けられる手すり並びに点状ブロック等及び線状ブロック等の位置並びに案内設備の位置
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、床の高低、協定建築物の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、廊下等の位置及び幅、廊下等に設けられる点状ブロック等及び線状ブロック等、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備並びに突出物の位置、階段の位置、幅及び形状（当該階段が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。）、階段に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、傾斜路の位置及び幅（当該傾斜路が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。）、傾斜路に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、エレベーターその他の昇降機の位置、車椅子使用者用便房のある便所、水洗器具を設けた便房のある便所及び床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器のある便所並びにこれら以外の便所の位置並びに案内設備の位置

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

縦断面図	階段又は段	縮尺並びに蹴上げ及び踏面の構造及び寸法
	傾斜路	縮尺、高さ、長さ及び踊場の踏幅
構造詳細図	エレベーターその他の昇降機	縮尺並びに籠、昇降路及び乗降ロビーの構造（籠内に設けられる籠の停止する予定の階を表示する装置、籠の現在位置を表示する装置及び乗降ロビーに設けられる到着する籠の昇降方向を表示する装置の位置並びに籠内及び乗降ロビーに設けられる制御装置の位置及び構造を含む。）
	便所	縮尺、車椅子使用者用便房のある便所の構造、車椅子使用者用便房及び水洗器具を設けた便房の構造並びに床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器の構造

2 前項の規定にかかわらず、所管行政庁は、前項の表に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

（法第二十三条第一項第一号の主務省令で定める安全上及び防火上の基準）

第十三条 法第二十三条第一項第一号の主務省令で定める安全上及び防火上の基準は、次のとおりとする。

- 一 専ら車椅子使用者の利用に供するエレベーターの設置に係る特定建築物の壁、柱、床及びはりは、当該エレベーターの設置後において構造耐力上安全な構造であること。
- 二 当該エレベーターの昇降路は、出入口の戸が自動的に閉鎖する構造のものであり、かつ、壁、柱及びはり（当該特定建築物の主要構造部に該当する部分に限る。）が不燃材料で造られたものであること。

（法第二十三条第一項第二号の主務省令で定める安全上の基準）

第十四条 法第二十三条第一項第二号の主務省令で定める安全上の基準は、次のとおりとする。

- 一 エレベーターのかご内及び乗降ロビーには、それぞれ、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。この場合において、乗降ロビーに設ける制御装置は、施錠装置を有する覆いを設ける等当該制御装置の利用を停止することができる構造とすること。
- 二 エレベーターは、当該エレベーターのかご及び昇降路のすべての出入口の戸に網入ガラス入りのはめごろし戸を設ける等により乗降ロビーからかご内の車椅子使用者を容易に覚知できる構造とし、かつ、かご内と常時特定建築物を管理する者が勤務する場所との間を連絡することができる装置が設けられたものとすること。

（移動等円滑化経路協定の認可等の申請の公告）

第二十条 法第四十二条第一項（法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

- 一 移動等円滑化経路協定の名称
- 二 移動等円滑化経路協定区域
- 三 移動等円滑化経路協定の縦覧場所

（移動等円滑化経路協定の認可の基準）

第二十一条 法第四十三条第一項第三号（法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 移動等円滑化経路協定区域は、その境界が明確に定められていないなければならない。
- 二 法第四十一条第二項第二号の移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項は、法第二十四条の二第三項の移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する基本的な方針又は法第二十五条第三項の重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針が定められているときは、これらの基本的な方針に適合していかなければならない。
- 三 移動等円滑化経路協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不适当に重い負担を課するもので

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

あってはならない。

(移動等円滑化経路協定の認可等の公告)

第二十二条 第二十条の規定は、法第四十三条第二項（法第四十四条第二項、第四十五条第四項、第四十七条第二項又は第五十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

(立入検査の証明書)

第二十五条 法第五十三条第六項の立入検査をする職員（国の職員を除く。）の身分を示す証明書は、第七号様式によるものとする。

附 則（略）

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・

第3号様式(第8条関係)(日本産業規格A列4番)

(第一面)

認定申請書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第1項の規定に基づき、
特定建築物の建築等及び維持保全の計画について認定を申請します。この申請書及び添付
図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(第二面)

1 特定建築物及びその敷地に関する事項

〔地名地番〕					
〔延べ面積〕	m ²	〔敷地面積〕	m ²	〔建築面積〕	m ²
〔建築物の階数〕	階				
〔構造方法〕	造	一部	造		
〔主要用途〕					
〔用途別床面積〕					
用途()	床面積()	m ²)	階()		
()	()	m ²)	()		
()	()	m ²)	()		
()	()	m ²)	()		
()	()	m ²)	()		
〔建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超える部分〕					
〔工事種別〕					

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・

[確認の特例]

法第17条第4項の規定による適合通知を受ける旨の申出の有無〈有・無〉

(注意)

- 〔主要用途〕及び〔用途別床面積〕の欄には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第4条及び第5条の用途の区分に従い用途ができるだけ具体的に記入するとともに、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。また、(階)の部分には、当該用途の部分がある階(複数の階に及ぶ場合はそのすべての階)を記入してください。
- 〔建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超える部分〕の欄には、法第19条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積(認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度とする。)を記入し、当該床面積の算定根拠がわかる資料を別に添付してください。また、当該床面積に既に法第22条の2第5項において準用する法第19条の規定による容積率の特例の適用を受けている床面積が含まれる場合にあっては、その旨を併せて記入してください。
- 〔工事種別〕の欄には、「新築」、「増築」、「改築」、「用途変更」、「修繕」又は「模様替」のうち該当するものを記入してください。
- 〔確認の特例〕の欄には、認定の申請に併せて、建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の確認申請書を提出して適合通知を受けることを申し出る場合においては「有」を○印で囲み、申し出ない場合においては、「無」を○印で囲んでください。

(第三面)

2 建築物特定施設の構造及び配置に関する事項

① 出入口

		平面図番号等	段のある出入口
多数の者が利用する出入口(直接地上へ通ずる出入口を除く。)	幅90cm以上のもの 幅90cm未満のもの		
直接地上へ通ずる出入口	幅120cm以上のもの 幅90cm以上120cm未満のもの 幅90cm未満のもの		

(注意)

平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図に記入した出入口の記号等を記入してください。

② 廊下等

	平面図番号等
突出物	
休憩用の設備	

(注意)

- 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置が分かるように、各階平面図の番号及び当該平面図に記入したそれぞれの記号等を記入してください。
- 突出物を設けている場合においては、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう講じた措置がわかる資料を別に添付してください。
- 廊下等及び点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・

付してください。なお、階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分については、点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。

(第四面)

③ 階段

	平面図番号等	縦断面図番号
階段		

(注意)

1. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した階段の記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、当該階段の構造を示す縦断面図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。
2. 階段及び点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、段がある部分の上端に近接する踊場の部分については、点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。

④ 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路

	平面図番号等	縦断面図番号
階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路		

(注意)

1. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した傾斜路の記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、当該傾斜路の構造を示す縦断面図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。
2. 傾斜路及び点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分については、点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるよう資料を作成してください。

(第五面)

⑤ エレベーターその他の昇降機

	配置図・平面図番号等	構造詳細図番号
エレベーター		
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機		

	当該装置が設けられるエレベーター	提供する情報の内容	
		かご内	乗降ロビー

2.高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・

音声により情報を提供する装置			
----------------	--	--	--

(注意)

- 配置図・平面図番号等の欄には、配置図又は各階平面図内の位置がわかるように、配置図に記入したエレベーターその他の昇降機の記号等又は各階平面図の番号及び当該平面図内に記入したエレベーターその他の昇降機の記号等を記入するとともに、当該エレベーターその他の昇降機の表示方法についてわかる資料を添付してください。構造詳細図番号の欄には、当該エレベーターその他の昇降機の構造詳細図の番号を配置図・平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。
- 当該装置が設けられているエレベーターの欄には、音声により情報を提供する装置が設けられたエレベーターについて、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入したエレベーターの記号等を記入し、提供する情報の内容の欄には、当該装置の音声により提供される情報の内容を、当該装置の設けられる場所に応じて、かご内及び乗降ロビーの欄に、それぞれ記入してください。

(第六面)

⑥ 便所

階	便所の総数	便房の総数	車椅子使用者用便房数

	平面図番号等	構造詳細図番号
多数の者が利用する便所(以下に掲げるものを除く。) 車椅子使用者用便房のある便所 水洗器具を設けた便房のある便所 床置式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器のある便所		

(注意)

- 便所の総数の欄には、多数の者が利用する便所(特別特定建築物の場合は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所)の総数を、便房の総数の欄には、多数の者が利用する全便所(特別特定建築物の場合は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する全便所)にある便房(車椅子使用者用便房を含む。)の総数を、それぞれ記入してください。
- 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した便所の記号等を記入するとともに、車椅子使用者用便房又は水洗器具を設けた便房の表示方法についてわかる資料を別に添付してください。構造詳細図番号の欄には、当該便所の構造詳細図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

(第七面)

⑦ 客席

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・

客席の名称	客席に設ける座席の数	誘導基準適合車椅子使用者用部分の数

	平面図番号等	縦断面図番号
誘導基準適合車椅子使用者用部分		

(注意)

1. 客席に設ける座席の数の欄には、劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂の客席に設ける座席の数を、客席ごとに記入してください。
2. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該各階平面図内に記入した誘導基準適合車椅子使用者用部分の記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、当該誘導基準適合車椅子使用者用部分から舞台等まで引いた可視線を示す縦断面図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

⑧ 客室

客室の総数	車椅子使用者用客室数

	平面図番号等
車椅子使用者用客室	

(注意)

1. 客室の総数の欄には、ホテル又は旅館の客室の総数を記入してください。
2. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した車椅子使用者用客室の記号等を記入してください。

(第八面)

⑨ 敷地内の通路

	配置図	縦断面図番号
段		
傾斜路		

(注意)

1. 配置図の欄には、配置図内の位置が分かるように、配置図に記入したそれぞれの記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、段並びに傾斜路及びその踊場の構造を示す縦断面図の番号を配置図の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。
2. 敷地内の通路の床材の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。
3. 地形が著しく特殊な場合においては、当該地形の特殊性がわかる資料を別に添付してください。

⑩ 駐車場

2.高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・

駐車施設の総数	車椅子使用者用駐車施設数

	配置図・平面図番号等
車椅子使用者用駐車施設	

(注意)

1. 駐車施設の総数の欄には、多数の者が利用する全駐車場(特別特定建築物の場合は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する全駐車場)の駐車施設の数(車椅子使用者用駐車施設数を含む。)の合計を記入してください。
2. 配置図・平面図番号等の欄には、配置図内又は各階平面図内の位置がわかるように、配置図に記入した車椅子使用者用駐車施設の記号等又は各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した車椅子使用者用駐車施設の記号等を記入するとともに、車椅子使用者用駐車施設の表示方法についてわかる資料を別に添付してください。

(第九面)

⑪ 浴室等

	平 面 図 番 号 等	構 造 詳 細 図 番 号
車椅子使用者用浴室等		

(注意)

平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した車椅子使用者用浴室等の記号等を記入し、構造詳細図番号の欄には、当該浴室等の構造詳細図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

⑫ 案内設備までの経路

	配置図・平面図番号等
案内設備	
音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備	有 ・ 無

(注意)

1. 配置図・平面図番号等の欄には、配置図又は各階平面図内の位置が分かるように、配置図に記入した案内設備の記号等又は各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した案内設備の記号等を記入するとともに、案内設備の概要がわかる資料を別に添付してください。
2. 案内設備までの経路及び線状ブロック等又は点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、案内設備までの経路の部分については、線状ブロック等又は点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。
3. 音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備の有無の欄で「有」を○印で囲んだ場合においては、当該装置の概要がわかる資料を別に添付してください。

(第十面)

3 建築物特定施設の維持保全に関する事項

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・

(1) 維持保全に関する責任範囲及び実施体制

1 所有者の氏名又は名称	
2 管理者の氏名又は名称	
3 維持保全責任者の氏名又は名称	
4 維持保全業務の委託 (① 委託先の名称) (② 委託業務内容)	する ・ しない
5 維持保全計画の作成予定等	

(注意)

- 1欄から4欄までは、特定建築物の建築等の事業の完了後について記入し、未定のときは空欄にしておいてください。
- 4欄は、維持保全業務の委託について「する」又は「しない」のうち該当するものを○印で囲んでください。「する」を○印で囲んだ場合にのみ①②について記入してください。
- 5欄は、1欄から4欄までが未定の場合において、今後どのようにして維持保全計画を作成するかについて、維持保全計画作成までの認定申請者の維持保全に関する責任範囲を含めて記入してください。

(2) 維持保全業務の概要

建築物特定施設	維持保全業務の内容

(注意)

維持保全業務の内容の欄には、建築物特定施設ごとに、定期的な点検の実施計画、修繕の実施計画等維持保全業務の内容として予定していることを記入してください。

(第十一面)

4 特定建築物の建築等の事業に関する資金計画

	内訳	金額(百万円)
支出	建築費 用途取得造成費 事務費 借入金利息 ○○○	
	計	
収入	自己資金 借入金 (借入先) ○○○	()
	計	

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・

5 特定建築物の建築等の事業の実施時期

〔事業の着手の予定年月日〕	年	月	日
〔事業の完了の予定年月日〕	年	月	日

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・

第4号様式(第10条第2項関係)(日本産業規格A列4番)

認定通知書

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

(※)

確認番号 第	号
確認年月日 年	月
建築主事又は	
建築副主事の職氏名	

殿

所管行政庁 印

下記による申請書の記載の計画について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第3項の規定に基づき認定しましたので通知します。

記

1. 申請年月日 年 月 日

2. 特定建築物の位置

3. 特定建築物の概要

① 主要用途

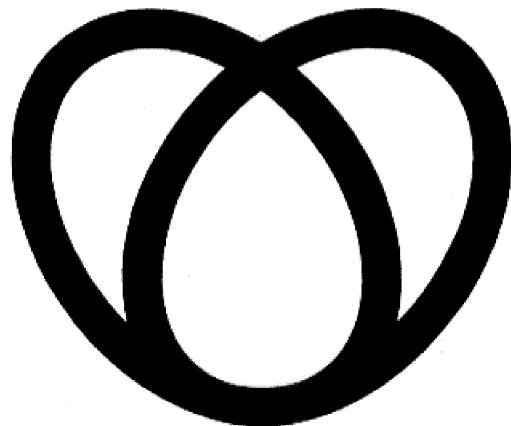
② 延べ面積

③ その他の事項

(※)は法第17条第4項の規定により適合通知を受けた場合に記入されます。

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・

第5号様式(第12条第2項関係)



(注意)

1. 大きさは、表示を容易に識別することができるものであること。
2. 増築等又は修繕等の場合は、建築物移動等誘導基準に適合するものとして認定を受けた部分を記載すること。

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・

第7号様式(第25条関係)(日本産業規格A列6番)

(表)

_____年____月____日発行第____号(____年____月____日まで有効)

職名	氏名	生年月日

刻印

(写真)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進
に関する法律第53条第6項の規定による

立入検査証

(発行権者)

印

2.高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・

(裏)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律抜粋

第53条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、主務省令で定めるところにより、公共交通事業者等に対し、移動等円滑化のための事業に関し報告をさせ、又はその職員に、公共交通事業者等の事務所その他の事業場若しくは車両等に立ち入り、旅客施設、車両等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 知事等は、この法律の施行に必要な限度において、路外駐車場管理者等に対し、特定路外駐車場の路外駐車場移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定路外駐車場若しくはその業務に關係のある場所に立ち入り、特定路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 3 所管行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 4 所管行政庁は、認定建築主等に対し、認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告をさせることができる。
- 5 所管行政庁は、認定協定建築主等に対し、第二十二条の二第四項の認定を受けた計画(同条第五項において準用する第十八条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に係る協定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告をさせることができる。
- 6 第一項から第三項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 7 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

三 第五十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第62条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

二 第五十三条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第63条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第五十三条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第64条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十九条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

2.4 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令

平成十八年十二月十五日
国土交通省令第百十四号
最終改正 令和六年十一月二十一日
国土交通省令第百号

(建築物移動等円滑化誘導基準)

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第十七条第三項第一号の主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、この省令の定めるところによる。

(出入口)

第二条 多数の者が利用する出入口（次項に規定するもの並びに籠、昇降路、便所及び浴室等に設けられるものを除き、かつ、二以上の出入口を併設する場合には、そのうち一以上のものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 幅は、九十センチメートル以上とすること。
- 二 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- 2 多数の者が利用する直接地上へ通ずる出入口のうち一以上のものは、次に掲げるものでなければならない。

- 一 幅は、百二十センチメートル以上とすること。
- 二 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(廊下等)

第三条 多数の者が利用する廊下等（第九条の二第一項の劇場等の客席の出入口と同項の規定により設ける誘導基準適合車椅子使用者用部分との間の一以上の経路（以下「車椅子使用者用経路」という。）を構成する廊下等を含む。）は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 幅は、百八センチメートル以上とすること。ただし、五十メートル以内ごとに車椅子のすれ違いに支障がない場所を設ける場合にあっては、百四十センチメートル以上とすることができる。
- 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 三 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
- 四 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- 五 側面に廊下等に向かって開く戸を設ける場合には、当該戸の開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障がないよう必要な措置を講ずること。
- 六 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する廊下等に突出物を設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合は、この限りでない。
- 七 高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を適切な位置に設けること。
- 2 前項第一号及び第四号の規定は、車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が

2.高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

定める廊下等の部分には、適用しない。

(階段)

第四条 多数の者が利用する階段は、次に掲げるものとしなければならない。

- 一 幅は、百四十センチメートル以上とすること。ただし、手すりが設けられた場合にあっては、手すりの幅が十センチメートルを限度として、ないものとみなして算定することができる。
- 二 蹴上げの寸法は、十六センチメートル以下とすること。
- 三 踏面の寸法は、三十センチメートル以上とすること。
- 四 踊場を除き、両側に手すりを設けること。
- 五 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 六 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。
- 七 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- 八 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
- 九 主たる階段は、回り階段でないこと。

(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置)

第五条 多数の者が利用する階段（車椅子使用者用経路を構成する階段を含む。）を設ける場合には、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機（二以上の階にわたるときには、第七条に定めるものに限る。）を設けなければならない。ただし、車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路)

第六条 多数の者が利用する傾斜路（前条の規定により設けるものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 幅は、階段に代わるものにあっては百五十センチメートル以上、階段に併設するものにあっては百二十センチメートル以上とすること。
 - 二 勾配は、十二分の一を超えないこと。
 - 三 高さが七十五センチメートルを超えるものにあっては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。
 - 四 高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けること。
 - 五 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
 - 六 その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。
 - 七 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
- 2 前項第一号から第三号までの規定は、車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める傾斜路の部分には、適用しない。この場合において、勾配が十二分の一を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けなければならない。

(エレベーター)

第七条 多数の者が利用するエレベーター（次条に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を設ける場合には、第一号及び第二号に規定する際に停止する籠を備えたエレベーターを、第一号に規定する階ごとに一以上設けなければならない。

- 一 多数の者が利用する居室、車椅子使用者用便房、第九条の二第一項に規定する誘導基準適合

車椅子使用者用部分、車椅子使用者用駐車施設、車椅子使用者用客室又は第十三条第一号に規定する車椅子使用者用浴室等がある階

二 直接地上へ通ずる出入口のある階

2 多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。

- 一 籠及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。
- 二 籠の奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。
- 三 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百五十センチメートル以上とすること。

四 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

五 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。

3 第一項の規定により設けられた多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、前項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。

一 籠の幅は、百四十センチメートル以上とすること。

二 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。

三 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

4 不特定かつ多数の者が利用するエレベーターは、第二項第一号、第二号及び第四号並びに前項第一号及び第二号に定めるものでなければならない。

5 第一項の規定により設けられた不特定かつ多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビー（車椅子使用者用経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーを含む。）は、第二項第二号、第四号及び第五号並びに第三項第二号及び第三号に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。

一 籠の幅は、百六十センチメートル以上とすること。

二 籠及び昇降路の出入口の幅は、九十センチメートル以上とすること。

三 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百八センチメートル以上とすること。

6 第一項の規定により設けられた不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、第三項又は前項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

一 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

二 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

三 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

（特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機）

第八条 国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（第五条の規定により設けるものに限る。）は、車椅子使用者が円滑に利用できるものとして国土交通大臣が定める構造としなければならない。

（便所）

第九条 多数の者が利用する便所は、次に掲げるものでなければならない。

一 多数の者が利用する便所内に、車椅子使用者用便房を一以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上。以下この号において同じ。）設けること。ただし、車椅子使用者用便房を一以上設ける便所が当該多数の者が利用す

2.高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

る便所に近接する位置にある場合その他の車椅子使用者が車椅子使用者用便房を円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

二 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

2 多数の者が利用する便所を設ける階においては、当該便所のうち一以上に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上）設けなければならない。

3 多数の者が利用する便所であって男子用小便器を設けるものを設ける階においては、当該男子用小便器を設ける便所のうち一以上に、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。

（劇場等の客席）

第九条の二 劇場等の客席には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の誘導基準適合車椅子使用者用部分（車椅子使用者用部分であって、車椅子使用者が舞台等を容易に視認できることその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める基準に適合する場所をいう。次項及び第十七条第一項第六号において同じ。）を設けなければならない。

一 当該客席に設ける座席の数が百以下の場合 二

二 当該客席に設ける座席の数が百を超える、二百以下の場合 当該座席の数に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

三 当該客席に設ける座席の数が二百を超える、二千以下の場合 当該座席の数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数

四 当該客席に設ける座席の数が二千を超える場合 当該座席の数に一万分の七十五を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に七を加えた数

2 前項の誘導基準適合車椅子使用者用部分は、劇場等の客席に設ける座席の数が二百を超える場合には、二箇所以上に分散して設けなければならない。

（ホテル又は旅館の客室）

第十条 ホテル又は旅館には、客室の総数が二百以下の場合は当該客室の総数に五十分の一を乗じて得た数以上、客室の総数が二百を超える場合は当該客室の総数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車椅子使用者用客室を設けなければならない。

2 車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。

一 出入口は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

二 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。

イ 便所内に車椅子使用者用便房を設けること。

ロ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、前条第一項第三号イ及びロに掲げるものであること。

三 浴室等は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一

以上) 設けられている場合は、この限りでない。

イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の浴室等(以下「車椅子使用者用浴室等」という。)であること。

ロ 出入口は、次に掲げるものであること。

(1) 幅は、八十センチメートル以上とすること。

(2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(敷地内の通路)

第十一條 多数の者が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

一 段がある部分及び傾斜路を除き、幅は、百八センチメートル以上とすること。

二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

三 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

四 段がある部分は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、百四十センチメートル以上とすること。ただし、手すりが設けられた場合にあっては、手すりの幅が十センチメートルを限度として、ないものとみなして算定することができる。

ロ 蹴上げの寸法は、十六センチメートル以下とすること。

ハ 踏面の寸法は、三十センチメートル以上とすること。

ニ 両側に手すりを設けること。

ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。

ヘ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

五 段を設ける場合には、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けなければならない。

六 傾斜路は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、段に代わるものにあっては百五十センチメートル以上、段に併設するものにあっては百二十センチメートル以上とすること。

ロ 勾配は、十五分の一を超えないこと。

ハ 高さが七十五センチメートルを超えるもの(勾配が二十分の一を超えるものに限る。)にあっては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

ニ 高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けること。

ホ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。

2 多数の者が利用する敷地内の通路(道等から直接地上へ通ずる出入口までの経路を構成するものに限る。)が地形の特殊性により前項の規定によることが困難である場合においては、同項第一号、第三号、第五号及び第六号イからハまでの規定は、当該敷地内の通路が設けられた建築物の車寄せから直接地上へ通ずる出入口までの敷地内の通路の部分に限り、適用する。

3 第一項第一号、第三号、第五号及び第六号イからハまでの規定は、車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める敷地内の通路の部分には、適用しない。この場合において、勾配が十二分の一を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けなければならない。

(駐車場)

第十二条 多数の者が利用する駐車場には、当該駐車場に設ける駐車施設の数(当該駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数)に百分の二を乗じて得た数(そ

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

の数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数) 以上の車椅子使用者用駐車施設を設けなければならない。ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられている場合その他の車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(浴室等)

第十三条 多数の者が利用する浴室等を設ける場合には、そのうち一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 車椅子使用者用浴室等であること。
- 二 出入口は、第十条第二項第三号口に掲げるものであること。

(標識)

第十四条 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を、高齢者、障害者等の見やすい位置に設けなければならない。

- 2 前項の標識は、当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(当該内容が日本産業規格Z八二一〇に定められているときは、これに適合するもの)でなければならない。

(案内設備)

第十五条 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

- 2 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。

- 3 案内所を設ける場合には、前二項の規定は適用しない。

(案内設備までの経路)

第十六条 道等から前条第二項の規定による設備又は同条第三項の規定による案内所までの主たる経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)は、視覚障害者移動等円滑化経路にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(増築等又は修繕等に関する適用範囲)

第十七条 建築物の増築若しくは改築(用途の変更をして特定建築物にすることを含む。以下「増築等」という。)又は建築物の修繕若しくは模様替(建築物特定施設に係るものに限る。以下「修繕等」という。)をする場合には、第二条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

- 一 当該増築等又は修繕等に係る部分
- 二 道等から前号に掲げる部分までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 三 多数の者が利用する便所のうち一以上のもの
- 四 第一号に掲げる部分から車椅子使用者用便所(前号に掲げる便所に設けられるものに限る。)までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 五 劇場等の客席のうち一以上のもの
- 六 第一号に掲げる部分から誘導基準適合車椅子使用者用部分(前号に掲げる客席に設けられるものに限る。)までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

- 七 ホテル又は旅館の客室のうち一以上のもの
- 八 第一号に掲げる部分から前号に掲げる客室までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 九 多数の者が利用する駐車場のうち一以上のもの
- 十 車椅子使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第一号に掲げる部分までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 十一 多数の者が利用する浴室等
- 十二 第一号に掲げる部分から車椅子使用者用浴室等（前号に掲げるものに限る。）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 2 前項第三号に掲げる建築物の部分について第九条の規定を適用する場合には、同条第一項中「便所は」とあるのは「便所のうち一以上は」と、同条第二項中「を設ける階においては、当該便所のうち」とあり、及び同条第三項中「を設ける階においては、当該男子用小便器を設ける便所のうち」とあるのは「のうち」とする。
- 3 第一項第五号に掲げる建築物の部分について第九条の二の規定を適用する場合には、同条第一項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上」とあるのは、「二以上」とする。
- 4 第一項第七号に掲げる建築物の部分について第十条の規定を適用する場合には、同条中「客室の総数が二百以下の場合は当該客室の総数に五十分の一を乗じて得た数以上、客室の総数が二百を超える場合は当該客室の総数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上」とあるのは、「一以上」とする。
- 5 第一項第九号に掲げる建築物の部分について第十二条の規定を適用する場合には、同条中「当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数）に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上」とあるのは、「一以上」とする。

（特別特定建築物に関する読み替え）

第十八条 法第十七条第一項の申請に係る特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第五条第一号に規定する公立小学校等を除く。）における第二条から前条まで（第三条第一項第三号及び第六号、第四条第八号、第六条第一項第七号、第七条第四項から第六項まで、第十条第二項並びに第十六条を除く。）の規定の適用については、これらの規定（第二条第一項及び第七条第三項を除く。）中「多数の者が利用する」とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」と、第二条第一項中「多数の者が利用する出入口（次項に規定するもの並びに籠、昇降路、便所）とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する出入口（次項に規定するもの並びに籠、昇降路、便所、車椅子使用者用客室）と、第七条第三項中「多数の者が利用する」とあるのは「主として高齢者、障害者等が利用する」と、前条第一項中「特定建築物」とあるのは「特別特定建築物」とする。

（協定建築物に関する読み替え）

第十九条 法第二十二条の二第一項の申請に係る協定建築物における第二条から第十七条まで（第七条第二項から第五項まで、第九条の二、第十条、第十一条第二項、第十二条、第十三条並びに第十七条第一項各号及び第二項から第五項までを除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第七条第二項から第五項まで、第九条の二、第十条、第十一条第二項、第十二条、第十三条並びに第十七条第一項各号及び第二項から第五項までの規定は適用しない。

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

第二条第一項、第四条、第六条 第一項、第九条第一項及び第 十二条第一項	多数の者が利用する	協定建築物特定施設である
第二条第一項	除き、かつ、二以上の出入口 を併設する場合には、その うち一以上のものに限る	除く
第二条第二項	多数の者が利用する直接地上	協定建築物特定施設であって直 接移動等円滑化困難旅客施設 又は当該移動等円滑化困難旅 客施設への経路
第三条第一項	多数の者が利用する廊下等 (第九条の二第一項の劇場 等の客席の出入口と同項の 規定により設ける誘導基準 適合車椅子使用者用部分と の間の一以上の経路(以下 「車椅子使用者用経路」と いう。)を構成する廊下等 を含む。)	協定建築物特定施設である廊下 等
第五条	多数の者が利用する階段(車 椅子使用者用経路を構成す る階段を含む。)	協定建築物特定施設である階段
第七条第一項	多数の者が利用するエレベー ター	協定建築物特定施設であるエレ ベーター
第七条第一項第一号	多数の者が利用する居室、車 椅子使用者用便所、第九条 の二第一項に規定する誘導 基準適合車椅子使用者用部 分、車椅子使用者用駐車施 設、車椅子使用者用客室又 は第十三条第一号に規定す る車椅子使用者用浴室等	協定建築物特定施設である便所
第七条第一項第二号	地上	移動等円滑化困難旅客施設又 は当該移動等円滑化困難旅 客施設への経路
第七条第六項	不特定かつ多数の者が利用 し、又は主として視覚障害 者が利用する	協定建築物特定施設である

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

	乗降ロビー	乗降ロビー（同項各号に規定する階にあるものに限る。以下この項において同じ。）
	第三項又は前項	前項
第八条	昇降機（	昇降機（協定建築物特定施設であるものであって、
第九条第二項	多数の者が利用する便所を設ける階においては、当該便所のうち一以上に	協定建築物特定施設である便所には
第九条第三項	多数の者が利用する便所であって男子用小便器を設けるものを設ける階においては、当該男子用小便器を設ける便所のうち一以上に	協定建築物特定施設である便所であって男子用小便器を設けるものには
第十四条第一項、第十五条第一項	、便所又は駐車施設	又は便所
第十六条	道等	協定建築物特定施設
第十七条第一項	増築若しくは改築（用途の変更をして特定建築物にすることを含む。以下「増築等」という。）又は建築物の修繕若しくは模様替（建築物特定施設に係るものに限る。以下「修繕等」という。）	増築、改築、修繕又は模様替（協定建築物特定施設に係るものに限る。以下「増築等」という。）
	次に掲げる建築物の	当該増築等に係る

附 則（略）

2.5 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する 法律施行令第20条に規定する標識に関する省令

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第二十条に規定する標識に関する省令

平成十八年十二月十五日

国土交通省令第百十三号

最終改正 令和六年十一月二十一日

国土交通省令第百号

1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第二十条に規定する標識は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設けなければならない。

2 前項の標識は、当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本工業規格Z八二一〇に定められているときは、これに適合するもの）でなければならない。

附 則

この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

附 則（令和六年十一月二十一日国土交通省令第百号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

2.6 移動等円滑化の促進に関する基本方針

移動等円滑化の促進に関する基本方針

平成十八年十二月十五日
改正 令和二年六月十八日
国家公安委員会
総務省 第一号
文部科学省
国土交通省

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。）第三条第一項の規定に基づき、高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること（以下「移動等円滑化」という。）の促進に関する基本方針について、国、地方公共団体、高齢者、障害者等、施設設置管理者その他の関係者が互いに連携協力しつつ移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進していくため、以下のとおり定める。

一 移動等円滑化の意義及び目標に関する事項

1 移動等円滑化の意義

我が国においては、世界のどの国もこれまで経験したことのない本格的な高齢社会を迎えることにより、今後更なる高齢化が進展すると見込まれており、高齢者の自立と社会参加による、健全で活力ある社会の実現が求められている。また、今日、障害者が障害のない者と同等に生活し活動する社会を目指す、ノーマライゼーションの理念の社会への浸透が進み、自立と共生の理念の下、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現が求められている。さらに、近年、障害者の権利に関する条約（平成二十六年条約第一号）の締結及び障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）等の関連法制の整備に加え、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（平成三十年法律第百号）が公布・施行されたこと、東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会が開催されること等を契機として、共生社会の実現を目指し、全国において更にバリアフリー化を推進するとともに、高齢者、障害者等も含めて誰もが包摂され活躍できる社会の実現に向けた取組を進めなければならない。

このような社会の実現のためには、高齢者、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会を構築することが重要であり、そのための環境の整備を一刻も早く推進していくことが求められている。移動及び施設の利用は、高齢者、障害者等が社会参加をするための重要な手段であることから、移動等円滑化を促進することは、このような社会の実現のために大きな意義を持つものである。

また、移動等円滑化の促進は、高齢者、障害者等の社会参加を促進するのみでなく、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、全ての利用者に利用しやすい施設及び車両等の整備を通じて、国民が生き生きと安全に暮らせる活力ある社会の維持に寄与するものである。

さらに、法第一条の二の基本理念の規定に定めるように、この法律に基づく措置は、高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの（いわゆる「社会的障壁」）の除去や、共生社会の実現に資するものであり、移動等円滑化の促進の意義はますます大きくなっている。

なお、法にいう「高齢者、障害者等」には、高齢者、全ての障害者（身体障害者のみならず知的障害者、精神障害者及び発達障害者を含む。）及び妊産婦等、日常生活又は社会生活において身体の機能上の制限を受ける者は全て含まれる。

また、障害特性は様々であり、例えば視覚障害についても、障害の程度によって期待される移動等円滑化の内容が異なることもあり得ること並びに身体の機能上の制限には、知的障害者、精神障害者及び

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

発達障害者等の知覚面又は心理面の働きが原因で発現する疲れやすさ、喉の渇き、照明への反応、表示の分かりにくさ等の負担の原因となる様々な制約が含まれることから、法が促進することとしている移動等円滑化には、このような負担を軽減することによる移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性向上することも含まれることに留意する必要がある。

また、移動等円滑化を進めるに当たっては、高齢者、障害者等の意見を十分に聴き、それを反映させることが重要である。

2 移動等円滑化の目標

移動等円滑化を実現するためには、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設についてハード・ソフト両面の移動等円滑化のための措置が講じられ、移動等円滑化に携わる様々な者が連携することにより、移動の連続性を確保することが重要である。

したがって、法では、これらの施設を設置し、又は管理する者に対して移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努める一般的な責務を課すとともに、これらの施設の中で、特に日常生活及び社会生活において通常移動手段として用いられ、又は通常利用される旅客施設及び車両等、一定の道路及び旅客特定車両停留施設、路外駐車場、公園施設並びに建築物の各々について、新設等に際し各々に対応した移動等円滑化基準への適合を義務付けることとしている。さらに、公共交通事業者等については、既存施設を含む更なるハード対策及び旅客支援等のソフト対策の一体的な取組を推進するための計画制度が設けられている。

また、市町村が定める移動等円滑化促進地区において、法第二十四条の二第一項の移動等円滑化の促進に関する方針（以下「移動等円滑化促進方針」という。）に則して、届出制度等により交通結節点における移動の連続性を確保することとしている。

さらに、市町村が定める重点整備地区において、移動等円滑化に係る特定事業その他の事業が法第二十五条第一項の移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）に即して重点的かつ一体的に実施することとしている。

移動等円滑化の促進に当たっては、国、地方公共団体、施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者が必要に応じて緊密に連携しながら、法に基づく枠組みの活用等により、次に掲げる事項を達成することを目標とする。

（1） 旅客施設

個々の旅客施設における一日当たりの平均的な利用者数については、新型コロナウイルス感染症のような特殊な外的要因により、年度によっては前年度に比べ著しく増減する可能性があることから、例えば、過去三年度における一日当たりの平均的な利用者数の平均値を用いるなど、適切に補正した結果も考慮することとする。

① 鉄道駅及び軌道停留場

一日当たりの平均的な利用者数が三千人以上である鉄道駅及び軌道停留場（以下「鉄軌道駅」という。）並びに一日当たりの平均的な利用者数が二千人以上三千人未満であって重点整備地区内の生活関連施設である鉄軌道駅については、令和七年度までに、原則として全てについて、エレベーター又はスロープを設置することを始めとした段差の解消、ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備の整備、視覚障害者誘導用ブロックの整備、運行情報提供設備その他の案内設備の設置、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。この場合、地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ、可能な限りの整備を行うこととする。また、これ以外の鉄軌道駅についても、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等に鑑み、基本構想及び移動等円滑化促進方針（以下「基本構想等」という。）の作成状況その他の地域の実情を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

ホームドア又は可動式ホーム柵については、転落及び接触事故の発生状況、プラットホームをはじめとする鉄軌道駅の構造及び利用実態、地域の実情等を勘案し、優先度が高いプラットホームでの整備の加速化を目指し、地域の支援の下、令和七年度までに三千番線を整備する。そのうち、一

日当たりの平均的な利用者数が十万人以上の鉄軌道駅において、八百番線を整備する。

また、高齢者、障害者等に迂回による過度な負担が生じないよう、大規模な鉄軌道駅については、当該鉄軌道駅及び周辺施設の状況、当該鉄軌道駅の利用状況等を踏まえ、可能な限り移動等円滑化された経路を二以上設ける。

さらに、車椅子使用者が単独で列車に乗降しやすい鉄軌道駅の整備を進めるため、駅施設及び車両の構造等に応じて、十分に列車の走行の安全確保が図れることを確認しつつ、可能な限りプラットホームと車両乗降口の段差及び隙間の縮小を進める。

② バスターミナル

一日当たりの平均的な利用者数が三千人以上であるバスターミナル及び一日当たりの平均的な利用者数が二千人以上三千人未満であって重点整備地区内の生活関連施設であるバスターミナルについては、令和七年度までに、原則として全てについて、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、運行情報提供設備その他の案内設備の設置、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。また、これ以外のバスターミナルについても、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等に鑑み、基本構想等の作成状況その他の地域の実情を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

③ 旅客船ターミナル

一日当たりの平均的な利用者数が二千人以上である旅客船ターミナルについては、令和七年度までに、原則として全てについて、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、運航情報提供設備その他の案内設備の設置、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。また、高齢化の進む離島との間の航路等に利用する公共旅客船ターミナルについては、地域の実情を踏まえて順次、移動等円滑化を実施する。また、これ以外の旅客船ターミナルについても、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等に鑑み、基本構想等の作成状況その他の地域の実情を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

④ 航空旅客ターミナル施設

一日当たりの平均的な利用者数が二千人以上である航空旅客ターミナル施設については、令和七年度までに、原則として全てについて、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、運航情報提供設備その他の案内設備の設置、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。また、これ以外の航空旅客ターミナル施設についても、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等に鑑み、基本構想等の作成状況その他の地域の実情を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

(2) 車両等

車両等においては、段差の解消、運行情報提供設備（福祉タクシー車両にあっては、音等による情報提供設備及び文字により意思疎通を図るための設備）の設置等の移動等円滑化を以下のとおり実施する。

① 鉄道車両及び軌道車両

総車両数約五万三千両のうち約七十パーセントに当たる約三万七千百両について、令和七年度までに、移動等円滑化を実施する。また、新幹線の車両について、車椅子用フリースペースの整備を可能な限り速やかに進める。

② 乗合バス車両

総車両数約六万台から乗合バス車両の構造及び設備に関する移動等円滑化基準の適用除外認定車両（以下「適用除外認定車両」という。）約一万台を除いた約五万台のうち、約八十パーセントに当たる約四万台について、令和七年度までに、ノンステップバスを導入して移動等円滑化を実施する。

適用除外認定車両については、令和七年度までに、その約二十五パーセントに当たる約二千五百台をリフト付きバス又はスロープ付きバスとする等、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りの移動等円滑化を実施する。また、令和七年度までに、一日当たりの平均的な利用者数が二

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

千人以上である航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない施設へのバス路線を運行する乗合バス車両については、当該施設へアクセスするバス路線の運行系統の総数の約五十パーセントについて、バリアフリー化した車両を含む運行として移動等円滑化を実施する。

③ 貸切バス車両

令和七年度までに、約二千百台のノンステップバス、リフト付きバス又はスロープ付きバスを導入して移動等円滑化を実施する。

④ タクシー車両

令和七年度までに、約九万台の福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシー（流し営業にも活用されることを想定し、身体障害者のほか、高齢者や妊産婦、子供連れの人等、様々な人が利用できる構造となっている福祉タクシー車両をいう。）を含む。）を導入して移動等円滑化を実施する。また、令和七年度までに、各都道府県における総車両数の約二十五パーセントについて、ユニバーサルデザインタクシーとし、移動等円滑化を実施する。

⑤ 船舶

一般旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業の用に供する総隻数約七百隻のうち約六十パーセントに当たる約四百二十隻について、令和七年度までに、移動等円滑化を実施する。また、一日当たりの平均的な利用者数が二千人以上である旅客船ターミナルに就航する船舶については、令和七年度までに、船舶の構造等の制約条件を踏まえて、可能な限りの移動等円滑化を実施する。

さらに、これ以外の船舶についても、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、可能な限りの移動等円滑化を実施する。

⑥ 航空機

総機数約六百七十機について、令和七年度までに、原則として全て移動等円滑化を実施する。

(3) 道路

重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路等で国土交通大臣が指定する特定道路の約七十パーセントについて、令和七年度までに、移動等円滑化を実施する。

(4) 都市公園

① 園路及び広場

園路及び広場（特定公園施設であるものに限る。以下同じ。）の設置された規模の大きい概ね二ヘクタール以上の都市公園の約七十パーセントについて、令和七年度までに、園路及び広場の移動等円滑化を実施する。また、これ以外の都市公園についても、高齢者、障害者等の利用の実態等に鑑み、基本構想等の作成状況その他の地域の実情を踏まえて、園路及び広場の移動等円滑化を可能な限り実施する。

② 駐車場

駐車場の設置された規模の大きい概ね二ヘクタール以上の都市公園の約六十パーセントについて、令和七年度までに、駐車場の移動等円滑化を実施する。また、これ以外の都市公園についても、高齢者、障害者等の利用の実態等に鑑み、基本構想等の作成状況その他の地域の実情を踏まえて、駐車場の移動等円滑化を可能な限り実施する。

③ 便所

便所の設置された規模の大きい概ね二ヘクタール以上の都市公園の約七十パーセントについて、令和七年度までに、便所の移動等円滑化を実施する。また、これ以外の都市公園についても、高齢者、障害者等の利用の実態等に鑑み、基本構想等の作成状況その他の地域の実情を踏まえて、便所の移動等円滑化を可能な限り実施する。

(5) 路外駐車場

特定路外駐車場の約七十五パーセントについて、令和七年度までに、移動等円滑化を実施する。

(6) 建築物

床面積の合計が二千平方メートル以上の特別特定建築物（小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの（以下「公立小学校等」という。）を除く。）の

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

総ストックの約六十七パーセントについて、令和七年度までに、移動等円滑化を実施する。また、床面積の合計が二千平方メートル未満の特別特定建築物等についても、地方公共団体における条例制定の促進並びにガイドラインの作成及び周知により、移動等円滑化を実施する。

公立小学校等については、別に定めるところにより、障害者対応型便所、スロープ、エレベーター等の設置等の移動等円滑化を実施する。

(7) 信号機等

重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等については、令和七年度までに、原則として全ての当該道路において、音響信号機、高齢者等感応信号機等の信号機の設置、歩行者用道路であることを表示する道路標識の設置、横断歩道であることを表示する道路標示（以下「横断歩道標示」という。）の設置等の移動等円滑化を実施する。

特に、当該道路のうち、道路又は交通の状況に応じ、視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要であると認められる部分に設置されている信号機等の移動等円滑化については、令和七年度までに、原則として全ての当該部分において、音響信号機の設置及び視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起が設けられた横断歩道標示の設置を行う。

(8) 基本構想等

移動等円滑化促進方針の作成市町村数について、令和七年度までに、約三百五十とする。また、基本構想の作成市町村数について、令和七年度までに、約四百五十とする。

(9) 移動等円滑化に関する国民の理解と協力（心のバリアフリー）

移動等円滑化に関する国民の理解と協力を得ることが当たり前の社会となるような環境整備を推進する。また、「心のバリアフリー」という用語の認知度について、令和七年度までに、約五十パーセントとする。さらに、高齢者、障害者等の立場を理解して行動ができる人の割合について、令和七年度までに、原則として約百パーセントとする。

二 移動等円滑化のために施設設置管理者が講すべき措置に関する基本的な事項

施設設置管理者は、利用者の利便性及び安全性の向上を図る観点から、施設及び車両等の整備、適切な役務の提供、利用者支援、適切な情報の提供、職員等関係者に対する適切な教育訓練並びに高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進について関係者と連携しながら、1から6までに掲げる各々の措置を適切に講ずることにより、移動等円滑化を進めることができることが必要である。特に、法第九条の四の計画の作成が求められる公共交通事業者等においては、法第九条の二第一項の公共交通事業者等の判断の基準となるべき事項（以下「判断基準」という。）を踏まえ、当該計画を作成し、着実にこれらの措置を講ずることが必要である。また、それ以外の公共交通事業者等においても、判断基準を踏まえ、計画的に、これらの措置を進めていくことが望ましい。

施設設置管理者が1から6までに掲げる措置を実施するに当たっては、その措置が効果的に実施されるよう、地域の実情を把握している市町村等の関係者と連携することにより、可能な限り利便性の高い動線の確保等他の施設との連続性に配慮した措置を実施し、かつ、自らが設置し、又は管理する施設に設置される設備について、施設の特性に応じて可能な限り時間的な制約がなく利用できる等移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めることが重要である。また、公共交通事業者等及び道路管理者にあっては、複数の事業者間又は鉄道及びバス等複数の交通機関間の継ぎ目となる交通結節点における移動等円滑化にも十分配慮することが重要である。特に、公共交通事業者等及び旅客特定車両停留施設を管理する道路管理者については、法第八条第八項及び第十条第九項により関係者と相互に協力して移動等円滑化に係る措置を講ずる努力義務が課されていることから、ハード・ソフト両面の乗継円滑化を実現するため、関係者との連絡調整を積極的に実施することが重要である。さらに、他の公共交通事業者等又は旅客特定車両停留施設を管理する道路管理者から移動等円滑化に係る措置に関する協議を求められた際は、法第八条第九項及び法第十条第十項により応諾義務が課されていることを踏まえ、当該協議に誠実に応じるとともに、建設的な議論を行うことが重要である。

また、施設設置管理者は、施設及び車両等の整備に当たっては、移動等円滑化のために講ずる措置について具体的な実施計画を策定すること等により順次計画的に移動等円滑化を進めていくこと、高齢者、障

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

害者等が障害のない者と共に利用できる形での施設整備を図るユニバーサルデザインの考え方に対する留意すること、高齢者、障害者等の意見を反映させるために可能な限り計画策定等への参画を得ること等必要な措置を講ずるよう努めることが重要である。

1 施設及び車両等の整備

移動等円滑化を図るためにには、まず、施設及び車両等についてのハード面の整備が必要である。したがって、法では、施設設置管理者が、自らが設置し、又は管理する旅客施設及び車両等、一定の道路及び旅客特定車両停留施設、路外駐車場、公園施設並びに建築物を新設等するときは、当該施設及び車両等の移動等円滑化基準への適合及びその維持が義務付けられており、また、既存の施設及び車両等については、施設設置管理者は、当該施設及び車両等を移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めることとされている。

施設設置管理者が、施設及び車両等について移動等円滑化のために必要な措置を講ずる際には、次に掲げる観点が重要である。

イ 高齢者、障害者等が施設内外の移動及び施設の利用を円滑に行うために必要な施設及び設備を整備し、連続した移動経路を一以上確保すること。また、経路確保に当たっては、高齢者、障害者等の移動上の利便性及び安全性の確保に配慮すること。

ロ 便所等附属する設備を設置する場合は、一以上は障害者対応型にするなど、高齢者、障害者等の利用に配慮したものにすること。また、障害者対応型の設備についてはその旨を示す案内用図記号を表示し、一般の利用者による高齢者、障害者等への配慮を促すこと。

ハ 新設等した施設及び車両等はもとより、既存の施設及び車両等を移動等円滑化基準に適合させた場合についても、その機能を適切に維持すること。

ニ 車両等にあっては、高齢者、障害者等の乗降及び車内での移動が容易にできるように必要な措置を講ずること。

ホ 旅客施設及び車両等並びに旅客特定車両停留施設にあっては、運行情報等公共交通機関を利用する上で必要な情報を提供するために必要な設備を整備すること。

ヘ 道路にあっては、二以上の特定旅客施設等を相互に接続する道路で高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものがある場合は、関係道路管理者間で調整し、一以上の経路を、特定道路に指定すべき道路として国に情報提供すること。

なお、移動等円滑化基準に定められていない内容であっても、上記の観点等から移動等円滑化に資すると考えられる措置については、施設設置管理者はこれを積極的に実施していくよう努力することが望ましい。

特に、旅客施設及び旅客特定車両施設の移動等円滑化に関しては、当該施設のみでは構造上その他の理由により移動等円滑化基準への適合が困難な場合であっても、協定の締結により当該施設に必要な高齢者、障害者等の利用に配慮した便所等を隣接又は近接する建築物に設置すること及び当該建築物について容積率特例を措置している認定制度を活用すること等により、積極的に移動等円滑化を図ることが望ましい。

また、建築物の移動等円滑化に関しては、移動等円滑化が義務化されていない特定建築物の移動等円滑化にも積極的に取り組むことが望ましい。特定建築物の新築時等における移動等円滑化に当たっては、ユニバーサルデザインの考え方に対する留意とともに、建築物ストックの長寿命化等その有効活用が求められていることから、誘導的な建築物移動等円滑化基準に適合する特定建築物について容積率の特例及び表示制度等を措置している認定特定建築物制度を積極的に活用することが望ましい。

2 適切な役務の提供

公共交通機関の移動等円滑化を図るためにには、ハード面の整備のみならず、ソフト面の適切な役務の提供が必要である。したがって、法では、公共交通事業者等及び旅客特定車両停留施設を管理する道路管理者に対し、新設等した施設及び車両等（「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成十二年法律第六十八号）の施行の日（平成十四年五月十五日）以後

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

に新設等され、法附則第五条第二項の規定により、法第八条第一項に基づき新設等したものとみなされる旅客施設及び車両等を含む。)について、法第八条第二項及び第十条第三項に規定する役務の提供の方法に関する基準の遵守を義務付けている。また、既存の施設及び車両等については、移動等円滑化基準への適合状況等に応じ、法第八条第三項及び第十条第四項に規定する役務の提供の方法に関する基準を遵守するよう努めることとされている。

役務の提供の方法に関する基準の遵守にあたっては、公共交通事業者等及び旅客特定車両停留施設を管理する道路管理者は、マニュアルの作成や教育訓練を通じ、その職員等関係者に対し当該基準を遵守するための対応方法を習得させることが求められる。また、移動等円滑化基準において人的対応を行うことを前提にハード面の措置を講ずることが免除されている場合を含め、役務の提供の方法に関する基準の遵守にあたっては、適切な対応を行うために必要な体制を整備することが求められる。

3 利用者支援

移動等円滑化を図るためにには、施設及び車両等についてのハード面の整備のみならず、職員等関係者によるソフト面の利用者支援が必要である。特に、公共交通事業者等及び旅客特定車両停留施設を管理する道路管理者については、法に基づき利用者支援の努力義務が定められていることから、積極的に取組を行う必要がある。

利用者支援を行う際には、利用者の意思を尊重し、敬意を持った対応を行うことが重要である。

このため、適切にコミュニケーションを取りながら、高齢者、障害者等の特性だけでなく、個人差や状況等によって異なる多様なニーズを把握することが必要である。その際、筆談やコミュニケーション支援ツールを活用するなど特性に応じたコミュニケーションをとることに留意する必要がある。また、利用者から支援を求められないものの、困っている様子に気付いた場合には、声かけを行うとともに、支援を断られた場合であっても、安全性の確保等の観点から、見守ることが重要である。

4 適切な情報の提供

移動等円滑化を図るためにには、施設及び車両等についてのハード面の整備のみならず、施設設置管理者が利用者に対して必要な情報を適切に提供することが必要である。

その際には、利用する高齢者、障害者等のニーズ、施設及び設備の用途等に応じて、例えば、移動等円滑化基準への適合状況、高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所や駐車施設の有無、旅客施設及び旅客特定車両停留施設における路線案内、運賃案内及び運行情報等利用に当たって必要となる情報並びに緊急時情報について、視覚情報として大きな文字又は適切な色の組合せを用いて見やすく表示すること、また、聴覚情報としてはつきりした音声により聞き取りやすく放送すること、図記号又は平仮名による表示の併記等を行うこと、必要に応じて施設外からも見やすく表示すること等、分かりやすく提供することに留意する必要がある。さらに、必要な情報について事前に把握できるよう、施設及び設備等に関する情報についてインターネットやパンフレット等により提供することが望ましい。なお、各施設及び設備等に関する情報は、施設設置管理者が個別に提供するにとどまらず、一元化することにより、より利用しやすい形で提供できることから、必要に応じて施設設置管理者間で適切に連携し、共同して提供することが望ましい。

5 職員等関係者に対する適切な教育訓練

移動等円滑化を図るためにには、施設及び車両等についてのハード面の整備のみならず、職員等関係者によるソフト面の適切な対応が必要であることに鑑み、施設設置管理者は、その職員等関係者が高齢者、障害者等の多様なニーズ及び特性を理解した上で、正当な理由なくこれらの者による施設及び車両等の利用を拒むことなく、円滑なコミュニケーションを確保する等適切な対応を行うよう継続的な教育訓練を実施する必要がある。特に、公共交通事業者等及び旅客特定車両停留施設を管理する道路管理者については、法に基づき教育訓練の努力義務が定められていることから、積極的に取組を行う必要がある。

そのため、施設設置管理者は、高齢者、障害者等の意見を反映した対応マニュアルの整備及び計画的な研修の実施等をP D C Aサイクルとして実施することにより、職員等関係者の教育訓練を更に充実させるよう努めるべきである。なお、その過程において、高齢者、障害者等の参画を得ることが望まし

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

い。

6 高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進

移動等円滑化を図るためにには、法第二条第四号に規定する高齢者障害者等用施設等について、高齢者、障害者等の円滑な利用が確保されるよう、適正な配慮が行われることが必要である。

そのため、施設設置管理者は、五2（4）に示す高齢者障害者等用施設等の適正な利用に係る基本的な考え方（以下「基本的な考え方」という。）を適確に理解し、職員等関係者に周知するとともに、高齢者障害者等用施設等が設置された施設及び車両等の利用者に対し、これらの施設等を当該「基本的な考え方」に即して適正に利用するよう、ポスターの掲示や車内放送による呼びかけ等の広報活動及び啓発活動を行うことが重要である。また、高齢者障害者等用施設等について、主として高齢者、障害者等の利用のために設けられたものである旨を表示し、一般の利用者が識別できるようにする必要がある。

三 移動等円滑化促進方針の指針となるべき事項

市町村は、移動等円滑化促進方針を作成する場合には、次に掲げる事項に基づいて作成する必要があり、施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者は、これらの事項に留意する必要がある。

1 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進の意義に関する事項

（1） 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進の意義

地域における高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するためには、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、建築物等の生活関連施設及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設について、一体的に移動等円滑化が図られていることが重要である。そのため、移動等円滑化促進方針において、生活関連施設が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区を移動等円滑化促進地区として定め、生活関連施設及び生活関連経路の移動等円滑化に係る方針を示すことが必要であり、できる限り多くの市町村が移動等円滑化促進方針の作成に取り組むことが重要である。

（2） 移動等円滑化促進方針作成に当たっての留意事項

市町村は、効果的に移動等円滑化を推進するため、次に掲げる事項に留意して移動等円滑化促進方針を作成する必要がある。

① 目標の明確化

当該移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の方針について、市町村をはじめ、施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者間で共通認識が醸成されることが重要である。したがって、移動等円滑化促進方針には、地域の実情に応じ、可能な限り明確な目標を設定する。

② 都市計画との調和

移動等円滑化促進方針の作成に当たっては、都市計画及び都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二第一項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「市町村マスタープラン」という。）との調和が保たれている必要がある。

③ 地域公共交通計画との調和

移動等円滑化促進方針の作成に当たっては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第五条第一項に規定する地域公共交通計画との調和が保たれている必要がある。

④ 地方公共団体の移動等円滑化に関する条例、計画、構想等との調和

地方公共団体において、移動等円滑化に関する条例、計画、構想等を有している場合は、移動等円滑化促進方針はこれらとの調和が保たれている必要がある。特に、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画等の市町村が定める高齢者、障害者等の福祉に関する計画及び中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条に規定する基本計画等都市機能の増進に関する計画との調和が保たれていることに留意する必要がある。

⑤ 関係者の意見の反映及び移動等円滑化促進方針の作成等の提案

住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他利害関係者、関係する施設設置管理者及び都道府県公安委員会の参画により、関係者の意見が移動等円滑化促進方針に十分に反映されるよう努める。このため、移動等円滑化促進方針の作成に当たっては、法第二十四条の四に規定する協議会（以下「移動等円滑化促進方針協議会」という。）を積極的に活用し、関係者の参画を得ることが求められる。この際、既に同条第二項各号に掲げる構成員からなる協議体制度を運用している場合、又は、他の法令に基づいて同項各号に掲げる構成員からなる協議体制度を運用しようとする場合は、当該協議体制度を移動等円滑化促進方針協議会と位置付けることも可能である。なお、意見を求めるべき障害者には、視覚障害、聴覚障害、内部障害等の身体障害者のみならず、知的障害者、精神障害者及び発達障害者も含まれることに留意する必要がある。

また、法第二十四条の五に規定する移動等円滑化促進方針の作成等に係る提案制度が積極的に活用されるよう環境の整備に努めるとともに、当該提案を受けた際には、移動等円滑化促進方針の作成等の必要性を判断する機会と捉え、移動等円滑化促進方針の作成等について積極的な検討を行うことが求められる。なお、提案を受け検討した結果、移動等円滑化促進方針の作成等を行わない場合でも、地域のニーズに対して必要な説明責任を果たすため、同条第二項に基づきその理由を公表する必要がある。

⑥ 都道府県による市町村に対する援助

都道府県は、市町村による移動等円滑化促進方針の作成を促進するため、市町村の境界を越えた面的バリアフリー化の調整の仲介等や、他の市町村の作成事例等の提供を行うなど、広域的な見地から支援することが重要である。

⑦ 段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）

移動等円滑化の内容については、移動等円滑化促進方針作成に係る事前の検討段階から事後の評価の段階に至るまで、高齢者、障害者等の利用者及び住民が積極的に参加し、この参加プロセスを経て得られた知見を共有化し、スパイラルアップを図ることが重要である。

そのため、市町村は、移動等円滑化促進方針が作成された後も、おおむね五年ごとに、施設を利用する高齢者、障害者等の利用の状況並びに移動等円滑化促進地区における移動等円滑化のための施設及び車両等の整備状況等を把握するとともに、移動等円滑化促進方針協議会の積極的な活用等により移動等円滑化促進方針に基づく移動等円滑化に関する措置の実施状況について評価を行い、それに基づき、必要があると認めるときは、移動等円滑化促進方針の見直し及び新たな移動等円滑化促進方針又は基本構想の作成を行うことが重要である。その際、住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他利害関係者、関係する施設設置管理者及び都道府県公安委員会の参画により、関係者の意見が移動等円滑化促進方針に十分に反映されるよう努めることが必要である。

⑧ 施設間の連携

交通結節点における移動の連続性を確保するため、施設設置管理者間で連携を図ることが必要である。このため、法では、旅客施設の建設、道路の新設等であって、移動等円滑化に支障を及ぼすおそれのあるものをしようとする公共交通事業者等又は道路管理者は、当該行為に着手する三十日前までに市町村に届け出ることとされている。

市町村は届出対象について、施設設置管理者が容易に判断できるように移動等円滑化促進方針に定めるものとし、当該届出対象を定めるに当たっては関係者と十分な調整を図って共通認識を確保することが必要である。また、届出があった場合において、届出に係る行為が移動等円滑化の促進を図る上で支障があると認めるときは、その届出をした者に対し必要な措置の実施を要請することができるとしており、要請に当たっては、移動等円滑化促進方針の内容との整合を図る観点から行うことが重要である。

⑨ バリアフリーマップ等の作成

移動等円滑化を図るために、高齢者、障害者等が利用可能な施設や経路を選択できるよう、これらの施設や経路が所在する場所を示したバリアフリーマップ等を作成することが効果的である。この

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

ため、市町村は積極的に施設等のバリアフリー情報を収集の上、バリアフリーマップ等を作成し、一元的に提供することが重要である。

また、公共交通事業者等及び道路管理者は、市町村の求めに応じて必要な情報を当該市町村に提供しなければならないこととされており、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等は、市町村の求めに応じて必要な情報を当該市町村に提供するよう努めなければならないとされているところである。なお、市町村は、施設設置管理者に求める情報提供の内容を定めるに当たっては、移動等円滑化促進方針協議会を活用するなどにより障害者、高齢者等及び施設設置管理者等の意見を十分に反映するよう努めるとともに、施設設置管理者に過度な負担が生じないよう配慮しつつ、高齢者、障害者等にとって必要な情報が得られるよう留意することが必要である。

⑩ 移動等円滑化に関する住民その他の関係者の理解の増進及び協力の確保

移動等円滑化を図るためにには、単に施設や経路のハード整備のみならず、五に詳述する「心のバリアフリー」などのソフト対策についても一体的に実施することが効果的であることから、移動等円滑化促進方針を定める上では、移動等円滑化に関する住民その他の関係者の理解の増進及び協力の確保を図ることが重要である。

2 移動等円滑化促進地区の位置及び区域に関する基本的な事項

(1) 移動等円滑化促進地区の要件

法では、市町村は、法第二条第二十三号イからハまでに掲げる要件に該当するものを、移動等円滑化を促進すべき移動等円滑化促進地区として設定するよう努めることとされている。また、移動等円滑化促進地区の区域を定めるに当たっては、次に掲げる要件に照らし、市町村がそれぞれの地域の実情に応じて行うことが必要である。

① 「生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。」（法第二条第二十三号イ）

生活関連施設に該当する施設としては、相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等多岐にわたる施設が想定されるが、具体的にどの施設を含めるかは施設の利用の状況等地域の実情を勘案して選定することが必要である。

また、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区とは、生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区をいい、原則として、生活関連施設がおおむね三以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われる地区であると見込まれることが必要である。

② 「生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。）を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。）について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区であること。」（法第二条第二十三号ロ）

移動等円滑化促進地区は、移動等円滑化を促進する必要がある地区であることが必要である。

このため、高齢者、障害者等の徒歩若しくは車椅子による移動又は施設の利用の状況、土地利用及び諸機能の集積の実態並びに将来の方向性等の観点から総合的に判断して、当該地区において移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められることが必要である。

③ 「当該地区において移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。」（法第二条第二十三号ハ）

高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能など都市が有する様々な機能の増進を図る上で、移動等円滑化を促進することが、有効かつ適切であると認められることが必要である。

(2) 留意事項

市町村は、移動等円滑化促進地区を定めるに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

① 移動等円滑化促進地区の数

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

市町村内に旅客施設が複数ある場合等、生活関連施設の集積の在り方によっては、複数の移動等円滑化促進地区を設定することも可能であるが、当該生活関連施設相互間の距離、移動の状況等地域の実情から適当と判断される場合には、一つの移動等円滑化促進地区として設定することも可能である。

② 複数の市町村及び都道府県の協力

生活関連施設の利用者が複数の市町村にまたがって移動しており、移動等円滑化促進地区の範囲が複数の市町村にまたがる場合など、当該市町村が利用者の移動の実態に鑑み適当であると認めるときは、共同して移動等円滑化促進方針を作成し、一体的に推進していくことが重要である。

また、これらの施設が大規模であり、利用者が広域にわたり、かつ、関係者間の調整が複雑となるような場合には、協議会への参加を求めるなどにより都道府県の適切な助言及び協力を求めることが重要である。

③ 移動等円滑化促進地区の境界

移動等円滑化促進地区の境界は、可能な限り市町村の区域内の町境・字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示して定めることが必要である。

3 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する事項

移動等円滑化促進地区において長期的に実現されるべき移動等円滑化の姿を明らかとする観点から、生活関連施設、生活関連経路等については次に掲げるとおり記載することが望ましい。

(1) 生活関連施設

生活関連施設を選定するに当たっては、2(1)に留意するほか、既に移動等円滑化されている施設については、当該施設内の経路について、生活関連経路として移動等円滑化を図る場合等、一体的な移動等円滑化を図る上で対象と位置付けることが必要な施設につき記載するものとする。また、移動等円滑化のための事業の実施の有無にかかわらず、当該施設相互間の経路について、生活関連経路として移動等円滑化を図る場合等、一体的な移動等円滑化を図る上で対象と位置付けることが必要な施設につき、生活関連施設として、長期的展望を示す上で必要な範囲で記載することにも配慮する。

(2) 生活関連経路

生活関連経路についても(1)同様、既に移動等円滑化されている経路については、一体的な移動等円滑化を図る上で対象として位置付けることが必要な経路につき記載するものとする。その際、地域の実情に応じて、二以上の特定旅客施設等を相互に接続する道路で高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものについて、一以上の経路を指定し、また、利用者ニーズに応じた経路選択ができるよう、幹線道路周辺の生活道路についても指定することが望ましい。また、移動等円滑化のための事業実施の有無にかかわらず、長期的展望を示す上で必要な範囲で記載することにも配慮する。

(3) 移動等円滑化の促進に関する事項

移動等円滑化促進方針の対象となる施設及び車両等においてどのような方針で移動等円滑化を図るのかについて記載するものとする。

4 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する基本的な事項

移動等円滑化促進地区の面的なバリアフリー化を図る上では、ハード面の整備のみならず、五に詳述する「心のバリアフリー」などのソフト対策が不可欠であることから、次に掲げる事項について記載するものとする。

(1) 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化に住民その他の関係者の理解の増進及び協力の確保が果たす役割

移動等円滑化促進地区における移動等円滑化に住民その他の関係者の理解の増進及び協力の確保が果たす役割について、次に掲げる内容を記載することが望ましい。

① 移動等円滑化促進地区の面的なバリアフリー化を実現し、高齢者、障害者等が安心して日常生活や社会生活を送ることができる環境を整えるためには、ハード面の整備のみならず、住民や生活関連施設の職員等の関係者が、困っている高齢者、障害者等を手助けすることや、車両の優先席、車椅子使

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

用者用駐車施設等の移動等円滑化が図られた施設を高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮すること等の住民その他の関係者の理解及び協力が必要であること

- ② 住民その他の関係者の理解の増進及び協力の確保を図るために市町村や移動等円滑化促進地区内の施設設置管理者等が、児童、生徒等への教育活動や、住民、職員等に対する啓発活動等を行うことが重要であること

(2) 住民その他の関係者の理解の増進及び協力の確保に関する関係者の取組

住民その他の関係者の理解の増進及び協力の確保に関する取組について、次に掲げるとおり、市町村や生活関連施設の施設設置管理者、住民等の関係者ごとに、可能な限り具体的に記載することが望ましい。なお、移動等円滑化促進地区の移動等円滑化に資する取組であれば、移動等円滑化促進地区外で行うものや、生活関連施設の職員や通勤者等移動等円滑化促進地区の住民以外の者を対象としたものを記載することが可能である。

- ① 児童、生徒等に対するバリアフリー教室や住民向けのバリアフリーに関するセミナーの開催等、住民その他の関係者の理解の増進及び協力の確保に関する市町村の取組の内容
② 施設や車両等の利用者に対する優先席、車椅子使用者用駐車施設等の利用に係る適正な配慮についての啓発活動の実施等、住民その他の関係者の理解の増進及び協力の確保に関する施設設置管理者の取組の内容
③ バリアフリー教室への参加等、住民、施設及び車両等の利用者等の取組の内容

5 1から4までに掲げるもののほか、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項

(1) 記載事項

- ① 地域特性等の尊重及び創意工夫

移動等円滑化に関する措置の実施に当たっては、効果を高めるため、地域特性等を尊重して、様々な創意工夫に努めることが重要である。

- ② 積雪及び凍結に対する配慮

積雪及び凍結により移動の利便性及び安全性が損なわれる可能性がある場合は、積雪時及び路面凍結時の安全かつ円滑な移動のための除雪その他の措置を講ずるよう努めることが必要である。

- ③ 高齢者、障害者等への適切な情報提供

施設設置管理者及び都道府県公安委員会は、高齢者、障害者等に対して、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化のために必要な情報を適切に提供するよう努めることが重要である。

(2) その他移動等円滑化促進方針の作成に当たっての留意事項

移動等円滑化促進方針は、市町村の発意及び主体性に基づき自由な発想で作成されるものであるので、この基本方針の三に定めのない事項についても移動等円滑化促進方針に記載することが望ましい。

四 基本構想の指針となるべき事項

市町村は、基本構想を作成する場合には、次に掲げる事項に基づいて作成する必要があり、施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者は、これらの事項に留意する必要がある。

1 重点整備地区における移動等円滑化の意義に関する事項

(1) 重点整備地区における移動等円滑化の意義

地域における高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するためには、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、建築物等の生活関連施設及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設について、一体的に移動等円滑化が図られていることが重要である。そのため、基本構想において、生活関連施設が集積し、その間の移動が通常徒步で行われる地区を重点整備地区として定め、生活関連施設及び生活関連経路の移動等円滑化に係る各種事業を重点的かつ一体的に推進することが必要であり、出来る限り多くの市町村が基本構想の作成に取り組むことが重要である。

(2) 基本構想に即した各種事業の重点的かつ一体的な推進のための基本的視点

基本構想に即した各種事業の推進については、次に掲げる基本的視点が重要である。

① 市町村の基本構想作成による事業の効果的な推進

重点整備地区における移動等円滑化に対する取組は、当該地区に最も身近な行政主体でありその地区における特性を十分に把握している市町村が、施設設置管理者、都道府県公安委員会等事業を実施すべき主体はもとより、高齢者、障害者等の関係者と協議等を行いながら基本構想を作成することにより、これらの事業の効果的な推進が図られることが重要である。

② 基本構想作成への関係者の積極的な協力による事業の一体的な推進

移動等円滑化に係る事業の実施主体となる施設設置管理者、都道府県公安委員会等及び高齢者、障害者等の関係者は基本構想の作成に積極的に協力し、各種事業を一体的に推進していくことが必要である。

③ 地域住民等の理解及び協力

重点整備地区における移動等円滑化を図るに当たり、基本構想に位置付けられた各種事業が円滑に実施されるためには、地域住民等の理解及び協力が重要である。

(3) 基本構想作成に当たっての留意事項

市町村は、効果的に移動等円滑化を推進するため、次に掲げる事項に留意して基本構想を作成する必要がある。

① 目標の明確化

各種事業の実施に当たっては、当該重点整備地区における移動等円滑化について、市町村を始め、施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者の施策を総合的に講ずる必要があることから、各者間で共通認識が醸成されることが重要である。したがって、基本構想には、地域の実情に応じ、可能な限り具体的かつ明確な目標を設定する。

② 都市計画との調和

基本構想の作成に当たっては、都市計画及び市町村マスタープランとの調和が保たれている必要がある。

③ 地域公共交通計画との調和

基本構想の作成に当たっては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第五条第一項に規定する地域公共交通計画との調和が保たれている必要がある。

④ 地方公共団体の移動等円滑化に関する条例、計画、構想等との調和

地方公共団体において、移動等円滑化に関する条例、計画、構想等を有している場合は、基本構想はこれらとの調和が保たれている必要がある。特に、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画等の市町村が定める高齢者、障害者等の福祉に関する計画及び中心市街地の活性化に関する法律第九条に規定する基本計画等都市機能の増進に関する計画との調和が保たれていることに留意する必要がある。

⑤ 各種事業の連携と集中実施

移動等円滑化に係る各種の事業が相互に連携して相乗効果を生み、連続的な移動経路の確保が行われるように、施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者間で必要に応じて十分な調整を図って整合性を確保するとともに、事業の集中的かつ効果的な実施を確保する。

また、複数の事業者間又は鉄道及びバス等複数の交通機関間を乗り継ぐ際の旅客施設内の移動等円滑化並びに当該市町村においてタクシー事業者、自家用有償旅客運送者等が行っているスペシャル・トランスポート・サービス（要介護者等であって単独では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者を対象に、必要な介護などと連続して、又は一体として行われる個別的な輸送サービスをいう。）の在り方にも十分配慮する。

さらに、特定事業に係る費用の負担については、当該事業の性格を踏まえた適切な役割分担に応じた関係者間の負担の在り方について十分な調整を図って関係者間の共通認識を確保する。

⑥ 高齢者、障害者等の意見の反映及び基本構想の作成等の提案

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

生活関連施設を利用する高齢者、障害者等を始め関係者の参画により、関係者の意見が基本構想に十分に反映されるよう努める。このため、基本構想の作成に当たっては、法第二十六条に規定する協議会（以下「基本構想協議会」という。）を積極的に活用し、高齢者、障害者等の参画を得ることが求められる。この際、既に同条第二項各号に掲げる構成員からなる協議体制度を運用している場合、又は、他の法令に基づいて同項各号に掲げる構成員からなる協議体制度を運用しようとする場合は、当該協議体制度を基本構想協議会と位置付けることも可能である。なお、意見を求めるべき障害者には、視覚障害、聴覚障害、内部障害等の身体障害者のみならず、知的障害者、精神障害者及び発達障害者も含まれることに留意する必要がある。

また、法第二十七条に規定する基本構想の作成等に係る提案制度が積極的に活用されるよう環境の整備に努めるとともに、当該提案を受けた際には、基本構想の作成等の必要性を判断する機会と捉え、基本構想の作成等について積極的な検討を行うことが求められる。なお、提案を受け検討した結果、基本構想の作成等を行わない場合でも、地域のニーズに対して必要な説明責任を果たすため、同条第二項に基づきその理由を公表する必要がある。

⑦ 都道府県による市町村に対する援助

都道府県は、市町村による基本構想の作成を促進するため、市町村の境界を越えた面的バリアフリー化の調整の仲介等や、他の市町村の作成事例等の提供を行うなど、広域的な見地から支援することが重要である。

⑧ 段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）

移動等円滑化の内容については、基本構想作成に係る事前の検討段階から事後の評価の段階に至るまで、高齢者、障害者等の利用者及び住民が積極的に参加し、この参加プロセスを経て得られた知見を共有化し、スパイラルアップを図ることが重要である。

そのため、市町村は、基本構想が作成された後も、おおむね5年ごとに、施設を利用する高齢者、障害者等の利用の状況並びに重点整備地区における移動等円滑化のための施設及び車両等の整備状況等を把握するとともに、基本構想協議会の積極的な活用等により基本構想に基づき実施された事業の成果について評価を行い、それに基づき、必要があると認めるときは、基本構想の見直し及び新たな基本構想の作成を行うことが重要である。

また、法附則第二条第二号の規定による廃止前の高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）第六条第一項の規定により作成された基本構想についても、同様に見直しを行うことが重要であることに留意する必要がある。

⑨ バリアフリーマップ等の作成

移動等円滑化を図るために、高齢者、障害者等が利用可能な施設や経路を選択できるよう、これらの施設や経路が所在する場所を示したバリアフリーマップ等を作成することが効果的である。このため、市町村は積極的に施設等のバリアフリー情報を収集の上、バリアフリーマップ等を作成し、一元的に提供することが重要である。

また、公共交通事業者等及び道路管理者は、市町村の求めに応じて必要な情報を当該市町村に提供しなければならないこととされており、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等は、市町村の求めに応じて必要な情報を当該市町村に提供するよう努めなければならないとされているところである。なお、市町村は、施設設置管理者に求める情報提供の内容を定めるに当たっては、基本構想協議会を活用するなどにより障害者、高齢者等及び施設設置管理者等の意見を十分に反映するよう努めるとともに、施設設置管理者に過度な負担が生じないよう配慮しつつ、高齢者、障害者等にとって必要な情報が得られるよう留意することが必要である。

⑩ 移動等円滑化に関する住民その他の関係者の理解の増進及び協力の確保

移動等円滑化を図るために、単に施設や経路のハード整備のみならず、五に詳述する「心のバリアフリー」などのソフト対策についても一体的に実施することが効果的であることから、基本構想を定める上では、教育啓発特定事業の活用を含めた移動等円滑化に関する住民その他の関係者の理解の増進及び協力の確保を図ることが重要である。

2 重点整備地区の位置及び区域に関する基本的な事項

(1) 重点整備地区の要件

法では、市町村は、法第二条第二十四号イからハまでに掲げる要件に該当するものを、移動等円滑化に係る事業を重点的かつ一体的に推進すべき重点整備地区として設定するよう努めることとされている。また、重点整備地区の区域を定めるに当たっては、次に掲げる要件に照らし、市町村がそれぞれの地域の実情に応じて行うことが必要である。

- ① 「生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。」（法第二条第二十四号イ）

生活関連施設に該当する施設としては、相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等多岐にわたる施設が想定されるが、具体的にどの施設を含めるかは施設の利用の状況等地域の実情を勘案して選定することが必要である。

また、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区とは、生活関連施設が徒步圏内に集積している地区をいい、原則として、生活関連施設がおおむね三以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒步で行われる地区であると見込まれることが必要である。

なお、重点整備地区を設定する際の要件として、特定旅客施設が所在することは必ずしも必須とはならないが、連続的な移動に係る移動等円滑化の確保の重要性に鑑み、特定旅客施設を含む重点整備地区を設定することが引き続き特に求められること、及び特定旅客施設の所在地を含む重点整備地区を設定する場合には、法第二十五条第三項の規定に基づき当該特定旅客施設を生活関連施設として定めなければならないとされていることに留意する必要がある。

- ② 「生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。」（法第二条第二十四号ロ）

重点整備地区は、重点的かつ一体的に移動等円滑化のための事業を実施する必要がある地区であることが必要である。

このため、高齢者、障害者等の徒歩若しくは車椅子による移動又は施設の利用の状況、土地利用及び諸機能の集積の実態並びに将来の方向性、想定される事業の実施範囲、実現可能性等の観点から総合的に判断して、当該地区における移動等円滑化のための事業に一体性があり、当該事業の実施が特に必要であると認められることが必要である。

- ③ 「当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。」（法第二条第二十四号ハ）

高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能など都市が有する様々な機能の増進を図る上で、移動等円滑化のための事業が重点的に、かつ、各事業の整合性を確保して実施されることについて、実現可能性及び集中的かつ効果的な事業実施の可能性等の観点から判断して、有効かつ適切であると認められることが必要である。

(2) 留意事項

市町村は、重点整備地区を定めるに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

① 重点整備地区の数

市町村内に特定旅客施設が複数ある場合等、生活関連施設の集積の在り方によっては、複数の重点整備地区を設定することも可能であるが、当該生活関連施設相互間の距離、移動の状況等地域の実情から適当と判断される場合には、一つの重点整備地区として設定することも可能である。

② 複数の市町村及び都道府県の協力

生活関連施設の利用者が複数の市町村にまたがって移動しており、重点整備地区的範囲が複数の市町村にまたがる場合など、当該市町村が利用者の移動の実態に鑑み適当であると認めるときは、共同して基本構想を作成し、一体的に推進していくことが重要である。

また、これらの施設が大規模であり、利用者が広域にわたり、かつ、関係者間の調整が複雑となる

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

ような場合には、協議会への参加を求める等により都道府県の適切な助言及び協力を求めることが重要である。

③ 重点整備地区の境界

重点整備地区の境界は、可能な限り市町村の区域内の町境・字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示して定めることが必要である。

3 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項

重点整備地区において長期的に実現されるべき移動等円滑化の姿を明らかとする観点から、生活関連施設、生活関連経路等については次に掲げるとおり記載することが望ましい。

(1) 生活関連施設

生活関連施設を選定するに当たっては、2(1)に留意するほか、既に移動等円滑化されている施設については、当該施設内の経路について、生活関連経路として移動等円滑化を図る場合等、一体的な移動等円滑化を図る上で対象と位置付けることが必要な施設につき記載するものとする。また、当面移動等円滑化のための事業を実施する見込みがない施設については、当該施設相互間の経路について、生活関連経路として移動等円滑化を図る場合等、一体的な移動等円滑化を図る上で対象と位置付けることが必要な施設につき、生活関連施設として、長期的展望を示す上で必要な範囲で記載することにも配慮する。

(2) 生活関連経路

生活関連経路についても(1)同様、既に移動等円滑化されている経路については、一体的な移動等円滑化を図る上で対象として位置付けることが必要な経路につき記載するものとする。その際、地域の実情に応じて、二以上の特定旅客施設等を相互に接続する道路で高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものについて、一以上の経路を指定し、また、利用者ニーズに応じた経路選択ができるよう、幹線道路周辺の生活道路についても指定することが望ましい。また、当面移動等円滑化のための事業実施の見込みがない経路については、長期的展望を示す上で必要な範囲で記載することにも配慮する。

(3) 移動等円滑化に関する事項

基本構想の対象となる施設及び車両等において実施される移動等円滑化の内容について記載するものとする。当面具体的な事業実施に見込みがないものについては、事業実施の見込みが明らかになった段階で記載内容を追加又は変更する等基本構想を見直し、移動等円滑化の促進を図るものとする。

4 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する基本的な事項

(1) 特定事業

特定事業としては、公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業及び教育啓発特定事業があり、各々の事業の特性を踏まえ、必要となる事業について基本構想に記載するものとする。

なお、法第二十五条第二項第三号括弧書に規定されているとおり、旅客施設の所在地を含まない重点整備地区にあっては、当該重点整備地区と同一の市町村の区域内に所在する特定旅客施設との間の円滑な移動を確保するために、当該特定旅客施設の移動等円滑化を図る事業及び当該重点整備地区と当該特定旅客施設を結ぶ特定車両の移動等円滑化を図る事業についても、公共交通特定事業として記載することが可能である。

また、教育啓発特定事業については、重点整備地区の移動等円滑化に資する取組であれば、重点整備地区外で行うものや、生活関連施設の職員や通勤者等重点整備地区の住民以外の者を対象としたものを記載することが可能である。さらに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第一号の規定に基づき市町村が実施する地域生活支援事業（理解促進研修・啓発事業）と連携して行うことが可能である。

一般的には、建築物特定事業の対象となり得る生活関連施設である建築物が多数存在することから、基本構想作成時の協議及び事業実施を確実かつ円滑に行うためには、対象となる生活関連施設の

規模及び利用状況等、他の特定事業との関連等について、当該地域の実情に照らして判断し、必要性等の高いものから基本構想に順次位置付けていくことが望ましい。

また、事業の着手予定期間、実施予定期間について可能な限り具体的かつ明確に記載することとし、当面事業の実施の見込みがない場合にあっては、事業の具体化に向けた検討の方向性等について記載し、事業が具体化した段階で、基本構想を適宜変更して事業の内容について記載を追加するものとする。

(2) その他の事業

その他の事業としては、特定旅客施設以外の旅客施設、生活関連経路を構成する駅前広場、通路等（河川施設、港湾施設、下水道施設等が生活関連経路を構成する場合にあっては、これらの施設を含む。）の整備があり、おおむねの事業内容を基本構想に記載するものとする。

(3) 留意事項

市町村は、基本構想を作成しようとするときは、これに定めようとする特定事業その他の事業に関する事項について、関係する施設設置管理者、都道府県公安委員会及び学校（学校については、教育啓発特定事業のうち法第二条第三十二号イに掲げる事業を定めようとする場合に限る。）等と十分に事前に協議することが必要であり、事業の記載に当たっては、高齢者、障害者等の移動又は施設の利用の状況、都市計画及び市町村マスターplanの位置付け、事業を実施することとなる者の意向等を踏まえることが重要である。

また、特定事業を記載するに当たっては、事業を実施することとなる者の意向等を踏まえること並びに関連する特定事業間の連携及び調整を図ることが必要不可欠であることから、協議会制度を有効に活用し、基本構想の作成及び事業実施の円滑化を図ることが求められる。なお、協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならないこととされていることに留意する必要がある。

特定事業その他の事業については、合理的かつ効率的な施設及び車両等の整備及び管理を行うことを念頭に、生活関連施設及び生活関連経路の利用者、利用状況及び移動手段並びに生活関連経路周辺の道路交通環境及び居住環境を勘案して記載することが必要である。この際、特定事業その他の事業の実施に当たっては、交通の安全及び円滑の確保並びに生活環境の保全についても配慮する必要があることに留意する必要がある。

また、交通安全特定事業のうち違法駐車行為の防止のための事業に関しては、歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上等の自動二輪車等の違法駐車、横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車等、移動等円滑化を特に阻害する違法駐車行為の防止に資する事業が重点的に推進されるとの内容が基本構想に反映されるよう留意する必要がある。

5 4に規定する事業と併せて実施する土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する基本的な事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

(1) 土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関する基本的な事項

重点整備地区における重点的かつ一体的な移動等円滑化を図るために実施される4に規定する事業を実施する場合、重点整備地区における市街地の状況並びに生活関連施設及び生活関連経路の配置の状況によっては、これらの事業を単独で行うのではなく、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業と併せて行うことが効果的な場合がある。

① 具体的事業の内容

4に規定する事業と併せて行う事業の選択に当たっては、高齢者、障害者等の移動又は施設の利用の状況、都市計画及び市町村マスターplanの位置付け等を踏まえて判断することが重要である。

② 記載事項

基本構想には、事業の種類、おおむねの位置又は区域等をそれぞれ記載するものとする。

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

なお、土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例を活用し、土地区画整理事業と併せて生活関連施設又は一般交通用施設（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第五項に規定する公共施設を除く。）であって基本構想において定められた施設を整備しようとする場合には、それぞれの施設の主な用途、おおむねの位置等についても記載する必要がある。

（2）自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する基本的な事項

移動等円滑化の妨げとなっている自転車その他の車両の放置及び違法駐車を防止するための抜本的な施策として、駐輪場等自転車その他の車両の駐車のための施設を特定事業その他の事業と一緒に整備することは極めて有効であることから、具体的な位置等これらの整備に関するおおむねの内容を記載するほか、その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項について記載することとする。

（3）その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

① 推進体制の整備

基本構想に位置付けられた各種の事業を円滑かつ効果的に実施していくためには、基本構想の作成段階又は基本構想に基づく各種の事業の準備段階から、関係者が十分な情報交換を行いつつ連携を図ることが必要であり、協議会を有効に活用することが求められる。

② 事業推進上の留意点

イ 地域特性等の尊重及び創意工夫

各種の事業の実施に当たっては、事業効果を高めるため、地域特性等を尊重して、様々な創意工夫に努めることが重要である。

ロ 積雪及び凍結に対する配慮

積雪及び凍結により移動の利便性及び安全性が損なわれる可能性がある場合は、積雪時及び路面凍結時の安全かつ円滑な移動のための除雪その他の措置を講ずるよう努めることが必要である。

ハ 特定事業に関する公的な支援措置の内容

基本構想に即して特定事業を円滑に実施するため公的な支援措置が講じられる場合には、その内容を明確にすることが重要である。

ニ 基本構想に即した特定事業計画の作成上の留意事項

施設設置管理者及び都道府県公安委員会が基本構想に即して特定事業計画を作成するに当たっては、早期作成の重要性を十分認識するとともに、協議会を活用することによって当事者である高齢者、障害者等を始め関係者の参画を図ること等により、関係者の意見が特定事業計画に十分に反映されるよう努めることが重要である。特に、教育啓発特定事業のうち第二条第三十二号イに掲げる事業に係る特定事業計画を作成する際は、計画作成段階で学校の意見を十分に聴くことが円滑かつ確実な事業の実施のために重要である。

ホ 基本構想作成後の特定事業その他の事業の実施状況の把握等

基本構想作成後、特定事業その他の事業が早期に、かつ、当該基本構想で明記された目標に沿って順調に進展するよう、市町村は、事業の実施状況の把握、これに係る情報提供、協議会の活用等による事業を実施すべき者との連絡調整の適切な実施等事業の進展に努めることが必要である。

ヘ 高齢者、障害者等への適切な情報提供

施設設置管理者及び都道府県公安委員会は、高齢者、障害者等に対して、重点整備地区における移動等円滑化のために必要な情報を適切に提供するよう努めることが重要である。

③ その他基本構想の作成及び事業の実施に当たっての留意事項

基本構想は、市町村の発意及び主体性に基づき自由な発想で作成されるものであるので、この基本方針の四に定めのない事項についても基本構想に記載することが望ましい。

五 移動等円滑化の促進に関する国民の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関する国民の協力の確保に関する基本的な事項

1 「心のバリアフリー」の定義及び取組に当たっての留意事項

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

移動等円滑化を実現するためには、施設及び車両等の整備のみならず、国民の高齢者、障害者等の移動等円滑化に関する理解及び協力、いわゆる「心のバリアフリー」が不可欠である。「心のバリアフリー」とは、ユニバーサルデザイン2020行動計画（平成二十九年二月ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）に記載のとおり、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことを意味し、当該行動計画においては次に掲げる三点が「心のバリアフリー」を体現するためのポイントとして示されている。

- ① 障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- ② 障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- ③ 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

移動等円滑化に関する「心のバリアフリー」の取組についても、これらのポイントを踏まえて推進することが必要である。

2 移動等円滑化に関する「心のバリアフリー」の取組の推進に当たっての関係者の基本的な役割

(1) 国の役割

「心のバリアフリー」を推進するためには、障害の有無にかかわらず参加者全員がバリアフリーを考える参加型イベントが効果的であることを踏まえ、国は広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する関係者の連携及び国民の理解を深めるとともに、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要となる支援、高齢者、障害者等の高齢者障害者等用施設等の円滑な利用を確保する上で必要となる適正な配慮その他の移動等円滑化の実施に関する国民の協力を求めるよう努める。なお、法にいう「高齢者、障害者等」には、高齢者、全ての障害者（身体障害者のみならず知的障害者、精神障害者及び発達障害者を含む。）及び妊産婦等、日常生活又は社会生活において身体の機能上の制限を受ける者は全て含まれることについても、改めて周知を行う。

(2) 地方公共団体の役割

地方公共団体においては、国の取組に準じ、広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて住民の「心のバリアフリー」の推進に努める。

とりわけ、市町村においては、基本構想に教育啓発特定事業を位置付けることを通じ、関係者を巻き込みながら「心のバリアフリー」の取組を計画的に進めていくことが望ましい。

(3) 施設設置管理者その他高齢者、障害者等が日常生活及び社会生活において利用する施設を設置又は管理する者の役割

施設設置管理者その他高齢者、障害者等が日常生活及び社会生活において利用する施設を設置又は管理する者は、継続的な教育訓練を通じ、職員等に対し、高齢者、障害者等と適切なコミュニケーションを取りながら積極的に声かけや支援を行うよう促す。さらに、職員等関係者のみならず、施設の一般の利用者が、困っている高齢者、障害者等を手助けすることや、車両の優先席、車椅子使用者用駐車施設等の利用について配慮することが、高齢者、障害者等の移動等円滑化に重要であることに鑑み、一般の利用者の「心のバリアフリー」を推進するための広報活動及び啓発活動等を行うよう努めることが望ましい。

(4) 国民の役割

① 基本的な役割

国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性並びにそのために高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を実現することの必要性について理解を深めるよう努めなければならない。その際、外見上分かりづらい聴覚障害、内部障害、精神障害、発達障害など、障害には多様な特性があることに留意する必要がある。

また、視覚障害者誘導用ブロック上への駐輪、車椅子使用者用駐車施設への駐車等により高齢者、障害者等の施設の利用等を妨げないことのみならず、鉄道駅の利用に当たり、必要に応じ高齢

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

者、障害者等を手助けすること等、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要となる支援その他のこれらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保することに積極的に協力することが求められる。

加えて、「心のバリアフリー」の実践に資するため、積極的に国、地方公共団体等が行う啓発活動等に参加することが望ましい。

② 高齢者障害者等用施設等の適正な利用

①に加え、法第二条第四号に規定する高齢者障害者等用施設等については、次に掲げる適正な利用に係る基本的な考え方即し、高齢者、障害者等の円滑な利用が確保されるよう適正に配慮することが重要である。なお、法にいう「高齢者、障害者等」には、高齢者、全ての障害者（身体障害者のみならず知的障害者、精神障害者及び発達障害者を含む。）及び妊産婦等、日常生活又は社会生活において身体の機能上の制限を受ける者は全て含まれる。

イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号。以下「規則」という。）第一条第一号に規定する便所又は便房が設置された施設又は車両等の利用者（高齢者、障害者等及び乳幼児を同伴する者を除く。）は、近傍の一般の便所又は便房の利用が困難な場合その他のやむを得ない場合を除き、可能な限り同号に規定する便所又は便房の利用を控え、又は高齢者、障害者等に譲る等、適正な配慮をするよう努めなければならない。

ロ 規則第一条第二号に規定する駐車施設又は停車施設が設置された施設の利用者（車椅子使用者その他の障害者等を除く。）は、当該駐車施設又は停車施設の利用について施設設置管理者の承諾を得ている場合を除き、当該駐車施設又は停車施設の利用を控え、又は車椅子使用者その他の障害者に譲る等、適正な配慮をするよう努めなければならない。

ハ 規則第一条第三号に規定するエレベーターが設置された旅客施設又は旅客特定車両停留施設の利用者（高齢者、障害者等及び乳幼児を同伴する者を除く。）は、体調不良その他のやむを得ない場合を除き、高齢者、障害者等に当該エレベーターの利用を譲る等、適正な配慮をするよう努めなければならない。

ニ 規則第一条第四号に規定する車椅子スペースが設置された車両等の利用者（車椅子使用者及びベビーカーを使用する者を除く。）は、車椅子使用者に当該車椅子スペースの利用を譲る等、適正な配慮をするよう努めなければならない。

ホ 規則第一条第五号に規定する優先席又は基準適合客席が設置された旅客施設、旅客特定車両停留施設又は車両等の利用者（高齢者、障害者等及び乳幼児を同伴する者を除く。）は、体調不良その他のやむを得ない場合を除き、高齢者、障害者等に当該優先席又は基準適合客席の利用を譲る等、適正な配慮をするよう努めなければならない。

六 移動等円滑化に関する情報提供に関する基本的な事項

1 移動等円滑化に関する情報提供の重要性

高齢者、障害者等の移動及び施設の利用に当たって、高齢者、障害者等が自らの障害特性に応じて、移動に係る経路若しくは手段又は利用可能な施設を選択するためには、移動等円滑化に関する情報の取得が不可欠である。また、災害等の緊急時において、公共交通機関や施設等を利用している高齢者、障害者等の安全を確保するためには、避難等に係る必要な情報が迅速かつ確実に提供されるよう、情報提供に関する環境を整備する必要がある。

法は、施設設置管理者に対する情報提供の努力義務や市町村によるバリアフリーマップの作成等、各種の情報提供に関する措置を規定しているが、情報提供に当たっては、このような移動等円滑化に関する情報の重要性を十分に理解した上で、取り組むことが必要である。さらに、国においても、施設設置管理者等による移動等円滑化のための事業の実施状況に関する情報が確実に収集され、利用しやすいよう加工された上で、利用者に提供されるような環境の確保に努めることとする。

2 観光施設に係る移動等円滑化に関する情報提供

生活の本拠の周辺地域以外の場所における移動等円滑化が高齢者、障害者等の自立した日常生活及び

社会生活を確保する上で重要な役割を果たすことに鑑み、高齢者、障害者等が日常生活でなじみのない施設を利用しようとする際に、事前にハード・ソフト両面のバリアフリー情報を適確に把握できる環境を整備する必要がある。

このため、国は、宿泊施設、飲食店その他の観光施設について、高齢者、障害者等が円滑に利用するために必要な用具の備付け、バリアフリー情報の提供その他の必要な措置を講じている施設を認定する仕組みを整備する。また、認定を受けた施設について、認定を受けた旨を外形上わかりやすく表示させることを可能とともに、民間のノウハウやネットワークも活用しながら、バリアフリー情報が高齢者、障害者等のもとによりわかりやすい形で提供されるよう十分配慮する。

七 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項

1 国の責務及び講すべき措置

(1) 国の責務（スパイラルアップ）

国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講すべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、関係行政機関及びこれらの者で構成する会議における定期的な評価その他これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めることにより、スパイラルアップを図るものとする。

(2) 国の講すべき措置（地方公共団体に対する助言・指導、設備投資等に対する支援及び研究開発等）

国は、全国の地方公共団体における移動等円滑化に係る取組の知見や、バリアフリー教室の開催等の経験を活用し、移動等円滑化促進方針や基本構想について障害当事者や施設設置管理者等と調整しながら作成を進める手法や、法第五条に基づき国の施策に準じて移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるためのノウハウ等について、地方公共団体に対して助言・指導を行うなど必要な援助を行う。

また、施設設置管理者等による移動等円滑化のための措置を促進するため、設備投資等に対する必要な支援措置を講ずる。

さらに、国は、移動等円滑化を目的とした施設及び車両等に係る新たな設備等（情報を提供する手法に係るものを含む。以下同じ。）の実用化及び標準化、既存の設備等の利便性及び安全性の向上、新たな設備等の導入に係るコストの低減化等のための調査及び情報通信技術等の研究開発の促進を図るとともに、それらの成果が幅広く活用されるよう、施設設置管理者等に提供するほか、地方公共団体による移動等円滑化のための施設の整備に対する主体的な取組を尊重しつつ、地方公共団体が選択可能な各種支援措置の整備を行う。

なお、道路の移動等円滑化に関しては、国が、二以上の特定旅客施設等を相互に接続する道路で高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものについて、一以上の経路を特定道路に指定するものとする。また、建築物の移動等円滑化に関しては、国は、地方公共団体が、条例を定めることにより、義務付け対象となる用途の追加及び規模の引き下げ並びに基準の強化を行っている状況について、地方公共団体に対して情報提供するものとする。

2 地方公共団体の責務及び講すべき措置

地方公共団体は、地域住民の福祉の増進を図る観点から、国の施策に準じ、1に掲げる責務を果たすとともに、措置を講ずることが必要である。特に、地域の実情に即して、移動等円滑化のための事業に対する支援措置、移動等円滑化に関する地域住民の理解を深めるための広報活動等移動等円滑化を促進するために必要な措置を総合的かつ計画的に講ずるよう努めるとともに、移動等円滑化促進方針協議会を活用すること等により移動等円滑化の進展の状況等の定期的な評価を行うよう努めが必要である。

なお、建築物の移動等円滑化に関しては、地方公共団体が所要の事項を条例に定めることにより、対象区域を設定して義務付け対象となる用途の追加及び規模の引き下げ並びに基準の強化をすることで地

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

域の実情に応じた建築物の移動等円滑化を図ることが可能な仕組みとなっているので、積極的な活用に努めることが必要である。また、建築物の部分のうち駅等に設けられる一定の要件を満たす通路等については、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十二条第十四項第一号の規定による容積率制限の特例を受けることが可能であるので、同法に規定する特定行政庁は、当該規定の適切な運用に努めることが重要である。

3 施設設置管理者以外の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置又は管理する者の責務

高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を実現するために、地下街、自由通路、駅前広場その他の高齢者、障害者等が日常生活及び社会生活において移動手段として利用し得る施設を設置し、又は管理する者においても、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めることが必要である

附 則（略）

2.7 建築物に関する告示

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十四条の規定に基づく国土交通大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百八十一号
改正 令和六年十一月二十一日
国土交通省告示第千二百九十七号

第一 特定建築物にあっては、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（第三において「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）に適合すること。

第二 特定建築物以外の建築物にあっては、建築物特定施設（高齢者、障害者等の利用上支障がない部分を除く。）が次に掲げる基準に適合すること。

一 出入口は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ハ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

二 廊下その他これに類するものは、次に掲げるものであること。

イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

ロ 幅は、住宅の用途に供する部分に設けるものにあっては八十五センチメートル（柱等の箇所にあっては八十センチメートル）以上、住宅の用途に供する部分以外の部分に設けるものにあっては九十センチメートル以上とすること。

ハ 段を設ける場合においては、当該段は、次号に定める構造に準じたものとすること。

ニ 第一号に定める構造の出入口に接する部分は、水平とすること。

三 階段は、次に掲げるものであること。

イ 手すりを設けること。

ロ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

四 便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所を一以上設けること。

イ 腰掛便座及び手すりの設けられた便房があること。

ロ イに掲げる便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。

ハ イに掲げる便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とすること。

五 敷地内の通路は、次に掲げるものであること。

イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

ロ 直接地上へ通ずる第一号に定める構造の出入口から道又は公園、広場その他の空地に至る敷地内の通路のうち、一以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。

（1） 幅は、九十センチメートル以上とすること。

（2） 段を設ける場合においては、当該段は、第三号に定める構造に準じたものとすること。

第三 特定建築物（建築物移動等円滑化誘導基準に適合するものを除く。）又は特定建築物以外の建築物

（第二各号に掲げる基準に適合するものを除く。）にあっては、車椅子使用者が到達することができる車椅子使用者用便房を設けること。

附 則

1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

- 2 平成十五年国土交通省告示第二百七十五号は、廃止する。

附 則（令和六年十一月二十一日国土交通省告示第千二百九十七号）

（施行期日）

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日前に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（次項において「法」という。）第二十四条の規定により建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十二条第十四項第一号に規定する建築物とみなされて同項の規定の適用を受けた建築物に係る同項の規定によりされた許可是、この告示の施行の日以後も、なおその効力を有する。

- 3 この告示の施行の日前にされた法第二十四条の規定により建築基準法第五十二条第十四項第一号に規定する建築物とみなされて同項の規定の適用を受けようとする建築物に係る同項の規定による許可の申請であって、この告示の施行の際、まだその許可をするかどうかの処分がされていないものについての当該許可の基準については、なお従前の例による。

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の規定により認定特定建築物が特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定を受けている旨の表示を付することができるものを定める件

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百八十二号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）第十二条第一項第三号の規定に基づき、国土交通大臣が定めるものを次のように定める。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の規定により認定特定建築物が特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定を受けている旨の表示を付することができるものを定める件

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第十二条第一項第三号に規定する国土交通大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 宣伝用物品
- 二 情報を提供するために作成する電磁的記録

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第二百六十八号は、廃止する。

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を視覚障害者に示す方法を定める件

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百八十三号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令第十五条第二項に規定する国土交通大臣が定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 文字等の浮き彫り
- 二 音による案内
- 三 点字及び前二号に類するもの

附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により車椅子使用者用浴室等の構造を定める件

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百八十四号
改正 令和六年十一月二十一日
国土交通省告示第千二百九十七号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令第十条第二項第三号イに規定する車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 一 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。
- 二 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第二百六十七号は、廃止する。

附 則 （令和六年十一月二十一日国土交通省告示第千二百九十七号） 抄
(施行期日)

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百八十五号

最終改正 令和六年十一月二十一日

国土交通省告示第千二百九十七号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）第八条の規定に基づき、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を次のように定める。

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件

第一 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）第八条に規定する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、次に掲げるものとする。

- 一 車椅子に座ったまま使用するエレベーターで、籠の定格速度が十五メートル毎分以下で、かつ、その床面積が二・二五平方メートル以下のものであって、昇降行程が四メートル以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの
- 二 車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に二枚以上の階段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、階段の定格速度を三十メートル毎分以下とし、かつ、二枚以上の階段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの

第二 建築物移動等円滑化誘導基準第八条に規定する車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 一 第一第一号に掲げるエレベーターにあっては、次に掲げるものであること。
 - イ 平成十二年建設省告示第千四百十三号第一第九号に規定するものとすること。
 - ロ 篓の幅は七十センチメートル以上とし、かつ、奥行きは百二十センチメートル以上とすること。
 - ハ 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合にあっては、籠の幅及び奥行きが十分に確保されていること。
- 二 第一第二号に掲げるエスカレーターにあっては、平成十二年建設省告示第千四百十七号第一ただし書に規定するものであること。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第二百六十六号は、廃止する。
附 則（平成二十一年八月四日国土交通省告示第八百五十九号）抄
1 この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。
附 則（令和六年十一月二十一日国土交通省告示第千二百九十七号）抄
(施行期日)
1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により視覚障害者の利用上支障がないエレベーター及び乗降ロビーを定める件

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百八十六号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令第七条第六項ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、エレベーター及び乗降ロビーが主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合とする。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第二百六十五号は、廃止する。

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定によりエレベーターの籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置を視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする方法を定める件

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百八十七号
改正 令和六年十一月二十一日
国土交通省告示第千二百九十七号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）第七条第六項第二号に規定する国土交通大臣が定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 文字等の浮き彫り
- 二 音による案内
- 三 点字及び前二号に類するもの

附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

附 則 （令和六年十一月二十一日国土交通省告示第千二百九十七号） 抄
(施行期日)

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により車椅子使用者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百八十八号
改正 令和六年十一月二十一日
国土交通省告示第千二百九十七号

第一 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）第三条第二項に規定する車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分は、車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分とする。

第二 建築物移動等円滑化誘導基準第五条ただし書に規定する車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、階段が車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずるものである場合とする。

第三 建築物移動等円滑化誘導基準第六条第二項に規定する車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分は、車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路の部分とする。

第四 建築物移動等円滑化誘導基準第十一条第三項に規定する車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分は、車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分とする。

附 則

1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

2 平成十五年国土交通省告示第二百六十四号は、廃止する。

附 則（令和六年十一月二十一日国土交通省告示第千二百九十七号）抄
(施行期日)

1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により視覚障害者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百八十九号
改正 令和六年十一月二十一日
国土交通省告示第千二百九十七号

第一 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）第三条第一項第三号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が次の各号のいずれかに該当するものである場合とする。

- 一 勾配が二十分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- 二 高さが十六センチメートルを超えず、かつ、勾配が十二分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- 三 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるもの

第二 建築物移動等円滑化誘導基準第四条第八号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、段がある部分の上端に近接する踊場の部分が第一第三号に定めるもの又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。

第三 建築物移動等円滑化誘導基準第六条第一項第七号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が第一各号のいずれかに該当するもの又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。

第四 建築物移動等円滑化誘導基準第十六条ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、道等から案内設備までの経路が第一第三号に定めるもの又は建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第二十二条第二項に定める基準に適合するものである場合とする。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第二百六十三号は、廃止する。

附 則（令和六年十一月二十一日国土交通省告示第千二百九十七号）抄
(施行期日)

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により、認定特定建築物等の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものを定める件

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百九十九号

最終改正 令和六年十一月二十一日

国土交通省告示第千二百九十七号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第二十七条に規定する認定特定建築物の建築物特定施設又は認定協定建築物の協定建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定める床面積は、次の各号に掲げる建築物特定施設（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。）第十七条第一項の申請に係る特定建築物（特別特定建築物（令第五条第一号に規定する公立小学校等を除く。以下同じ。）を除く。）にあっては多数の者が利用するもの（当該申請に係る特別特定建築物にあっては不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの）、法第二十二条の二第一項の申請に係る協定建築物にあっては協定建築物特定施設であるものに限る。）ごとに、当該各号に定める数値を超える床面積の合計とする。

一 廊下等

廊下の用途	廊下の部分		他の廊下 (単位 平方メートル)
	両側に居室がある廊下 (単位 平方メートル)	その他の廊下 (単位 平方メートル)	
(一) 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校における児童用又は生徒用のもの	2.30L	1.80L	
(二) 病院における患者用のもの又は三室以下の専用のものを除き居室の床面積の合計が二百平方メートル（地階にあっては、百平方メートル）を超える階におけるもの	1.60L	1.20L	
(三) (一) 及び (二) に掲げる廊下以外のもの	1.20L		

この表において、Lは、廊下等の長さ（単位 メートル）を表すものとする。

二 階段

階段の用途	階段の部分		踊場 (単位 平方メートル)
	段がある部分 (単位 平方メートル)	踊場 (単位 平方メートル)	
(一) 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）における児童用のもの	2.28H	一・六八	
(二) 中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）、高等学校若しくは中等教育学校における生徒用のもの又は物品販売業（物品加工修理業を含む。以下同じ。）を営む店舗で床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの若しくは劇場等における客用のもの	2.03H	一・六八	
(三) 直上階の居室の床面積の合計が二百平方メートルを超える地上階又は居室の床面積の合計が百平方メートルを超える地階若しくは地下工作物内におけるもの	1.44H	一・四四	
(四) (一) から (三) までに掲げる階段以外のもの	0.72H	〇・九〇	

この表において、Hは、階段の高さ（単位 メートル）を表すものとする。

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

三 傾斜路

傾斜路の用途	傾斜路の部分 傾斜がある部分 (単位 平方メートル)	踊場 (単位 平方メートル)
(一) 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校若しくは中等教育学校における児童用若しくは生徒用のもの又は物品販売業を営む店舗で床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの若しくは劇場等における客用のもの	11.20H	一・六八
(二) 直上階の居室の床面積の合計が二百平方メートルを超える地上階又は居室の床面積の合計が百平方メートルを超える地階若しくは地下工作物内におけるもの	9.60H	一・四四
(三) (一) 及び (二) に掲げる傾斜路以外のもの	6.00H	〇・九〇

この表において、Hは、傾斜路の高さ（単位 メートル）を表すものとする。

四 便所（車椅子使用者用便房に係る部分に限る。） 一・〇〇（単位 平方メートル）

五 駐車場（車椅子使用者用駐車施設に係る部分に限る。） 十五・〇〇（単位 平方メートル）

六 劇場等の客席（高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）第九条の二に規定する誘導基準適合車椅子使用者用部分であるものに限る。） 〇・五〇（単位 平方メートル）

附 則

1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

2 平成十五年国土交通省告示第二百六十二号は、廃止する。

附 則（平成二十八年三月二十五日国土交通省告示第五百二十一号）

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月八日国土交通省告示第三百十八号）

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和三年二月二十六日国土交通省告示第百三十三号）

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和三年九月三十日国土交通省告示第千二百九十五号）

この告示は、令和三年十月一日から施行する。

附 則（令和四年三月三十一日国土交通省告示第四百三号）

この告示は、令和四年十月一日から施行する。

附 則（令和六年十一月二十一日国土交通省告示第千二百九十七号） 抄

（施行期日）

1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を視覚障害者に示す方法を定める件

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百九十一号
改正 令和六年十一月二十一日
国土交通省告示第千二百九十七号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第二十一条第二項に規定する国土交通大臣が定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 文字等の浮き彫り
- 二 音による案内
- 三 点字及び前二号に類するもの

附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

附 則 （令和六年十一月二十一日国土交通省告示第千二百九十七号） 抄
(施行期日)

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百九十二号

最終改正 令和六年十一月二十一日

国土交通省告示第千二百九十七号

第一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第十九条第二項第六号に規定する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、次に掲げるものとする。

- 一 車椅子に座ったまま使用するエレベーターで、籠の定格速度が十五メートル毎分以下で、かつ、その床面積が二・二五平方メートル以下のものであって、昇降行程が四メートル以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの
- 二 車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に二枚以上の階段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、階段の定格速度を三十メートル毎分以下とし、かつ、二枚以上の階段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの

第二 令第十九条第二項第六号に規定する車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 一 第一第一号に掲げるエレベーターにあっては、次に掲げるものであること。
 - イ 平成十二年建設省告示第千四百十三号第一第九号に規定するものとすること。
 - ロ 篓の幅は七十センチメートル以上とし、かつ、奥行きは百二十センチメートル以上とすること。
 - ハ 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合にあっては、籠の幅及び奥行きが十分に確保されていること。
- 二 第一第二号に掲げるエスカレーターにあっては、平成十二年建設省告示第千四百十七号第一ただし書に規定するものであること。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第百七十八号は、廃止する。
附 則（平成二年八月四日国土交通省告示第八百五十九号）抄
- 1 この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。
附 則（令和六年十一月二十一日国土交通省告示第千二百九十七号）抄
(施行期日)
 - 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定によりエレベーターの籠内及び乗降口バーに設ける制御装置を視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする方法を定める件

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百九十三号
改正 令和六年十一月二十一日
国土交通省告示第千二百九十七号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十九条第二項第五号リ（2）に規定する国土交通大臣が定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 文字等の浮き彫り
- 二 音による案内
- 三 点字及び前二号に類するもの

附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

附 則 （令和六年十一月二十一日国土交通省告示第千二百九十七号） 抄
(施行期日)

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により視覚障害者の利用上支障がないエレベーター及び乗降ロビーを定める件

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百九十四号
改正 令和六年十一月二十一日
国土交通省告示第千二百九十七号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十九条第二項第五号りただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、エレベーター及び乗降ロビーが主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合とする。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第百七十七号は、廃止する。

附 則 （令和六年十一月二十一日国土交通省告示第千二百九十七号） 抄
(施行期日)

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車椅子使用者用浴室等の構造を定める件

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百九十五号
改正 令和六年一一月二一日
国土交通省告示第一二九七号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第十五条第二項第二号イの規定に基づき、車いす使用者用浴室等の構造を次のように定める。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車椅子使用者用浴室等の構造を定める件

（令六国交告一二九七・改称）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十六条第二項第二号イに規定する車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 一 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。
- 二 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

附 則 （令和六年十一月二十一日国土交通省告示第千二百九十七号） 抄

（施行期日）

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により視覚障害者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百九十七号
改正 令和六年十一月二十一日
国土交通省告示第千二百九十七号

第一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第十一一条第二号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が次の各号のいずれかに該当するものである場合とする。

- 一 勾配が二十分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- 二 高さが十六センチメートルを超えず、かつ、勾配が十二分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- 三 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるもの

第二 令第十二条第五号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、段がある部分の上端に近接する踊場の部分が第一第三号に定めるもの又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。

第三 令第十三条第四号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が第一各号のいずれかに該当するもの又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。

第四 令第二十二条第一項ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、道等から案内設備までの経路が第一第三号に定めるもの又は建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が令第二十二条第二項に定める基準に適合するものである場合とする。

第五 令第二十二条第二項第二号口に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分は、第一第一号若しくは第二号に定めるもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等とする。

附 則

1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

2 平成十五年国土交通省告示第百七十五号は、廃止する。

附 則（令和六年十一月二十一日国土交通省告示第千二百九十七号）抄
(施行期日)

1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合を定める件

令和六年八月六日
国土交通省告示第千七十二号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第十八条第一項ただし書に規定する車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

一 不特定かつ多数の者が利用し、又は主に高齢者、障害者等が利用する駐車場（以下「不特定多数利用駐車場」という。）が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のもの（次号において「不特定多数利用機械式駐車場」という。）であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられている場合

二 不特定多数利用機械式駐車場及び当該不特定多数利用機械式駐車場以外の不特定多数利用駐車場を設ける場合であって、次のイ及びロに掲げる基準に適合する場合

イ 当該不特定多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられていること。

ロ 当該不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数（当該不特定多数利用機械式駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の総数）及び当該不特定多数利用駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数（当該不特定多数利用駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該不特定多数利用駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数）の合計数が、令第十八条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上であること。

三 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この号において「増築等」という。）を行う場合であって、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を不特定多数利用駐車場に設ける場合

イ 当該増築等に係る部分に不特定多数利用駐車場を設ける場合 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める数

(1) 当該増築等に係る部分に設ける不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数（当該増築等に係る部分に不特定多数利用駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この(1)及び(2)において同じ。）が二百以下の場合 当該駐車施設の数に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

(2) 当該増築等に係る部分に設ける不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超える場合 当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数

ロ 当該増築等に係る部分に不特定多数利用駐車場を設けない場合 一

附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百二十一号）の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車椅子使用者用部分の基準を定める件

令和六年八月六日

国土交通省告示第千七十三号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十五条第一項に規定する車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 幅は、九十センチメートル以上とすること。
- 二 奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。
- 三 床は、平らとすること。

附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百二十一号）の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により不特定かつ多数の者等が利用する便所の配置の基準等を定める件

令和六年八月六日

国土交通省告示第千七十四号

第一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第十四条第一項に規定する国土交通大臣が定める配置の基準は、同項の便所（以下「不特定多数利用便所」という。）を特定の階に偏ることなく設けることその他の不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等（令第五条第一号に規定する公立小学校等及び法第十四条第三項の条例で定める特定建築物にあっては、多数の者。以下「不特定多数の者等」という。）が不特定多数利用便所を利用する上で支障がない位置に設けることとする。

第二 令第十四条第一項に規定する国土交通大臣が定める階は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、不特定多数利用便所を一以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの
- 二 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定多数の者等の滞在時間が短い階
その他の建築物の管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階

第三 令第十四条第二項に規定する国土交通大臣が定める数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数とする。ただし、当該数が令第十四条第一項の規定により不特定多数利用便所を設ける階（以下「便所設置階」という。）に設ける不特定多数利用便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあっては、当該不特定多数利用便所の数とする。

- 一 便所設置階の床面積が一万平方メートルを超え、四万平方メートル以下の場合 二
- 二 便所設置階の床面積が四万平方メートルを超える場合 当該床面積に相当する数に二万分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

第四 令第十四条第二項に規定する車椅子使用者が円滑に利用できるものとして国土交通大臣が定める構造は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。
- 二 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

第五 令第十四条第二項ただし書に規定する車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、次の各号のいずれか（公衆便所にあっては、第一号から第三号までのいずれか）に該当するものとする。

- 一 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を一以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合
- 二 令第十四条第二項本文の規定により便所設置階の不特定多数利用便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の不特定多数利用便所に設ける場合
- 三 次のイ又はロに掲げる便所設置階の区分に応じ、当該イ又はロに定める場合
 - イ 男子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち一以上（当該便所設置階の床面積が一万平方メートルを超える場合にあっては、第三各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける場合
 - ロ 女子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち一以上（当該便所設置階の床面積が一万平方メートルを超える場合にあっては、第三各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける場合

- 四 床面積が千平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が千平方メートル未満の階の床面積の合計に千分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）（千平方メートル未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける不特定多数利用便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数）に令第十四条第二

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

項本文の規定により床面積が千平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数（第一号に規定する施設が同号に規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）の数を差し引いた数）以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用の不特定多数利用便所及び女子用の不特定多数利用便所を設ける際に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設ける場合

附 則 (施行期日)

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百二十一号）の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。
(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者用便房の構造を定める件の廃止)
- 2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者用便房の構造を定める件（平成十八年国土交通省告示第千四百九十六号）は、廃止する。

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により車椅子使用者が車椅子使用者用便房を円滑に利用することができる場合を定める件

令和六年十一月二十一日
国土交通省告示第千二百九十四号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令第九条第一項第一号ただし書に規定する車椅子使用者が車椅子使用者用便房を円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める場合は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 車椅子使用者用便房を一以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上）設ける便所が多数の者が利用する便所に近接する位置にある場合

二 次のイ又はロに掲げる多数の者が利用する便所の区分に応じ、当該イ又はロに定める場合

イ 男子用の便房のみを設ける多数の者が利用する便所 当該多数の者が利用する便所内に男子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける場合又は男子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける便所が当該多数の者が利用する便所に近接する位置にある場合

ロ 女子用の便房のみを設ける多数の者が利用する便所 当該多数の者が利用する便所内に女子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける場合又は女子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける便所が当該多数の者が利用する便所に近接する位置にある場合

附 則

この告示は、令和七年六月一日から施行する。

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により誘導基準適合車椅子使用者用部分の基準を定める件

令和六年十一月二十一日

国土交通省告示第千二百九十五号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令第九条の二第一項に規定する車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 幅は、九十センチメートル以上とすること。
- 二 奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。
- 三 床は、平らとすること。
- 四 車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造とすること。
- 五 同伴者用の座席又はスペースを当該誘導基準適合車椅子使用者用部分に隣接して設けること。

附 則

この告示は、令和七年六月一日から施行する。

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合を定める件

令和六年十一月二十一日

国土交通省告示第千二百九十六号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令第十二条ただし書に規定する車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 多数の者が利用する駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のもの（次号において「多数利用機械式駐車場」という。）であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられている場合

二 多数利用機械式駐車場及び当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場を設ける場合であって、次のイ及びロに掲げる基準に適合する場合

イ 当該多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられていること。

ロ 当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数（当該多数利用機械式駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の総数。以下このロにおいて同じ。）及び当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数（当該駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数）の合計数が、当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数及び当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数）の合計数に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上であること。

附 則

この告示は、令和七年六月一日から施行する。

便所、劇場等の客席、駐車場に係る バリアフリー基準の見直しについて



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

目次

- 便所に係る義務基準及び誘導基準の見直し ----- P.2

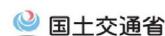
- 劇場等の客席に係る義務基準の創設及び
誘導基準の見直し ----- P.27

- 駐車場に係る義務基準及び誘導基準の見直し -- P.37

便所に係る 義務基準及び誘導基準の見直し



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



【義務基準】便所の設置基準について(政令第14条第1項)

- 不特定多数の者等が利用する便所は、原則、不特定多数の者等が利用する階の数以上を設ける。
- その設置にあたっては、管理運営方法などを勘案し、その利用に支障が生じない位置に設ける。

	ケース1 (標準的な場合)	ケース2 (従業員専用階がある場合)
不特定多数の者等が利用する便所の設置イメージ		
階数	5	5
不特定多数の者等が利用する階の数	5	3
不特定多数の者等が利用する便所の必要設置数	5以上	3以上

「不特定多数の者等」とは

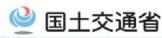
- ・不特定かつ多数の者、又は主として高齢者、障害者等を指す
- ・従業員のみが利用する階（パックヤードのみの階など）は、特定の者が利用する階であるため、「不特定多数の者等が利用する階」には該当しない

「利用に支障が生じない位置」とは

- ・特定の階に偏ることなく設けることにより、利用上の支障は生じにくい
(例えば、特定の階に必要設置数の全ての便所を設ける等の場合は、利用上の支障が生じる場合がある)

3. 便所、劇場等の客席、駐車場に係るバリアフリー基準の見直しについて

【義務基準】不特定多数の者等が利用する階から除外する階(政令第14条第1項)



- 以下の階は、不特定多数の者等が利用する階から除外する。
 - ① 地上階で、**便所を設ける施設**が同一敷地内かつその階の**出入口付近（近接）**にある階
 - ② 不特定多数の者等が利用する部分の**床面積**が著しく小さい階
 - ③ 不特定多数の者等が**滞在する時間が短い階**
 - ④ ②、③のほか、**管理運営上やむを得ない階**

	ケース1 (①の場合)	ケース2 (②③の場合)	ケース3 (④の場合)
不特定多数の者等が利用する便所の設置イメージ	<p>※ 便所を設ける施設に近接する位置に複数ある場合、それが本要件に該当するものとする</p>	<p>※ 商業施設の1階部分で施設の管理運営上設置が困難な階</p>	<p>※ ホテル・旅館等の客室内に便所が設置されている階のみが存在する階など</p>
階数	5	5	5
不特定多数の者等が利用する階の数	5	5	5
除外する階の数	1	2	1
不特定多数の者等が利用する便所の必要設置数	4以上	3以上	4以上

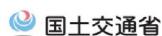
「管理運営上やむを得ない階」の例

…不特定多数の者等が利用する階の数から除外する階

- ・商業施設の1階部分で施設の管理運営上、設置困難な階
- ・ホテル・旅館等の客室内に便所が設置されている階のみが存在する階など

4

便所の箇所数の数え方について(政令第14条第1項、省令第9条第1項)



- 各便所設置階における便所の箇所数は、
 - ① 男子用及び女子用の**区別**を設け、**その両方が**設置される場合、**男子用と女子用の1組**で**1箇所**とする
 - ② 男子用及び女子用の**区別**を設け、**そのいずれか一方のみ**が設置される場合、**当該便所ごとに1箇所**とする
 - ③ 男子用及び女子用の**区別**を設けず、**共用便所として**設置される場合、**当該便所ごとに1箇所**とする

	ケース1 (①②の場合)	ケース2 (①～③の場合)																				
不特定多数の者等が利用する便所の設置イメージ	<p>便所の箇所数</p> <table border="1"> <tr><td>男女一組</td><td>1</td></tr> <tr><td></td><td>2</td></tr> <tr><td></td><td>1</td></tr> <tr><td></td><td>1</td></tr> <tr><td></td><td>1</td></tr> </table>	男女一組	1		2		1		1		1	<p>便所の箇所数</p> <table border="1"> <tr><td>男女一組</td><td>2</td></tr> <tr><td></td><td>2</td></tr> <tr><td></td><td>2</td></tr> <tr><td></td><td>1</td></tr> <tr><td></td><td>1</td></tr> </table>	男女一組	2		2		2		1		1
男女一組	1																					
	2																					
	1																					
	1																					
	1																					
男女一組	2																					
	2																					
	2																					
	1																					
	1																					
不特定多数の者等が利用する便所の箇所数	6 (内訳：①男女 5、②女子 1)	8 (内訳：①男女 1、②男子 3 ③女子 2、④共用 2)																				

同一階で男子用と女子用が離れて設置される場合

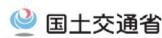
- ・同一階で男子用と女子用が離れて設置されていても、**男子用と女子用の1組**で**1箇所**とする

男子用又は女子用の便所を設ける場合

- ・男女1組に加え、**男子用又は女子用の便所を設ける場合は2箇所**とする
- ・同一階に**男子用又は女子用のいずれか一方の便所のみを複数設ける場合は当該便所ごとに1箇所**とする

5

【義務基準】車椅子使用者用便房の設置基準について(政令第14条第2項)



- 車椅子使用者用便房は、原則、不特定多数の者等が利用する便所を設ける階ごとに1箇所以上を設ける。
- ただし、以下の場合を除く。
 - ① 地上階で、車椅子使用者用便房を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある場合
 - ② 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける場合
 - ③ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が1,000m²未満の階（小規模階）を有する場合
 - ④ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が10,000m²超の階（大規模階）を有する場合

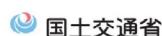
	ケース1 (車椅子使用者用便房の設置イメージ)	ケース2 (便所のない階がある場合)	ケース3 (①の場合)	ケース4 (②の場合)
車椅子使用者用便房の設置イメージ			 (例) サービスエリアなど	
不特定多数の者等が利用する便所設置階数	5	3	2	5
車椅子使用者用便房の必要設置数	5以上	3以上	2以上	5以上

車椅子使用者用便房について男女の区別を設ける場合

- ・男子用、女子用をそれぞれ1箇所以上を設けることが必要
- ・ただし、男子用（又は女子用）の便所のみが設置されている階においては、男子用（又は女子用）の車椅子使用者用便房のみの設置で足りる

6

【義務基準】車椅子使用者用便房の設置基準について(小規模階)



- 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が1,000m²未満の階（小規模階）を有する場合、小規模階の床面積の合計が1,000m²に達する毎に1箇所以上を設ける。
- なお、小規模階における便所設置階の数が面積から算定した箇所数より少ない場合、便所設置階の数とする。

	ケース① (車椅子使用者用便房の設置イメージ)	ケース② (車椅子使用者用便房の設置位置)	ケース③ (車椅子使用者用便房の設置位置)
車椅子使用者用便房の設置イメージ	400～599.8m ² /階 	600～799.8m ² /階 	800～999.8m ² /階
延べ床面積	2,000～2,999m ²	3,000～3,999m ²	4,000～4,999m ²
不特定多数の者等が利用する便所設置階数	5	5	5
車椅子使用者用便房の必要設置数	2以上	3以上	4以上

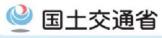
車椅子使用者用便房の設置位置

- ・建築条件に応じた設計の自由度を確保するため、設置位置は任意

7

3. 便所、劇場等の客席、駐車場に係るバリアフリー基準の見直しについて

【義務基準】車椅子使用者用便房の設置基準について(大規模階)



- 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が**10,000m²超の階**（大規模階）を有する場合
 - ① 10,000m²超～40,000m²以下 2箇所以上
 - ② 40,000m²超～ 20,000m²毎に1箇所を追加
- なお、当該階に設ける不特定多数の者等が利用する**便所の箇所数**が**面積から算定した箇所数より少ない場合**、当該**便所の箇所数**とする。

	ケース1	ケース2
車椅子使用者用便房の設置イメージ	30,000m ² /階 	70,000m ² /階
各階の床面積から算定する車椅子使用者用便房の必要設置数	2	4
当該階の不特定多数の者等が利用する便所設置数	2	3
当該階に設ける車椅子使用者用便房の必要設置数	2以上	3以上

8

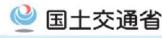
【義務基準】小規模階・大規模階が混在する場合の車椅子使用者用便房の設置イメージ



車椅子使用者用便房の設置イメージ	<p>小規模階</p> <p>大規模階</p>						
	1階	2階	3階	4階	5階	6階	7階
各階の床面積	50,000m ²	30,000m ²	2,000m ²	2,000m ²	700m ²	700m ²	700m ²
床面積から算出される車椅子使用者用便房の必要設置数	3	2	1	1	2		9
計画上の車椅子使用者便房の数	3	2 - 1 = 1	1 + 1 = 2	1 + 1 = 2	2 - 1 = 1		9
2階に必要な2箇所の車椅子使用者用便房のうち1箇所を3階に設ける				5～7階（小規模階）に必要な2箇所の車椅子使用者用便房のうち1箇所を4階に設ける			

9

【義務基準】車椅子使用者用便房の設置基準について(複数棟が立地する場合)

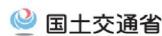


- 同一敷地内に複数棟の建築物が立地する場合、車椅子使用者用便房の必要設置数の算定にあたっては、**これらをまとめて一の建築物として取り扱う。**
- 同一敷地内に床面積が1,000m²に満たない小規模階を有する建築物が複数棟立地する場合は、**全ての建築物の小規模階の床面積の合計**をもとに小規模階における車椅子使用者用便房の必要設置数を算出する。

	ケース1	ケース2	ケース3
建築物のイメージ			
小規模階(1,000m ² 未満)の必要設置数 (小規模階の床面積合計)	2 (300m ² ×8=2,400m ²)	1 (300m ² ×4=1,200m ²)	1 (300m ² ×4=1,200m ²)
大規模階(10,000m ² 超)の必要設置数	-	-	2
小規模階、大規模階以外の必要設置数	-	2	1
車椅子使用者用便房の必要設置数	2	3	4

※ 当該階に設ける不特定多数の者等が利用する便所の箇所数が面積から算定した箇所数より少ない場合は、当該便所の箇所数とする。10

【義務基準】車椅子使用者用便房の設置基準について(複合用途の場合)



- 複合用途の建築物に設ける「不特定多数の者等が使用する便所」については、原則、**各用途ごとに必要設置数を満たす**必要がある。
- ただし、**利用する用途に関わらず当該便所を常時利用できる**ような施設運用を行う場合には、便所は各用途ごとではなく、**共用して設置**することができる。

車椅子使用者用便房の設置イメージ	ケース1 (便所を常時共用する場合)		ケース2 (時間によって共用しない便所がある場合)	
	物販店舗	飲食店	物販店舗	飲食店
用途	物販店舗	飲食店	物販店舗	飲食店
各階床面積	4,000m ² /階	2,000m ² /階	4,000m ² /階	2,000m ² /階
営業時間	10時～21時		9時～21時 (閉店時便所使用不可)	10時～23時 (閉店時便所使用不可)
不特定多数の者等が利用する便所の必要設置数	3以上		3以上	2以上
車椅子使用者用便房の必要設置数	3以上 (設置位置は任意)	9時～10時	3以上	-
10時～21時		3以上		
21時～23時		-	2以上	

11

3. 便所、劇場等の客席、駐車場に係るバリアフリー基準の見直しについて

【義務基準】車椅子使用者用便房の設置基準について(ツインタワーの場合) 国土交通省

- 渡り廊下で連結している建築物の場合、渡り廊下で連結されているフロアについては当該フロア全体の床面積に応じて車椅子使用者用便房の必要設置数を算定する。
- 渡り廊下で連結されていないフロアは、それぞれのフロアの床面積に応じて車椅子使用者用便房の設置数を算定する。

車椅子使用者用便房の設置イメージ	A棟 各階1,500m ²		渡り廊下 2階：300m ²		B棟 各階1,500m ²				合計	
	A棟	B棟	A棟	B棟	A、B棟	A棟	B棟	A棟	B棟	
各階の床面積	1,500m ²	1,500m ²	1,500m ²	1,500m ²	3,300m ²	1,500m ²	1,500m ²	1,500m ²	1,500m ²	
床面積から算出される車椅子使用者用便房の必要設置数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9

12

【義務基準】車椅子使用者用便房に係る移動等円滑化経路について(政令第19条) 国土交通省

- 政令第19条第1項第1号に規定する「道等から利用居室までの移動等円滑化経路」については、地上階又は直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合、地上階～直上階（若しくは直下階）の上下移動に係る部分の移動等円滑化は不要（＝エレベーター等の設置が不要）である。
- 一方で、同項第2号に規定する「利用居室から車椅子使用者用便房までの移動等円滑化経路」については、例外なく上下移動に係る部分の移動等円滑化が必要（＝エレベーター等の設置が必要）である。

	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4	ケース5
車椅子使用者用便房の設置イメージ				<p>2階に設けるべき車椅子使用者用便房を1階に設置</p>	<p>2階が「不特定多数の者等が利用する階から除外する階」に該当</p>
エレベーター等の設置	要	要	要	不要	不要

「移動等円滑化経路」とは

- ・高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路
- ・出入口や廊下等の幅、エレベーター等（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機）の設置等の基準を政令第19条で定める

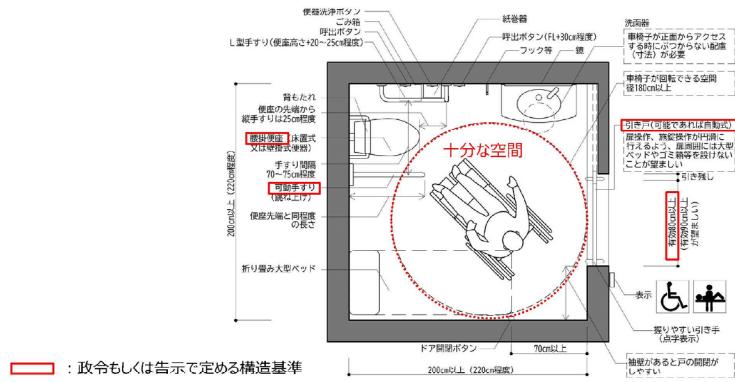
- 居 …利用居室（不特定多数の者等が利用する居室）
- ← …道等～利用居室の移動等円滑化経路
- ← …利用居室～車椅子使用者用便房の移動等円滑化経路
- …エレベーター等の設置が必要な上下移動に係る部分

13

車椅子使用者用便房の設置基準について(政令第14条第2項、省令第9条第1項) 国土交通省

- 車椅子使用者用便房とは、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める以下の構造の便房をいう。
 - ・腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること
 - ・車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること
- 政令19条の移動等円滑化経路に定めるとおり、以下の基準が適用される。
 - ・出入口の幅が80cm以上であること
 - ・出入口の戸が、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であること
 - ・出入口の前後に高低差がないこと

<車椅子使用者用便房の設計例>



14

【義務基準】オストメイト用設備等を有する便房について(政令第14条第3項及び第4項) 国土交通省

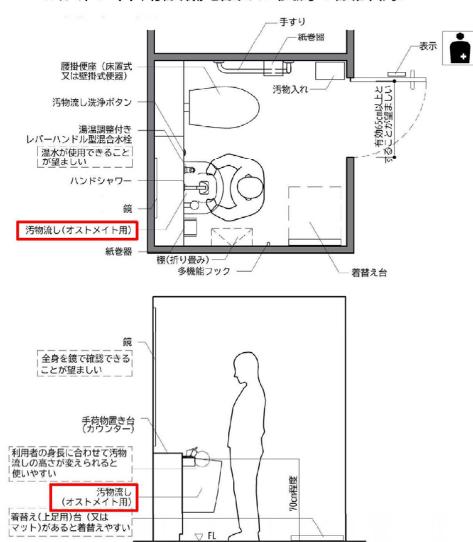
- 便所のうち1箇所以上には、オストメイト用設備（高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具）を設けた便房を1箇所以上設ける。
- 男子用小便器のある便所を設ける場合、床置式小便器等を1箇所以上設ける。

<オストメイト用設備を設けた便房の設計例>

ケース1	
オストメイト用設備を設けた便房の設置イメージ	

■ …オストメイト用設備を設けた便房

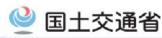
■ 政令で定める構造基準



15

3. 便所、劇場等の客席、駐車場に係るバリアフリー基準の見直しについて

【義務基準】増築等に関する規定の適用範囲について(政令第23条)



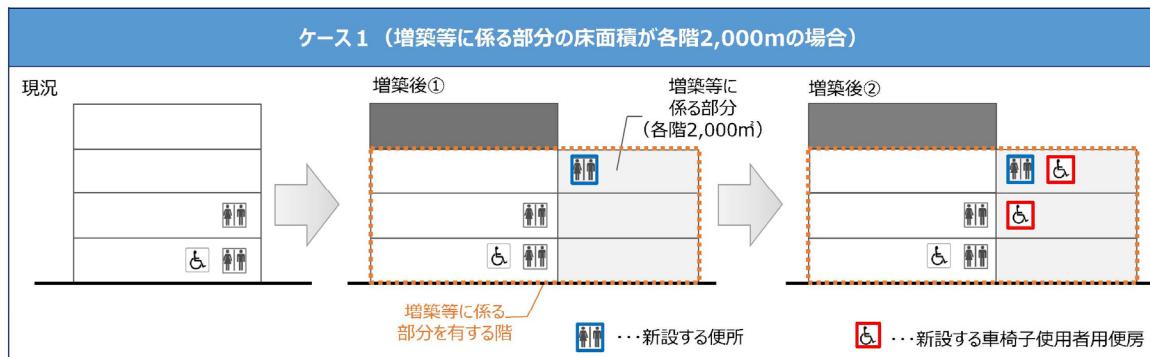
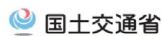
- 増築等をする場合には、以下の規定が適用される。
 - ① 不特定多数の者等が利用する便所は、**増築等に係る部分を有する階の数以上**を設ける。
 - ② 当該階の車椅子使用者用便房※の必要設置数は、**増築等に係る部分の面積及び不特定多数の者等が利用する便所（既存のものを含む）の箇所数**を元に算定する。
 - ③ 既存の便所・車椅子使用者便房がある場合、**既存のものの数と新設するものの数を合算して、必要設置数を満たせばよい**こととする。

※当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設置することも可

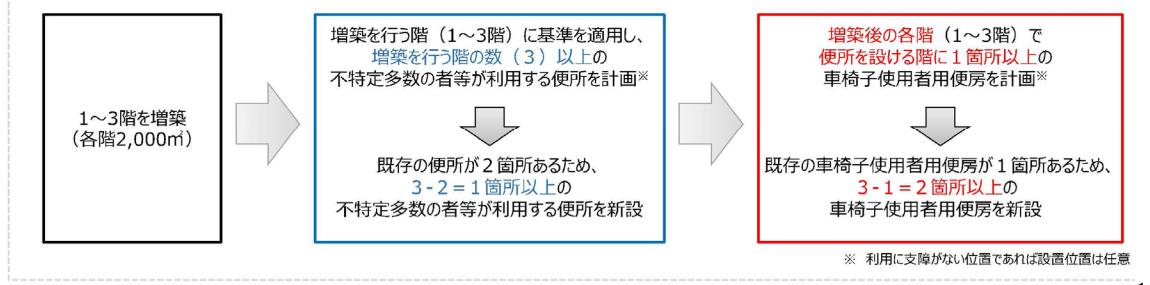
	増築等に係る部分	左記以外の部分	備考
便所	増築等に係る部分を有する階の数以上を設ける		<ul style="list-style-type: none"> ・既存の便所と新設する便所の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。
車椅子使用者用便房	増築等に係る部分を有する階で、便所を有する階に基準に沿った数を設ける		<ul style="list-style-type: none"> ・既存の車椅子使用者用便房と新設する車椅子使用者用便房の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。 ・必要数の算出に用いる面積は増築等に係る部分のみの面積を対象とする。
客席		基準なし	<ul style="list-style-type: none"> ・劇場等の客席以外の部分の増築等をする場合は改修は不要。
駐車場	基準に沿った数を設ける	駐車場全体で1箇所以上を設ける	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の車椅子使用者用駐車施設と新設する車椅子使用者用駐車施設の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。 ・増築等に係る部分に駐車場がない場合、左記以外の部分の基準を適用する。

16

【義務基準】増築等に関する規定の適用範囲について(政令第23条)

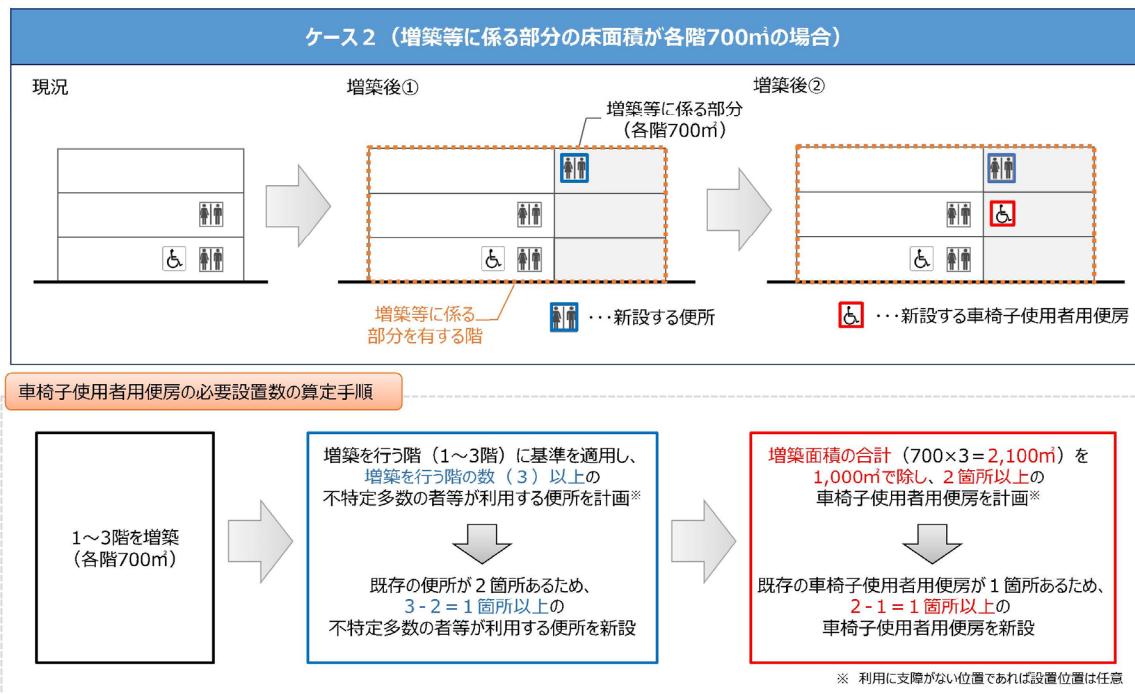
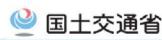


車椅子使用者用便房の必要設置数の算定手順



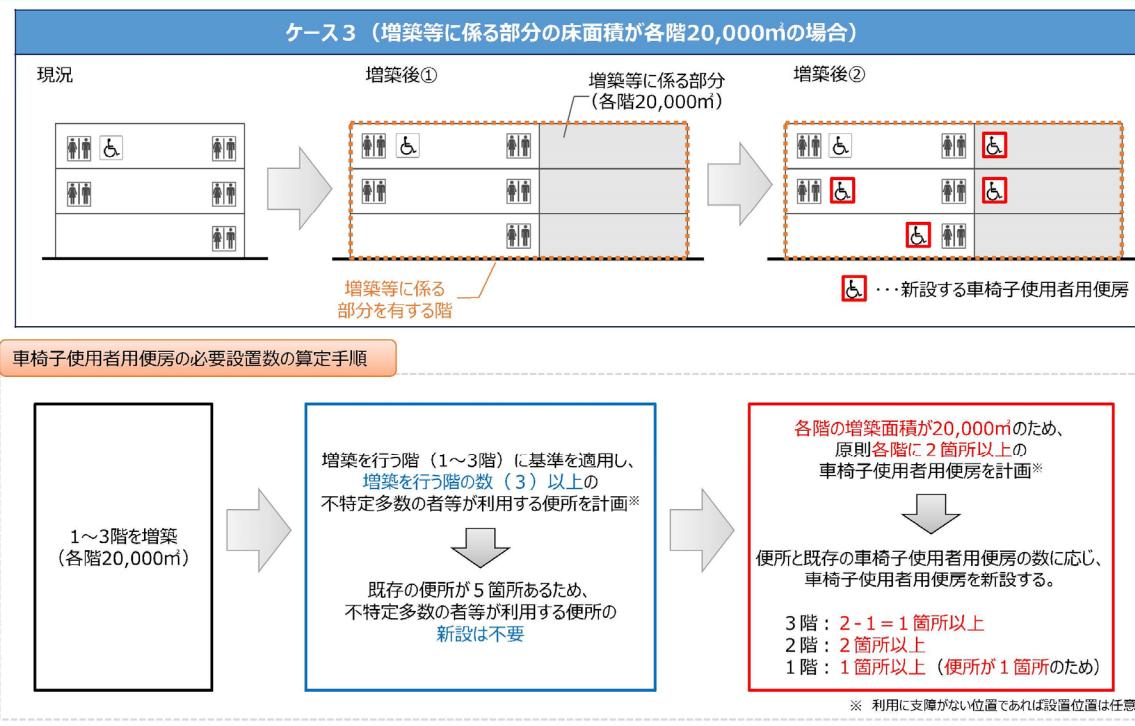
17

【義務基準】増築等に関する規定の適用範囲について(政令第23条)



18

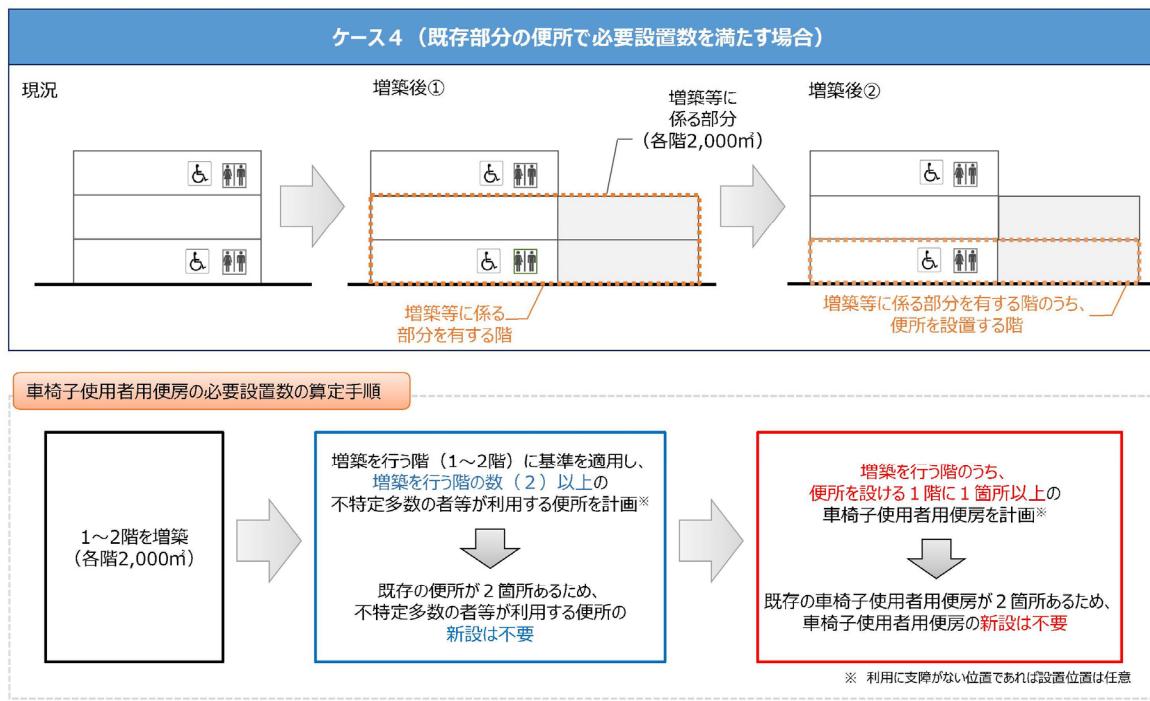
【義務基準】増築等に関する規定の適用範囲について(政令第23条)



19

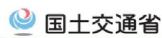
3. 便所、劇場等の客席、駐車場に係るバリアフリー基準の見直しについて

【義務基準】増築等に関する規定の適用範囲について(政令第23条)



20

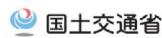
確認申請の際に明示すべき事項及び留意点(建築基準法施行規則第1条の3)



	図書の種類	明示すべき事項	留意事項
便所	各階平面図	政令第14条第1項に規定する便所の位置及び構造	<ul style="list-style-type: none"> 各便所、便房の位置に加えてその構造を記載し、告示に規定する車椅子使用者用便房の構造基準に適合する旨を明記する。 不特定多数の者等が利用しない階がある場合、当該階を不特定多数の者等が利用しない旨を明記する。 不特定多数の者等が利用する便所を各階に設けない場合、利用する上で支障がない旨を明記する。 床面積、利用方法等を勘案して不特定多数の者等が利用する階から除外する階がある場合、当該階を除外する旨及びその理由を明記する。 車椅子使用者用便房の設置を不要とする階がある場合、当該階への設置を不要とする旨及びその理由を明記する。
劇場等の客席	各階平面図	<p>劇場等の客席の名称及び位置、当該客席に設ける座席の数並びに当該客席に設ける車椅子使用者用部分の数、位置及び構造</p> <p>政令第19条第1項に規定する移動等円滑化経路の位置</p> <p>政令第19条第2項第2号から第4号までに規定する移動等円滑化経路を構成する出入り口、廊下等及び傾斜路の構造</p>	<ul style="list-style-type: none"> 劇場等の客席で移動可能な席等を設ける場合は、その種別（スタッキングチェアなど）及び位置を明記する。 当該客席の出入口から、車椅子使用者用部分に至る経路の1以上は移動等円滑化経路とし、その位置及び出入口、廊下等及び傾斜路の構造を明記する。
駐車場	配置図	<p>政令第18条第1項本文に規定する駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場における駐車施設の総数）</p> <p>政令第18条第1項に規定する車椅子使用者駐車施設の数、位置及び寸法</p> <p>その他政令第18条第1項ただし書きの規定に適合することを確認するために必要な事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 不特定多数の者等が利用しない駐車施設（従業員用駐車施設や公共用充電施設を有する駐車施設等）がある場合、その種類と位置を明記する。 機械式駐車場を車椅子使用者が利用する上で支障がないものとして整備する場合、その位置及び車椅子使用者が円滑に自動車に乗降する事が可能な場所を設ける旨を明記する。

21

【誘導基準】車椅子使用者用便房の設置基準について(省令第9条第1項)



- 車椅子使用者用便房は、多数の者が利用する便所内又は当該便所に近接する位置に1箇所以上を設ける。

	ケース1	ケース2	ケース3
車椅子使用者用便房の設置イメージ			
多数の者が利用する便所設置数	4	4	3
車椅子使用者用便房の必要設置数	4	4	3

便所の考え方（再掲）

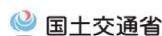
- ・同一階で男子用と女子用が離れて設置されていても、男子用と女子用の1組で1箇所とする

車椅子使用者用便房について男女の区別を設ける場合（再掲）

- ・男子用、女子用それぞれに1箇所以上を設けることが必要
- ・ただし、男子用（又は女子用）のみの便所が設置されている階においては、男子用（又は女子用）のみの車椅子使用者用便房とすることができる

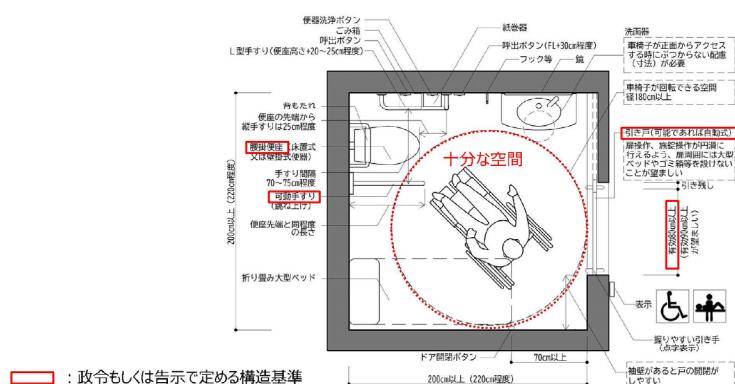
22

(再掲)車椅子使用者用便房の設置基準について(政令第14条第2項、省令第9条第1項)



- 車椅子使用者用便房とは、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める以下の構造の便房をいう。
 - ・腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること
 - ・車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること
- 政令19条の移動等円滑化経路に定めるとおり、以下の基準が適用される。
 - ・出入口の幅が80cm以上であること
 - ・出入口の戸が、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であること
 - ・出入口の前後に高低差がないこと

<車椅子使用者用便房の設計例>

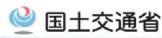


□ : 政令もしくは告示で定める構造基準

23

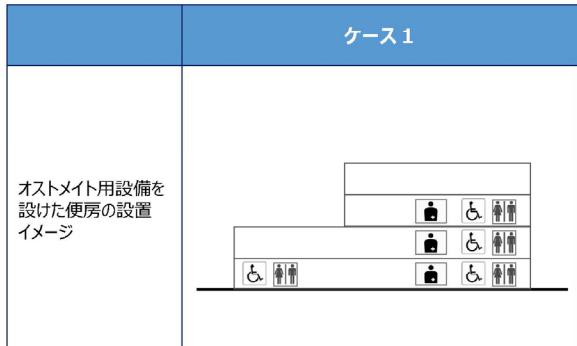
3. 便所、劇場等の客席、駐車場に係るバリアフリー基準の見直しについて

【誘導基準】オストメイト用設備等を有する便房について(省令第9条第2項)



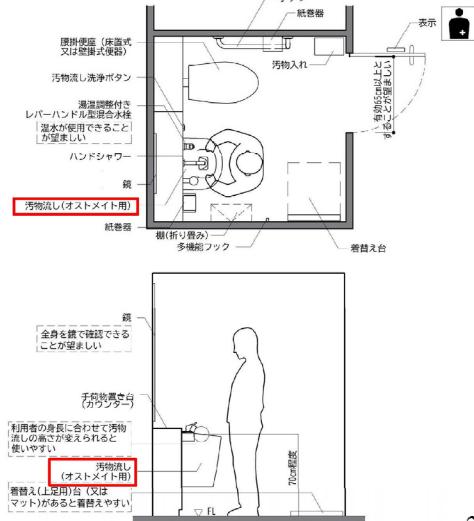
- 多数の者が利用する便所が設けられている階においては、便所のうち 1 箇所以上に、オストメイト用設備（高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具）を設けた便房を 1 箇所以上設ける。
- 男子用小便器のある便所が設けられている階においては、便所のうち 1 箇所以上に、床置式小便器等を 1 箇所以上設ける。

<オストメイト用設備を設けた便房の設計例>



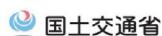
…オストメイト用設備を設けた便房

: 省令で定める構造基準



24

【誘導基準】増築等又は修繕等に関する規定の適用範囲について(省令第17条)



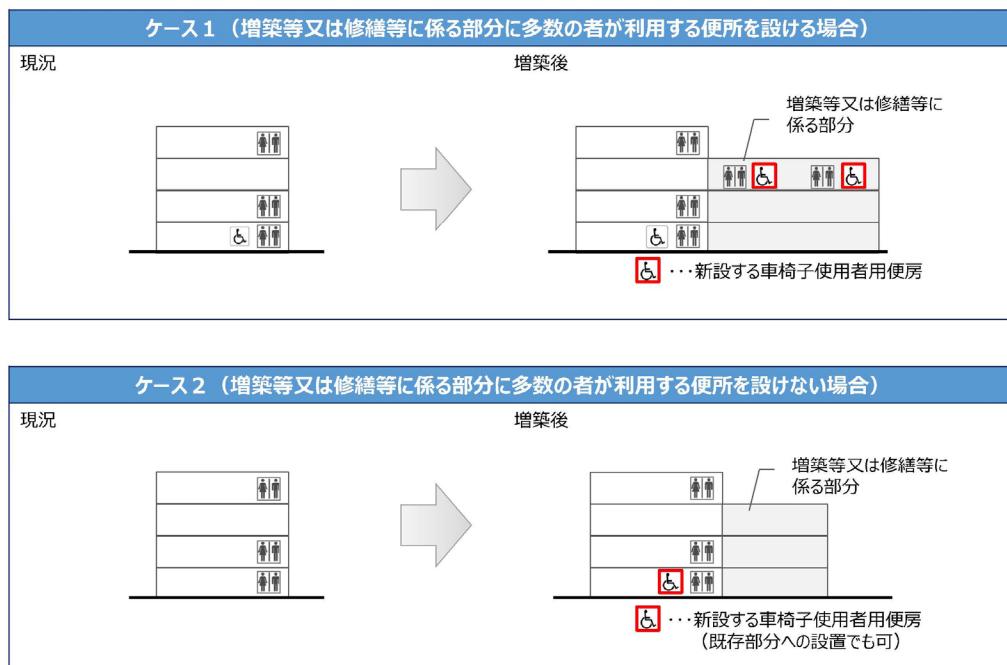
- 増築等又は修繕等をする場合には、以下の規定が適用される。
 - ① 増築等又は修繕等に係る部分に、多数の者が利用する便所を設ける場合、当該便所内又は当該便所に近接する位置に、車椅子使用者用便所を 1 箇所以上設ける。
 - ② 増築等又は修繕等に係る部分に、多数の者が利用する便所を設けない場合、車椅子使用者用便所を建築物全体で 1 箇所以上設ける。

	増築等又は修繕等に係る部分	左記以外の部分	備考
便所		建築物全体で 1 箇所以上	・増築等又は修繕等に係る部分に便所がない場合、左記以外の部分の基準を適用する。
客席	誘導基準への適合が必要	1 以上の客席に 2 箇所以上	・劇場等の客席以外の部分の増築等又は修繕等をする場合、左記以外の部分の基準を適用する。 ・客席とは無関係の部分を増築等又は修繕等する場合（複合施設で飲食店を増築等又は修繕等する場合など）は改修は不要。
駐車場		駐車場全体で 1 箇所以上	・増築等又は修繕等に係る部分に駐車場がない場合、左記以外の部分の基準を適用する。

25

【誘導基準】増築等又は修繕等に関する規定の適用範囲について(省令第17条)

国土交通省



26

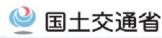
劇場等の客席に係る
義務基準の創設及び誘導基準の見直し

国土交通省

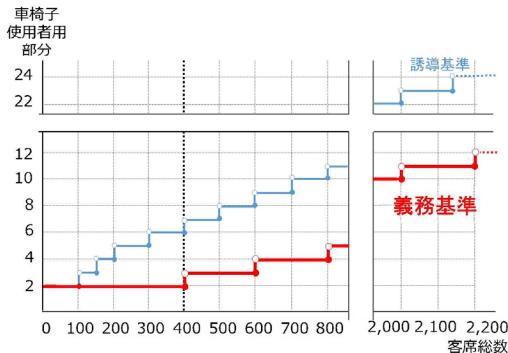
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

3. 便所、劇場等の客席、駐車場に係るバリアフリー基準の見直しについて

【義務基準】車椅子使用者用部分の設置基準について(政令第15条)



- 劇場等の客席における車椅子使用者用部分は、座席の総数に対する割合で定める数以上を設ける。
 - ① 座席の数が400以下の場合 2以上
 - ② 座席の数が401以上の場合 0.5%以上
- 同一建築物に複数の客席を設ける場合、各客席の座席数に応じて必要な数以上の車椅子使用者用部分を各客席に設ける。



複数の客席を設ける場合		
車椅子使用者用部分の設置イメージ	客席①(200席) 客席②(200席) 客席③(600席)	ロビー
車椅子使用者用部分の箇所数	客席① 200席の客席 2箇所以上 客席② 200席の客席 2箇所以上 客席③ 600席の客席 3箇所以上	

「客席」とは

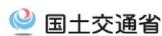
- ・設けられる個別の座席ではなく、劇場等における座席が並べられた室（空間）

「座席」とは

- ・床に固定された椅子を有する席（移動可能な席、スタッキングチェア、画面と連動して動く席などは座席に含まない）

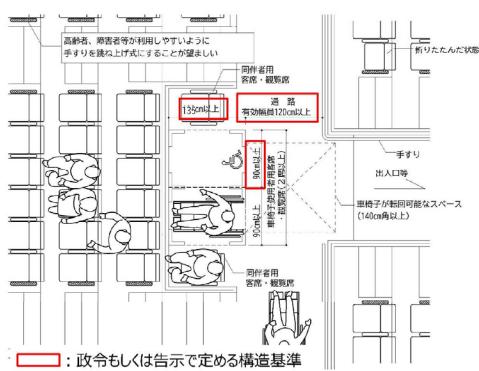
28

【義務基準】車椅子使用者用部分の構造について(政令第19条)

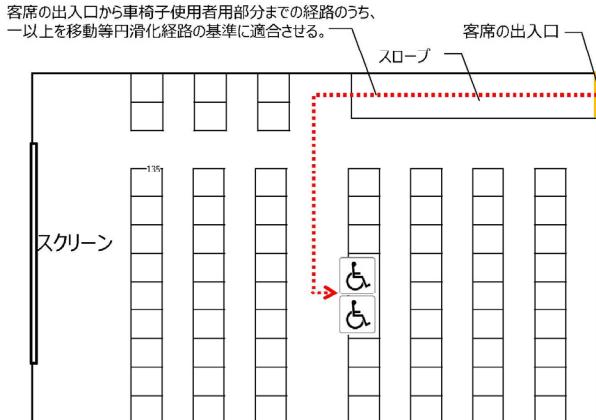


- 車椅子使用者用部分は、次に掲げるものでなければならない。
 - ・幅は、90cm以上とすること。
 - ・奥行きは、135cm以上とすること。
 - ・床は、平らとすること。
- 客席の出入口から車椅子使用者部分までの経路を移動等円滑化経路（政令19条）とする。

<車椅子使用者用部分の設計例>

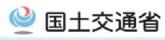


<車椅子使用者用部分までの経路のイメージ>



29

【義務基準】増築等に関する規定の適用範囲について(政令第23条)

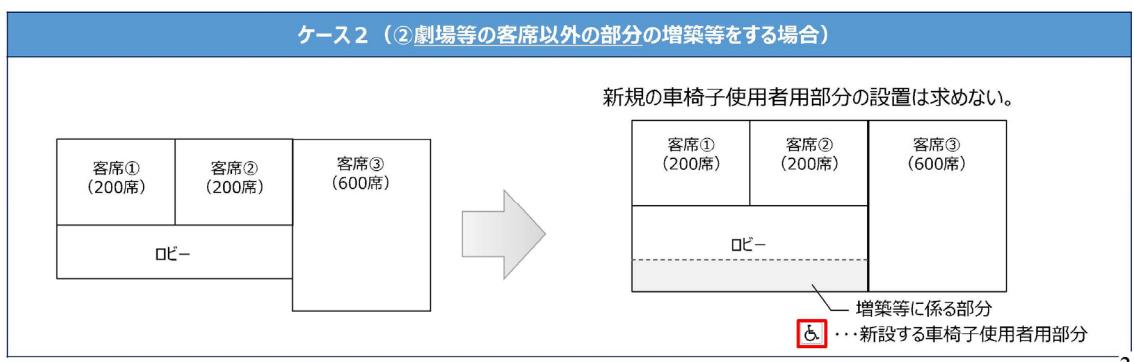
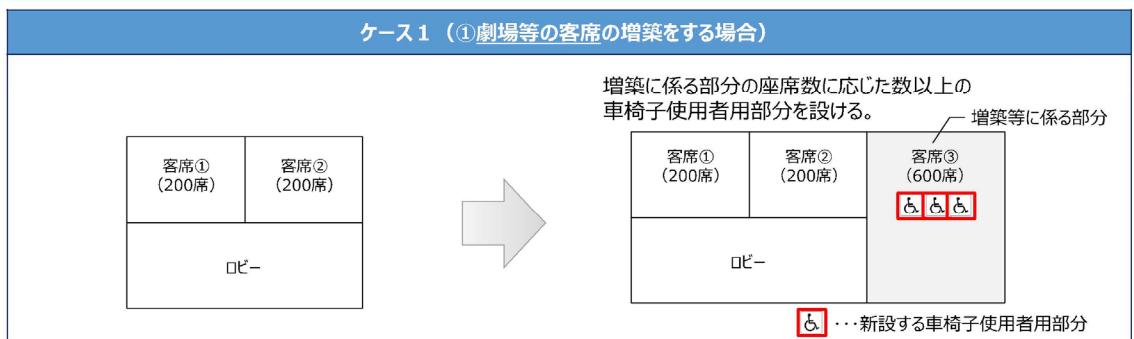
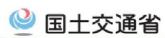


- 増築等をする場合には、以下の規定が適用される。
 - ① 劇場等の客席の増築等をする場合、**増築等に係る部分の座席数に応じた数以上の車椅子使用者用部分を設ける（既存部分への増設を含む）。**
 - ② 劇場等の客席以外の部分の増築等をする場合、車椅子使用者用部分に係る**改修は不要**。

	増築等に係る部分	左記以外の部分	備考
便所	増築等に係る部分を有する階の数以上を設ける		<ul style="list-style-type: none"> ・既存の便所と新設する便所の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。
車椅子使用者用便房	増築等に係る部分を有する階で、便所を有する階に基準に沿った数を設ける		<ul style="list-style-type: none"> ・既存の車椅子使用者用便房と新設する車椅子使用者用便房の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。 ・必要数の算出に用いる面積は増築等に係る部分のみの面積を対象とする。
客席		基準なし	<ul style="list-style-type: none"> ・劇場等の客席以外の部分の増築等をする場合は改修は不要。
駐車場	基準に沿った数を設ける	駐車場全体で1箇所以上を設ける	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の車椅子使用者用駐車施設と新設する車椅子使用者用駐車施設の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。 ・増築等に係る部分に駐車場がない場合、左記以外の部分の基準を適用する。

30

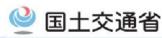
【義務基準】増築等に関する規定の適用範囲について(政令第23条)



31

3. 便所、劇場等の客席、駐車場に係るバリアフリー基準の見直しについて

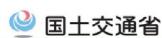
確認申請の際に明示すべき事項及び留意点(建築基準法施行規則第1条の3)



	図書の種類	明示すべき事項	留意事項
便所	各階平面図	政令第14条第1項に規定する便所の位置及び構造	<ul style="list-style-type: none"> 各便所、便房の位置に加えてその構造を記載し、告示に規定する車椅子使用者用便房の構造基準に適合する旨を明記する。 不特定多数の者等が利用しない階がある場合、当該階を不特定多数の者等が利用しない旨を明記する。 不特定多数の者等が利用する便所を各階に設けない場合、利用する上で支障がない旨を明記する。 床面積、利用方法等を勘案して不特定多数の者等が利用する階から除外する階がある場合、当該階を除外する旨及びその理由を明記する。 車椅子使用者用便房の設置を不要とする階がある場合、当該階への設置を不要とする旨及びその理由を明記する。
劇場等の客席	各階平面図	劇場等の客席の名称及び位置、当該客席に設ける座席の数並びに当該客席に設ける車椅子使用者用部分の数、位置及び構造	<ul style="list-style-type: none"> 劇場等の客席で移動可能な席等を設ける場合は、その種別（スタンディングエリアなど）及び位置を明記する。
		政令第19条第1項に規定する移動等円滑化経路の位置 政令第19条第2項第2号から第4号までに規定する移動等円滑化経路を構成する出入口、廊下等及び傾斜路の構造	<ul style="list-style-type: none"> 当該客席の出入口から、車椅子使用者用部分に至る経路の1以上は移動等円滑化経路とし、その位置及び出入口、廊下等及び傾斜路の構造を明記する。
駐車場	配置図	政令第18条第1項本文に規定する駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場における駐車施設の総数）	<ul style="list-style-type: none"> 不特定多数の者等が利用しない駐車施設（従業員用駐車施設や公用充電施設を有する駐車施設等）がある場合、その種類と位置を明記する。
		政令第18条第1項に規定する車椅子使用者駐車施設の数、位置及び寸法	
		その他政令18条第1項ただし書の規定に適合することを確認するために必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> 機械式駐車場を車椅子使用者が利用する上で支障がないものとして整備する場合、その位置及び車椅子使用者が円滑に自動車に乗降する事が可能な場所を設ける旨を明記する。

32

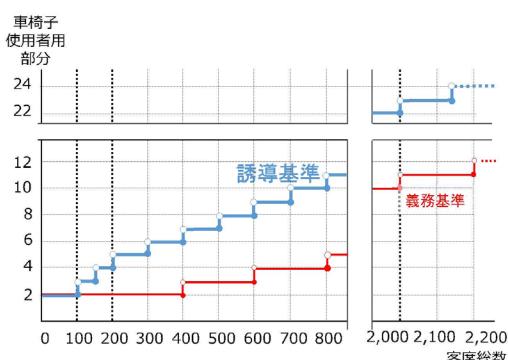
【誘導基準】誘導基準適合車椅子使用者用部分の設置基準について(省令第9条の2)



- 劇場等の客席における誘導基準適合車椅子使用者用部分は、座席の総数に対する割合で定める数以上を設ける。

① 座席の数が100以下の場合	2以上
② 座席の数が101以上200以下の場合	2%以上
③ 座席の数が201以上2000以下の場合	1% + 2以上
④ 座席の数が2001以上の場合	0.75% + 7以上

 また、③・④の場合は車椅子使用者部分を2箇所以上に分散して設ける。
- 同一建築物に複数の客席を設ける場合、各客席の座席数に応じて必要な数以上の誘導基準適合車椅子使用者用部分を各客席に設ける。



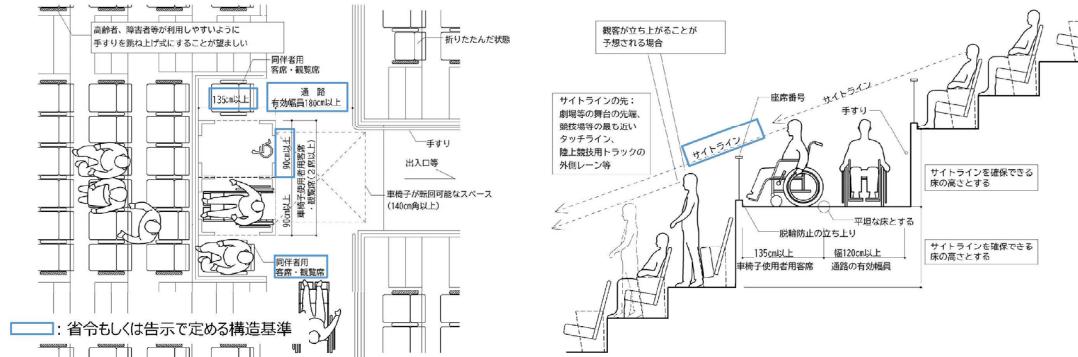
複数の客席を設ける場合		
誘導基準適合車椅子使用者用部分の設置イメージ	客席①(100席) 客席②(150席) 客席③(600席)	ロビー
誘導基準適合車椅子使用者用部分の箇所数	客席① 100席の客席 2箇所以上 客席② 150席の客席 3箇所以上 客席③ 600席の客席 8箇所以上	

33

【誘導基準】誘導基準適合車椅子使用者用部分の構造について(省令第3条他) 国土交通省

- 誘導基準適合車椅子使用者用部分は、次に掲げるものでなければならない。
 - ・幅は、**90cm以上**とすること。
 - ・奥行きは、**135cm以上**とすること。
 - ・床は、**平ら**とすること。
 - ・車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造とすること。
 - ・**同伴者用の座席又はスペース**を当該誘導基準適合車椅子使用者用部分に隣接して設けること。
 - ・客席の総数が**200**を超える場合は、2箇所以上に分散して設けること。
- 客席の出入口から誘導基準適合車椅子使用者用部分までの経路（車椅子使用者用経路）を廊下、スロープ等の基準（省令第3条、第5条等）に適合させる。

<誘導基準適合車椅子使用者用部分の設計例>



34

【誘導基準】増築等又は修繕等に関する規定の適用範囲について(省令第17条) 国土交通省

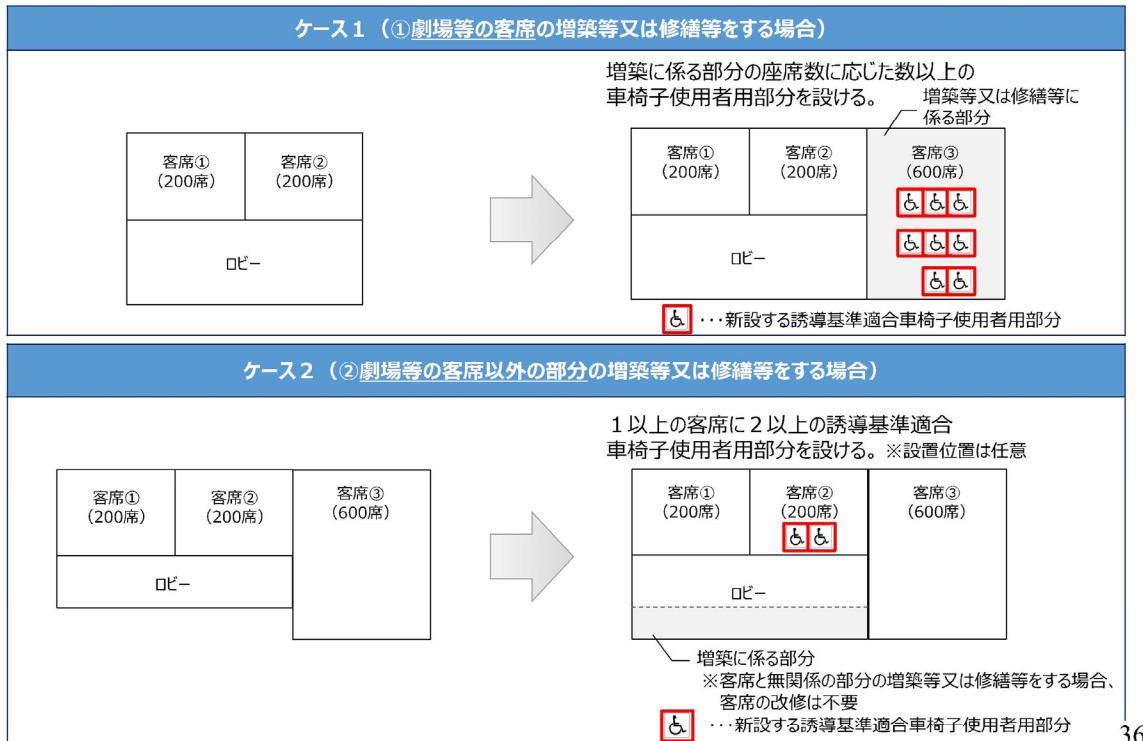
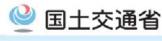
- 増築等又は修繕等をする場合には、以下の規定が適用される。
 - ① 劇場等の客席の増築等又は修繕等をする場合、増築等又は修繕等に係る部分の客席の総数に対する必要設置数以上の誘導基準適合車椅子使用者用部分を増築等又は修繕等に係る部分に設ける（既存部分への増設を含む）。
 - ② 劇場等の客席以外の部分の増築等又は修繕等をする場合、建築物全体で1以上の客席に2箇所以上の誘導基準適合車椅子使用者用部分を設ける。

	増築等又は修繕等に係る部分	左記以外の部分	備考
便所		建築物全体で1箇所以上	<ul style="list-style-type: none"> ・増築等又は修繕等に係る部分に便所がない場合、左記以外の部分の基準を適用する。
客席	誘導基準への適合が必要	1以上の客席に2箇所以上	<ul style="list-style-type: none"> ・劇場等の客席以外の部分の増築等又は修繕等をする場合、左記以外の部分の基準を適用する。 ・客席とは無関係の部分を増築等又は修繕等する場合（複合施設で飲食店を増築等又は修繕等する場合など）は改修は不要。
駐車場		駐車場全体で1箇所以上	<ul style="list-style-type: none"> ・増築等又は修繕等に係る部分に駐車場がない場合、左記以外の部分の基準を適用する。

35

3. 便所、劇場等の客席、駐車場に係るバリアフリー基準の見直しについて

【誘導基準】増築等又は修繕等に関する規定の適用範囲について(省令第17条)



36

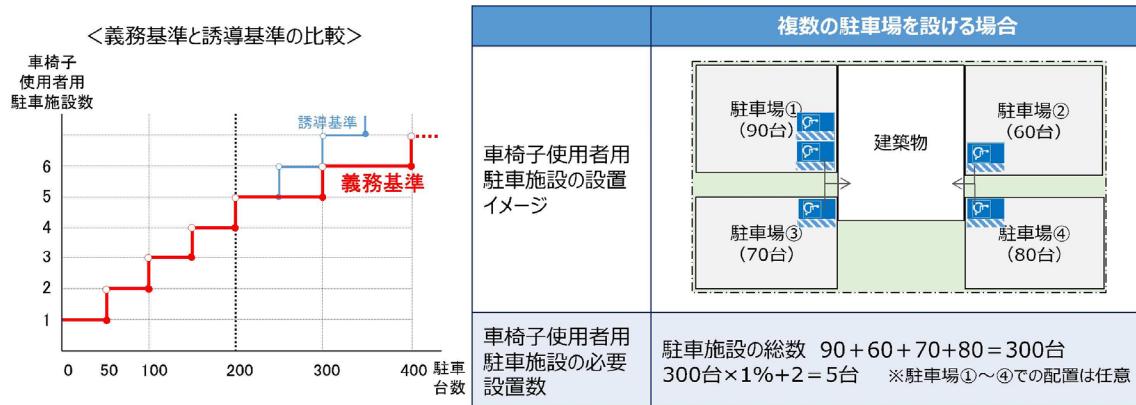
駐車場に係る 義務基準及び誘導基準の見直し



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

【義務基準】車椅子使用者用駐車施設の設置基準について(政令第18条第1項) 国土交通省

- 不特定多数の者等が利用する駐車場には、原則、駐車施設の数に対する割合で定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。
 - ① 駐車施設の総数が200以下の場合 2 %以上
 - ② 駐車施設の総数が201以上の場合 1 % + 2 以上
- 同一敷地内に複数の駐車場を設ける場合は、駐車施設の総数に対して必要な車椅子使用者用駐車施設の数を算定する。



「不特定多数の者等が利用する駐車場」、「当該駐車場に設ける駐車施設」に該当しないものとは

・従業員のみが利用する駐車場は、「不特定多数の者等が利用する駐車場」に該当しない。

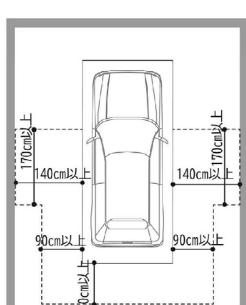
・公用充電施設を有する駐車施設等の使用者が限定される駐車施設は、「当該駐車場に設ける駐車施設」に該当しない。

38

【義務基準】機械式駐車場の取扱いについて(政令第18条第1項ただし書) 国土交通省

- 出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が設けられている機械式駐車場を車椅子使用者用駐車施設として設けることも可能とする。

<車椅子使用者が円滑に乗降可能な機械式駐車場の例>



フルフラット化の例

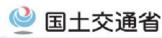


複数の駐車場を設ける場合①		複数の駐車場を設ける場合②
車椅子使用者用駐車施設の設置イメージ		
車椅子使用者用駐車施設の必要設置数	駐車施設の総数 $100 + 20 = 120$ 台 $120 \text{ 台} \times 2\% = 3$ 台 車椅子使用者用駐車施設の数 $\text{平面1台} + \text{機械式20台} = 21$ 台 $>$ 3 台	駐車施設の総数 $100 + 90 + 80 = 270$ 台 $270 \text{ 台} \times 1\% + 2\text{台} = 5$ 台 車椅子使用者用駐車施設の数 $\text{平面1台} + \text{機械式10台} = 11$ 台 $>$ 5 台

39

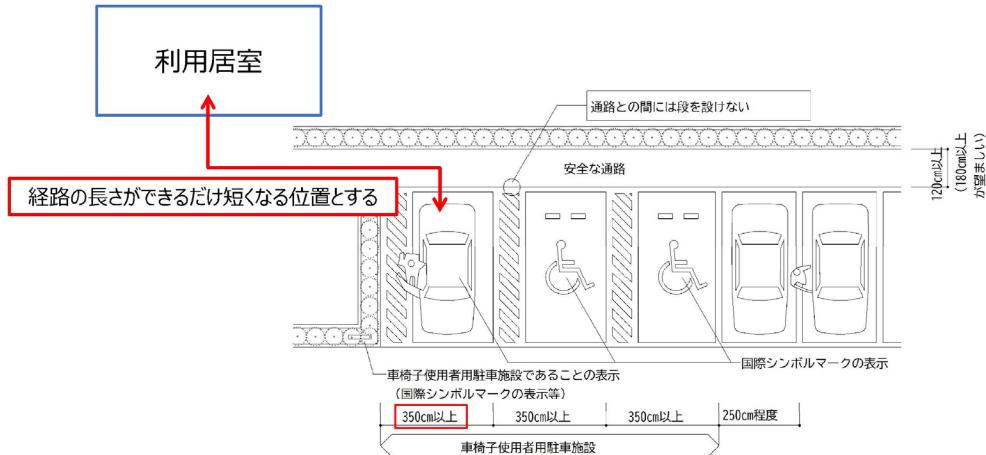
3. 便所、劇場等の客席、駐車場に係るバリアフリー基準の見直しについて

車椅子使用者用駐車施設の構造について(政令第18条第2項)



- 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。
 - ・幅は、**350cm以上**とすること。
 - ・当該車椅子使用者用駐車施設から**利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置**に設けること。

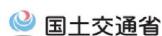
<車椅子使用者用駐車施設の設計例>



■ : 政令で定める構造基準 ※車椅子使用者用駐車施設の路面の青色塗装による利用対象者の情報提供などに取り組むことが重要。

40

【義務基準】増築等に関する規定の適用範囲について(政令第23条)

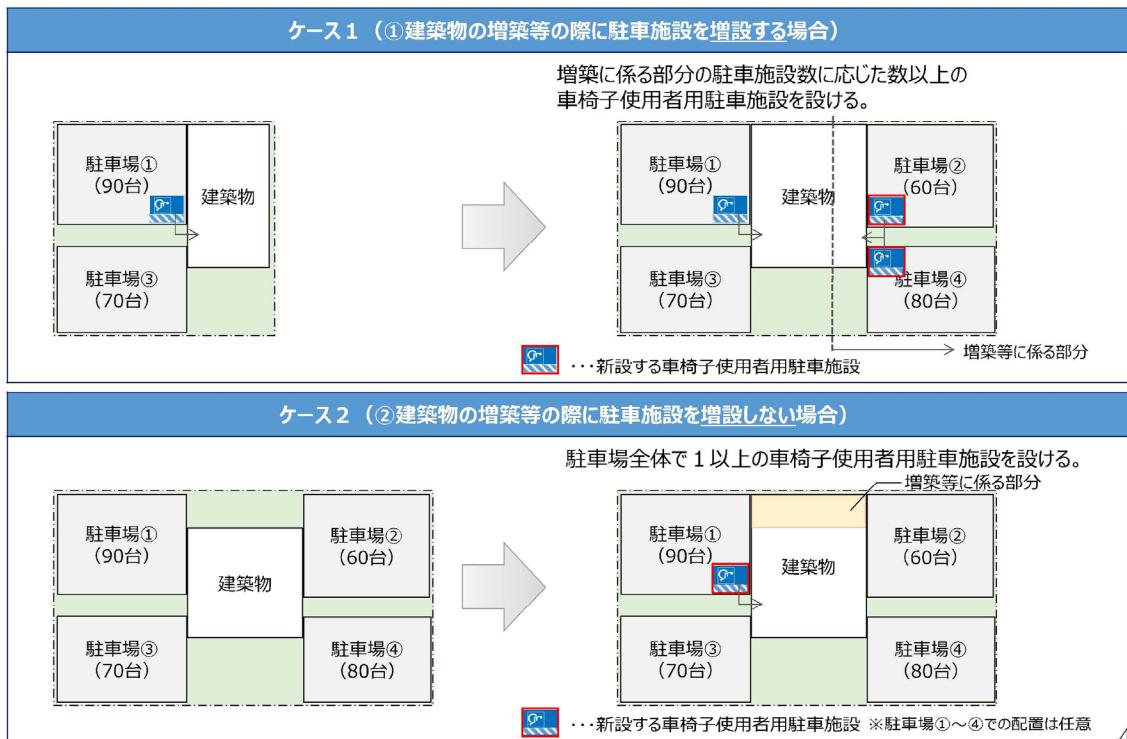
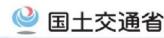


- 増築等をする場合には、以下の規定が適用される。
 - ① 増築等に係る部分に多数の者が利用する駐車場の**駐車施設がある場合**、**増築等に係る部分の駐車施設数に応じた数以上**の車椅子使用者用駐車施設を設ける。
 - ② 増築等に係る部分に多数の者が利用する駐車場の**駐車施設がない場合**、**駐車場全体で1以上**の車椅子使用者用駐車施設を設ける。
 - ③ 既存の車椅子使用者用駐車施設がある場合、既存のものの数と新設するものの数を合算して、**必要設置数を満たせばよい**こととする。

	増築等に係る部分	左記以外の部分	備考
便所	増築等に係る部分を有する階の数以上を設ける		・既存の便所と新設する便所の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。
車椅子使用者用便房	増築等に係る部分を有する階で、便所を有する階に基準に沿った数を設ける		・既存の車椅子使用者用便房と新設する車椅子使用者用便房の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。 ・必要数の算出に用いる面積は増築等に係る部分のみの面積を対象とする。
客席	基準に沿った数を設ける	基準なし	・劇場等の客席以外の部分の増築等をする場合は改修は不要。
駐車場		駐車場全体で1箇所以上を設ける	・既存の車椅子使用者用駐車施設と新設する車椅子使用者用駐車施設の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。 ・増築等に係る部分に駐車場がない場合、左記以外の部分の基準を適用する。

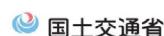
41

【義務基準】増築等に関する規定の適用範囲について(政令第23条)



42

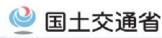
確認申請の際に明示すべき事項及び留意点(建築基準法施行規則第1条の3)



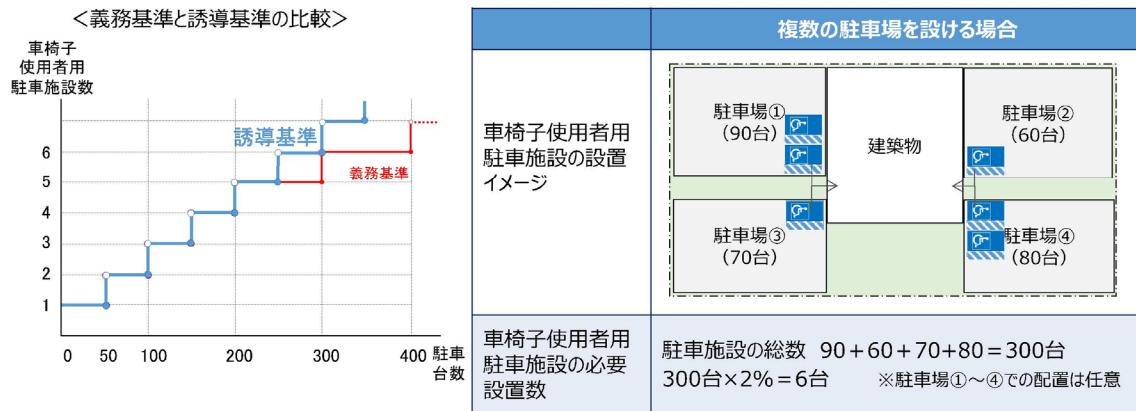
	図書の種類	明示すべき事項	留意事項
便所	各階平面図	政令第14条第1項に規定する便所の位置及び構造	<ul style="list-style-type: none"> 各便所、便房の位置に加えてその構造を記載し、告示に規定する車椅子使用者用便房の構造基準に適合する旨を明記する。 不特定多数の者等が利用しない階がある場合、当該階を不特定多数の者等が利用しない旨を明記する。 不特定多数の者等が利用する便所を各階に設けない場合、利用する上で支障がない旨を明記する。 床面積、利用方法等を勘案して不特定多数の者等が利用する階から除外する階がある場合、当該階を除外する旨及びその理由を明記する。 車椅子使用者用便房の設置を不要とする階がある場合、当該階への設置を不要とする旨及びその理由を明記する。
劇場等の客席	各階平面図	劇場等の客席の名称及び位置、当該客席に設ける座席の数並びに当該客席に設ける車椅子使用者用部分の数、位置及び構造 政令第19条第1項に規定する移動等円滑化経路の位置 政令19条第2項第2号から第4号までに規定する移動等円滑化経路を構成する出入口、廊下等及び傾斜路の構造	<ul style="list-style-type: none"> 劇場等の客席で移動可能な席等を設ける場合は、その種別（スタンディングチアなど）及び位置を明記する。 当該客席の出入口から、車椅子使用者用部分に至る経路の1以上は移動等円滑化経路とし、その位置及び出入口、廊下等及び傾斜路の構造を明記する。
駐車場	配置図	政令第18条第1項本文に規定する駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場における駐車施設の総数） 政令第18条第1項に規定する車椅子使用者駐車施設の数、位置及び寸法 その他政令18条第1項ただし書きの規定に適合することを確認するために必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> 不特定多数の者等が利用しない駐車施設（従業員用駐車施設や公共用充電施設を有する駐車施設等）がある場合、その種類と位置を明記する。 機械式駐車場を車椅子使用者が利用する上で支障がないものとして整備する場合、その位置及び車椅子使用者が円滑に自動車に乗降する事が可能な場所を設ける旨を明記する。

43

【誘導基準】車椅子使用者用駐車施設の設置基準について(省令第12条)



- 多数の者等が利用する駐車場には、原則、駐車施設の総数の2%以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。
- 同一敷地内に複数の駐車場を設ける場合は、駐車施設の総数に対して必要な車椅子使用者用駐車施設の数を算定する。

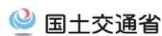


「多数の者等が利用する駐車場に設ける駐車施設」に該当しないものとは

・公用充電施設を有する駐車施設等の使用者が限定される駐車施設は、「当該駐車場に設ける駐車施設」に該当しない。

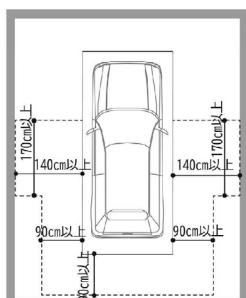
44

【誘導基準】機械式駐車場の取扱いについて(省令第12条ただし書)



- 出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が設けられている機械式駐車場を車椅子使用者用駐車施設として設けることも可能とする。

＜車椅子使用者が円滑に乗降可能な機械式駐車場の例＞



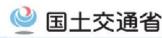
フルフラット化の例



複数の駐車場を設ける場合①	複数の駐車場を設ける場合②
<p>車椅子使用者用駐車施設の設置イメージ</p> <p>平面駐車場(100台) 機械式駐車場*(20台)</p> <p>※車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な機械式駐車場</p>	<p>平面駐車場(100台) 機械式駐車場①(90台) 機械式駐車場②(80台)</p> <p>① 90台分の駐車施設のうち、10台分がバリアフリー対応している機械式駐車場 ② 車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することができる場所を設けない機械式駐車場</p>
<p>車椅子使用者用駐車施設の必要設置数</p> <p>駐車施設の総数 100+20=120台 120台×2%=3台</p> <p>車椅子使用者用駐車施設の数 平面1台+機械式20台=21台 > 3台</p>	<p>駐車施設の総数 100+90+80=270台 270台×2%=6台</p> <p>車椅子使用者用駐車施設の数 平面1台+機械式①10台=11台 > 6台</p>

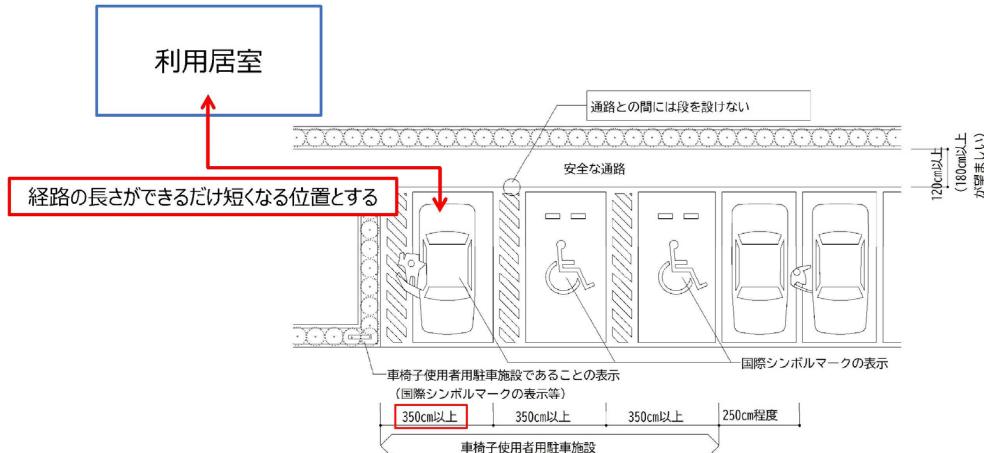
45

(再掲)車椅子使用者用駐車施設の構造について(政令第18条第2項)



- 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。
 - ・幅は、**350cm以上**とすること。
 - ・当該車椅子使用者施設から**利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置**に設けること。

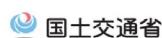
<車椅子使用者用駐車施設の設計例>



■ : 政令で定める構造基準 ※車椅子使用者用駐車施設の路面の青色塗装による利用対象者の情報提供などに取り組むことが重要。

46

【誘導基準】増築等又は修繕等に関する規定の適用範囲について(省令第17条)



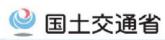
- 増築等又は修繕等をする場合には、以下の規定が適用される。
 - ① 増築等又は修繕等に係る部分に、多数の者が利用する駐車場の**駐車施設がある場合**、
増築等又は修繕等に係る部分の駐車施設の総数に対する必要設置数以上の車椅子使用者用駐車施設を増築等又は修繕等に係る部分に設ける（既存部分への増設を含む）。
 - ② 増築等又は修繕等に係る部分に、多数の者が利用する駐車場の**駐車施設がない場合**、
駐車場全体で1箇所以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。

	増築等又は修繕等に係る部分	左記以外の部分	備考
便所		建築物全体で1箇所以上	・増築等又は修繕等に係る部分に便所がない場合、左記以外の部分の基準を適用する。
客席	誘導基準への適合が必要	1以上の客席に 2箇所以上	・劇場等の客席以外の部分の増築等又は修繕等をする場合、左記以外の部分の基準を適用する。 ・客席とは無関係の部分を増築等又は修繕等する場合（複合施設で飲食店を増築等又は修繕等する場合など）は改修は不要。
駐車場		駐車場全体で1箇所以上	・増築等又は修繕等に係る部分に駐車場がない場合、左記以外の部分の基準を適用する。

47

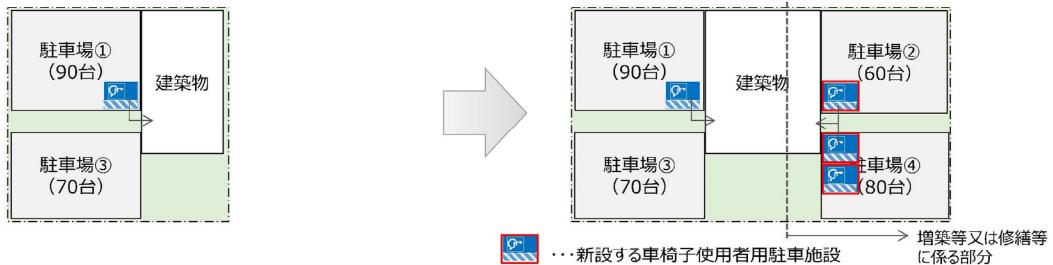
3. 便所、劇場等の客席、駐車場に係るバリアフリー基準の見直しについて

【誘導基準】増築等又は修繕等に関する規定の適用範囲について(省令第17条)



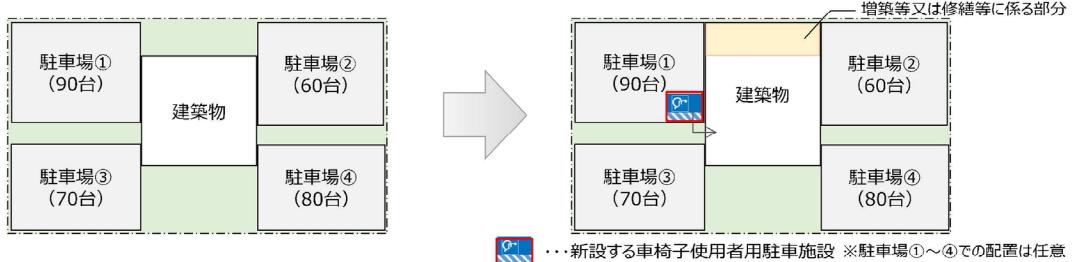
ケース1 (①建築物の増築等の際に駐車施設等を増設する場合)

増築等又は修繕等に係る部分の駐車施設数に応じた数
以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。



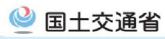
ケース2 (②建築物の増築等の際に駐車施設を増設しない場合)

全体で1以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。



48

今般の改正について



改正の概要、条文の新旧対照表など、今般の改正についての情報は、以下をご参照ください。

国土交通省HPホーム>政策・仕事>住宅・建築>建築>建築物におけるバリアフリーについて>
トイレ、駐車場、劇場等の客席に関するバリアフリー基準の改正について（令和7年6月1日施行）
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html

49

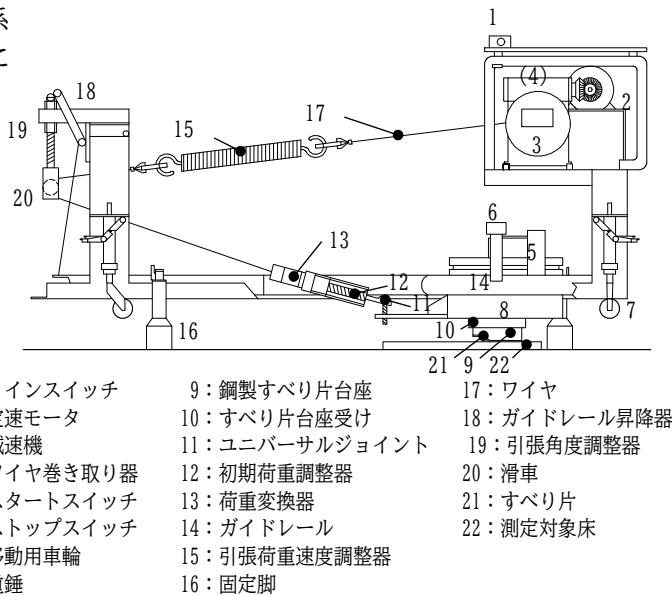
4. 床の滑り

- ・床の材料及び仕上げは床の使用環境を考慮した上で、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるものとする。

4.1 履物着用の場合の滑り

4.1.1 評価指標

- ・床の滑りの指標として、JIS A 1454（高分子系張り床材試験方法）に定める床材の滑り性試験によって測定される滑り抵抗係数（C.S.R）を用いる。



JIS A 1454に準拠している滑り試験機の例

4.1.2 評価方法

- ・床の材料・仕上げは、当該部位の使用条件を勘案した上で、表-1の滑り抵抗係数の推奨値（案）を参考にして適切な材料・仕上げとすることが望ましい。

留意点：滑り抵抗係数の推奨値（案）

- ・(社)日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事WG『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値(案)』(2008年6月)では、履物着用・素足・斜路及び、階段(踏面と段鼻をあわせた評価)・杖の滑り等について推奨値(案)を示している。

■ 表-1 履物着用の場合の滑り 日本建築学会※の推奨値（案）

床の種類	単位空間等	推奨値(案)
履物を履いて動作する床、路面	敷地内の通路、建築物の出入口、屋内の通路、階段の踏面・踊場、便所・洗面所の床	C.S.R=0.4以上
	傾斜路(傾斜角:θ)	C.S.R- $\sin\theta$ =0.4以上
	客室の床	C.S.R=0.3以上

(※(社)日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事WG
『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値(案)』(2008年6月))

4. 床の滑り

4.2 素足の場合の滑り（※ここでは大量の水や石鹼水などかかる床を想定）

4.2.1 評価指標

- 床の滑りの指標として、JIS A 1509-12（陶磁器質タイル試験方法－第12部：耐滑り性試験方法）に定める耐滑り性試験方法によって測定される素足の場合の滑り抵抗値（C.S.R・B）を用いる。

4.2.2 評価方法

- 床の材料・仕上げは、当該部位の使用条件を勘案した上で、表－2の滑り抵抗値の推奨値（案）を参考にして適切な材料・仕上げとすることが望ましい。

留意点：床の材料・仕上げ選択時の留意点

- 材料・仕上げのC.S.R値等を確認するときには、床の使用条件（下足（靴、運動靴、サンダル等）・上足（靴下・スリッパ等）・素足）や、雨掛かり、ほこり・水分・油の有無等）を考慮し、試験時の滑り片、試験片の表面状態を確認することが望ましい。
- 階段の滑りには、踏面だけでなく段鼻の滑りも大きく影響するため、滑りにくい段鼻材を選ぶことが望ましい。
- 特に高齢者等にとっては、床を滑りにくくしすぎると、つまずき等の原因となることがあることについても留意することが望ましい。
- 滑りに配慮した材料・仕上げを用いることとあわせて、水溜まり等ができないよう、水はけ（水勾配の確保や床下地の不陸調整）にも留意することが望ましい。
- 床の滑りは、歩行や清掃等に伴う摩耗により、竣工時の状況から変化することに留意して、床材料や防滑保護材を選択することが望ましい。

留意点：大量の水や石鹼水などかかる床以外における素足の場合の滑り

- 一般に、素足で歩く可能性はあるが大量の水や石鹼水などかかる床では、素足より靴下の方が滑りやすい場合が多いことから、すべり片を靴下としたC.S.R値で安全側に評価できる可能性が高い。

■ 表－2 素足の場合の滑り 日本建築学会※の推奨値（案）

床の種類	単位空間等	推奨値（案）
素足で動作し 大量の水や 石鹼水などが かかる床	浴室（大浴場）、プールサイドシャワー室・更衣室の床	C.S.R・B=0.7以上
	客室の浴室・シャワー室の床	C.S.R・B =0.6以上

（※（社）日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事WG
『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値（案）』（2008年6月））

4.3 滑りの差

- 突然滑り抵抗が変化すると滑ったりつまずいたりする危険が大きいため、同一の床において、滑り抵抗に大きな差がある材料の複合使用は避けることが望ましい。

留意点：視覚障害者誘導用ブロック等の材料

- 金属製の視覚障害者誘導用ブロックは、雨滴によりスリップしやすいので、敷地内の通路や建築物の出入り口等に使用する際には十分配慮することが望ましい。
- グレーチングやマンホール蓋も、雨滴によりスリップしやすいので、敷地内の通路や建築物の出入口等に使用する際には、滑りに配慮されたものを使用する等、十分配慮することが望ましい。

留意点：建築物の利用時における適切な床の滑りの維持・確保

- 床の滑りは、歩行や清掃等に伴う摩耗により、竣工時の状況から変化することに留意して、メンテナンスを行うことが望ましい。
- 建築物の床を改修する場合においても、滑り抵抗係数が各推奨値（案）を満足する材料、仕上げを採用することが望ましい。

5. 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準に関する フォローアップ会議及びサイトラインの確保等に係る検討WGについて

5.1 委員名簿(2025(令和7)年3月時点)

5.1.1 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準に関するフォローアップ会議

【学識経験者】

高橋 儀平	東洋大学	名誉教授【座長】
佐藤 克志	日本女子大学 建築デザイン学部 建築デザイン学科	教授
菅原 麻衣子	東洋大学 福祉社会デザイン学部 人間環境デザイン学科	教授
松田 雄二	東京大学大学院 工学系研究科建築学専攻	准教授
布田 健	国立研究開発法人 建築研究所	研究専門役

【障害者・高齢者団体】50音順

浅香 博文	社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会	理事
岩崎 満男	一般社団法人 日本パラリンピアンズ協会	理事
大竹 浩司	一般財団法人 全日本ろうあ連盟	理事
大谷 喜博	一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会	副会長
大濱 真	公益社団法人 全国脊髄損傷者連合会	代表理事
大藪 定信	公益財団法人 全国老人クラブ連合会	政策委員会幹事
織田 友理子	特定非営利活動法人 PADM（遠位型ミオパチー患者会）	代表理事
小幡 恭弘	公益社団法人 全国精神保健福祉会連合会	事務局長
佐藤 聰	特定非営利活動法人 D P I 日本会議	事務局長
三澤 一登	一般社団法人 日本発達障害ネットワーク	副理事長
三宅 隆	社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合	常務理事/組織部長

【事業者団体】50音順

荒井 昭雄	一般社団法人 全日本駐車協会	専務理事
有野 一馬	一般社団法人 全日本ホテル連盟	専務理事
石井 滋	一般社団法人 日本フードサービス協会	常務理事
江澤 和彦	公益社団法人 日本医師会	常任理事
小林 由人	一般社団法人 日本ホテル協会	事務局長
諫訪 綾子	一般社団法人 全国銀行協会	ハブリック・リレーション部長
高橋 直樹	一般社団法人 不動産協会	
谷口 洋一	一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会	
中原 修	一般社団法人 日本ビルディング協会連合会	政策委員
長友 淳恭	日本チェーンストア協会	常務理事
難波 義夫	一般社団法人 日本病院会	常任理事
原田 健児	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会	事務局長

【劇場等関係団体】50音順

中島 智彦	全国興行生活衛生同業組合連合会	事務局長
間瀬 勝一	公益社団法人 全国公立文化施設協会	名誉アドバイザー

5. 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準に関するフォローアップ会議及び サイトラインの確保等に係る検討WGについて

【建築関係団体】 50 音順

古田 安人	一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会	
本多 健	公益社団法人 日本建築士会連合会	
三浦 大作	一般社団法人 日本建設業連合会	
	建築本部 建築設計委員会 設計企画部会 制度・資格・教育専門部会 主査	
村山 純二	公益社団法人 日本建築家協会	
山野井 直	公益社団法人 国際観光施設協会	チームリーダー
若尾 一夫	一般社団法人 日本建材・住宅設備産業協会	標準化推進部長

【地方公共団体】

藤谷 公平	東京都都市整備局 市街地建築部 建築企画課	課長代理
亀元 靖彦	大阪府都市整備部 住宅建築局 建築環境課	課長補佐
中村 奈美	横浜市建築局 建築企画課 担当係長	
木原 佑希子	日本建築行政会議（JCBA）防災部会バリアフリー分科会主査（神奈川県県土整備局）	

【事務局】

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付	
株式会社 市浦ハウジング&プランニング	
一般財団法人 国土技術研究センター	

5.1.2 サイトラインの確保等に係る検討WG

【学識経験者】

高橋 儀平	東洋大学	名誉教授【座長】
佐藤 克志	日本女子大学建築デザイン学部建築デザイン学科	教授

【障害者団体等】

浅香 博文	社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会	理事
大濱 真	公益社団法人 全国脊髄損傷者連合会	代表理事
佐藤 聰	特定非営利活動法人 D P I 日本国會議	事務局長
今村 登	全国自立生活センター協議会	
織田 友理子	特定非営利活動法人 PADM（遠位型ミオパチー患者会）	代表理事

【事業者団体】

千葉 昭浩	ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（Bリーグ）	クラブライセンス諮問委員
-------	----------------------------------	--------------

【劇場等関係団体】

中島 智彦	全国興行生活衛生同業組合連合会	常務理事／事務局長
間瀬 勝一	公益社団法人 全国公立文化施設協会	名誉アドバイザー

【建築関係団体】

古田 安人	一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会	
村山 純二	公益社団法人 日本建築家協会	
本多 健	公益社団法人 日本建築士会連合会	

5. 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準に関するフォローアップ会議及び サイトラインの確保等に係る検討WGについて

【審査者団体】

藤谷 公平	東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課	課長代理
山口 直哉	愛知県 建築局 公共建築部 住宅計画課	主査
瀬田 裕	一般財団法人 日本建築センター 確認検査部 建築審査課	副主査
樽井 智希	日本ERI 株式会社 確認評価部 確認評価審査グループ	

【事務局】

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付
株式会社 市浦ハウジング＆プランニング
一般財団法人 国土技術研究センター

5.2 開催経緯(2024（令和6）年度)

5.2.1 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準に関するフォローアップ会議

- ・第7回：2024（令和6）年10月18日 web会議方式
- ・第8回：2025（令和7）年 3月 7日 web会議方式

5.2.2 サイトラインの確保等に係る検討WG

- ・第1回：2024（令和6）年 6月27日 web会議方式
- ・第2回：2024（令和6）年10月 4日 web会議方式
- ・第3回：2024（令和6）年12月 9日 web会議方式
- ・第4回：2025（令和7）年 1月28日 web会議方式